

市場経済化支援に関する基礎研究

報告書

平成8年3月

国際協力事業団
国際協力総合研修所

総研

J R

96-34

序 文

ポスト冷戦の世界では、旧社会主義諸国の中央計画経済から市場経済への円滑な移行が、開発援助の新たなイシューとして注目を集め、他方で、リーディング・ドナーとしての日本の大きな援助課題となった。事業団としても、この課題にどう対応するか早急な検討が求められている。

このような状況のもとで、本調査研究では、市場経済化に関する基礎的な知識を整理するとともに、国際機関、主要先進国等援助機関の当該分野におけるこれまでの取り組み、並びに各事業部のこれまでの対応についての状況を把握した上で、事業団としての市場経済化支援のあり方について基礎的な検討を行った。

本調査研究の取りまとめは、同検討会座長である加藤圭一企画部企画課長と同検討会主査である山下雅弘国際協力専門員を始めとする検討会委員及びタスクフォースメンバーの努力に負うところ大であり、ここに心より感謝申し上げたい。

本報告書の内容はあくまで予備的な検討結果を取りまとめたものであり、今後さらに検討すべき点は多々残されているが、本報告書が今後の議論の足がかりとなり、本課題に対する効果的かつ適切な取り組みを検討するうえでの一助となれば幸いである。

なお、本報告書に記載された内容は、検討会委員の助言のもとにタスクフォースメンバーが執筆したものであり、国際協力事業団の意見を代表するものではないことを申し添える。

平成 8 年 3 月

国際協事業団
国際協力総合研修所
所長 岩波 和俊

調査研究の概要

1．経緯と目的

第二次世界大戦後続いていた冷戦は、1990年に終結し、それを一つの大きな契機として、旧社会主義諸国の中央計画経済から市場経済への円滑な移行が、開発援助の新たなイシューとして国際社会の注目を浴びるとともに、トップ・ドナーとしての日本の大きな援助課題となっている。技術協力の実施機関である国際協力事業団（以下、JICAと略す）としても、この課題に対する積極的な対応が求められている。

JICAにおける市場経済化支援に関する技術協力実績は、そうした状況の下で近年急速に増大しているが、これまでのところ、JICAとしてこの新たなイシューに対してどのような基本的な考え方、方針で取り組むのか、また、本分野への効果的な協力を行うには、市場経済化についての包括的な理解が不可欠であるといった課題が整理される必要がある。

本調査研究では、以上のような状況のもとに市場経済化に関する基礎的な知識を整理するとともに、国際機関、主要先進国等援助機関の当該分野におけるこれまでの取り組み、並びにJICAの各事業部のこれまでの対応についての状況を把握した上で、JICAとして市場経済化支援にどのような考え方を持ってどのように取り組むのか等を検討し、JICA全体としての今後の本課題に対する効果的かつ適切な取り組みに資する準備的、基礎的な検討を行うことを目的としている。

2．内容と範囲

本調査研究は、以下の点をカバーする。

- (1) 当該協力事業に携わる者が市場経済化支援関連事業を実施するに当たって承知しておくべき基礎的な知識の整理
- (2) JICAにおける市場経済化支援関連事業の実施状況及び他ドナーの動向
- (3) 市場経済化支援に対する基本的な考え方、および取り組み方の検討
- (4) 業務実施上の留意事項
- (5) 今後の検討課題

3. 検討会メンバー及びスケジュール

委員

加藤 圭一	企画部企画課長（座長）
松浦 正三	企画部地域第一課長（平成7年12月まで）
中村 三樹男	企画部地域第一課長（平成8年1月から）
山口 公章	基礎調査部基礎調査第一課長
金子 節志	研修事業部管理課長
佐藤 幹治	派遣事業部計画課長
富本 幾文	社会開発調査部社会開発調査第一課長
木村 信雄	社会開発協力部計画課長
斎藤 登	農林水産開発調査部計画課長
本城 薫	鉱工業開発調査部計画課長
下村 則夫	鉱工業開発協力部計画課長
山下 雅弘	国際協力専門員
隆杉 実夫	国際協力総合研修所調査研究課長（事務局兼務）

タスクフォース

山下 雅弘	国際協力専門員（主査）
小澤 勝彦	基礎調査部基礎調査第一課 課長代理
蔵方 宏	研修事業部研修第一課 課長代理
中野 智	派遣事業部計画課
木邨 洗一	社会開発調査部計画課 課長代理
永友 紀章	農林水産開発調査部農業開発調査課
岡田 実	鉱工業開発調査部工業開発調査課
大岩 隆明	国際協力総合研修所調査研究課 課長代理 （事務局兼務）
相原 泰章	国際協力総合研修所調査研究課ジュニア専門員 （平成8年2月まで） （事務局兼務）
篠山 和良	国際協力総合研修所調査研究課（事務局兼務） （平成8年2月から）

検討会スケジュール

第1回	11月 8日（水）
第2回	12月 6日（水）
第3回	1月11日（木）
第4回	2月 7日（水）
第5回	2月21日（水）

（以後、最終的な取りまとめのために、追加的な会合を行った。）

目 次

序文

調査研究の概要	i
---------------	---

要約	v
----------	---

1．市場経済化に対する経済学からの捉え方

1 - 1 「市場」とは何か?	1
1 - 2 「市場経済」とは何か?	2
1 - 3 「市場経済化」とは何か?	3
1 - 4 市場経済化を巡る論争とは何か?	7

2．市場経済化の現状

2 - 1 概観	13
2 - 2 移行経済諸国の経済構造とマクロ経済安定化	20
2 - 3 移行の指標と評価	23

3．国際機関、主要先進国等援助機関による支援の現状

3 - 1 国際通貨基金 (I M F)	27
3 - 2 世界銀行グループ	29
3 - 3 欧州復興開発銀行 (E B R D)	32
3 - 4 経済協力開発機構 (O E C D)	34
3 - 5 主要先進国援助機関等	36

4．日本の支援の現状

4 - 1 政府の取り組み	38
4 - 2 有償資金協力	39
4 - 3 技術協力	40

5．市場経済化支援と技術協力

5 - 1 市場経済化支援の対象領域とソフトな協力・知的支援	45
5 - 2 市場経済化支援における技術協力の実施体制	47
5 - 3 市場経済化支援における技術協力の取り組みと留意点	49
5 - 4 市場経済化支援に関わる J I C A の課題	51

添付資料

別添 1．途上国の社会経済体制と市場経済	59
別添 2．構造調整への世銀のアプローチ	64
別添 3．J I C A の技術協力におけるソフト化の重視	67
別添 4．市場経済移行国への J I C A 事業実績の推移	71
別添 5．参考文献	75

図表リスト

1 . 市場経済化に対する経済学からの捉え方	
図 1 - 1 : 部門間資源移動モデル - サックス・ウーモデルとその拡張性.....	4
図 1 - 2 : 市場経済化のイメージ図.....	6
図 1 - 3 : 改革の段階 (世界銀行が提示した標準的なケース).....	8
表 1 - 1 : 何を漸進的に進め得るか?	10
表 1 - 2 : 移行過程における経済システムの変化	
BOX : 「新古典派経済学のアプローチ」.....	12
2 . 市場経済化の現状	
表 2 - 1 : 社会主義諸国の成立とソ連型経済制度・政策の普及・展開.....	18
表 2 - 2 : 移行経済諸国の基礎指標.....	21
表 2 - 3 : 移行経済諸国のマクロ経済安定化の指標.....	22
表 2 - 4 : 中・東欧、旧ソ連諸国の移行指標.....	24
表 2 - 4 (別添): 各移行指標の内容.....	25
表 2 - 5 : Liberalization, Growth and Inflation, 1989-94	26
3 . 国際機関、主要先進国等援助機関による支援の現状	
表 3 - 1 : IMF 融資承諾状況 (1989年度以降).....	28
表 3 - 2 : 世銀グループ融資.....	31
表 3 - 3 : 主要な国際・援助機関による協力受取額.....	33
表 3 - 4 : 新DAC 援助受け取り国・地域リスト (1995年5月現在).....	35
4 . 日本の支援の現状	
図 4 - 1 : 技術協力に占める市場経済移行国への協力の割合.....	39
図 4 - 2 : 90年代、有償資金協力 (円借款) における移行経済への支援の地域分布	40
図 4 - 3 : 地域別年度別個別派遣専門家派遣実績.....	42
表 4 - 1 : 国別個別専門家派遣実績.....	42
5 . 市場経済化支援と技術協力	
図 5 - 1 : 市場経済化支援の対象領域.....	54
図 5 - 2 : 従来の技術協力実施体制.....	55
図 5 - 3 : 経済自由化による変容.....	56

要 約

1. 「市場経済化に対する経済学からの捉え方」では、経済学分野からの市場経済化についての議論の内容と経済学独特の捉え方などについて概観した。現実を理解するための枠組みや分析道具としての新古典派経済学は議論の共通の土台を提供するが、社会の一部の側面を切り取って描写し、主として「移行」の問題に焦点が当たっている点に留意するべきであろう。「開発」という社会全体の変化を考慮に入れるとき、「市場の発達」という様々な生産単位、組織、制度、インフラが関係を結びつつ時間を通じて変化していくプロセスや運動法則にも注意を向ける必要がある。現実の各国・地域の開発は、「体制移行」と「市場の発達」の様々な要素の関連の中で理解されるべき点が再確認される。

2. 「市場経済化の現状」では、冷戦構造崩壊後の旧計画経済諸国の特徴を概観し、各国における経済指標の推移と、移行の指標や移行努力の評価がE B R Dや世界銀行によって如何に行われているかを概観した。冷戦崩壊後、数年間の内にマクロ経済指標から見る経済パフォーマンスに国別・地域別に差が表れつつある状況と、市場経済を成り立たせる民間部門の存在の程度や国有部門改革の程度にも差があることが見てとれる。

3. 「国際機関、主要先進国等援助機関による支援の現状」では、市場経済化支援に係わる国際機関の支援状況と主要ドナーの協力のいくつかの例を要約した。注目すべき点は、I M F / 世界銀行による調整融資が広範囲に行われており、市場経済の基本的な政策枠組み、制度造りが両機関と当該国間での政策対話に基づいて行われており、それら改革のパフォーマンスを測る政策改訂条件（コンディショナリティ）が各国の経済制度枠を作る基本に据えられている点である。

4. 「日本の支援の現状」では、日本の支援状況を概観し、特に、J I C Aによる技術協力の現段階を協力形態別に要約した。未だ少ない協力実績の中にも、通常の開発途上国とは異なる状況の中で、各協力形態毎に移行国に対する協力方法の工夫が見られる。

5. 「市場経済化支援と技術協力」では、市場経済への体制移行国が市場取引の拡大・効率化・公正化を図る上で、直接的・間接的に関与する要素を4つの領域に区分して、市場経済化支援の対象領域を整理した。市場経済移行国の特徴は4領域全てが変化の途上にあり、案件実施に柔軟性と迅速性が要求される。「技術移転型」協力には関与する政策・制度の整備動向に対する注意が必要で、「政策支援型」の協力には相手国側との共通理解の一層の形成努力が肝要である。また、ソフトな協力、知的支援の要素が大きく、形態間の連携、協力を担う新たな人材の登用と活用方法を整備して行かねばならない。

1 . 市場経済化に対する経済学からの捉え方

1 - 1 「市場」とは何か？

「市場」とは一つの商品が売買取り引きされる「場」である。

最も分かりやすい市場の例は、魚や青果物の卸売り市場であろう。一定量のそれぞれの商品に対して複数の仲買人間で品質を見きわめつつ、購入する量と価格がセリ人を通して決められていく。別の例は、株式市場や外国為替市場が分かり易い。取引対象の証券なり外貨が、株式市場の場合は証券取引所で売買され、外為市場の場合は電話やコンピューター端末などの通信手段を介して取り引きされる。これらは、取り引きされる商品が明確であり、取引参加者が明確であるから分かりやすい。そして商品の需要量と供給量によって取引価格が決められるのが目でみて分かるのである。

しかし、これらの市場で取引量と価格が具体的に決まっているのは個別の魚や野菜、ある特定の株式銘柄、円とドルの交換比率などである。「XX市場」とひとまとめにくくった場合は、代表的な魚や野菜の価格で代表させるか、それぞれの加重平均をとるなど工夫が必要である。株式市場の場合は、株式市場全体の価格として「日経平均株価」などの指標が準備されている。すなわち、魚や野菜、株式などは既に架空の商品であって、それぞれの商品群に共通する特性があって、他の商品と区別されているのである。「XX市場」として意識される商品は、ある範囲の具体的なモノの集まりであり、どのように似たモノ同士をくくるかは、そのように一括りにして何を見たいかに依存するのである。

消費財市場、労働市場、金融市場などと、そこに含まれる具体的な商品の範囲を広げて「市場」を考えるとすることは、ある共通する属性に着目して個々の「市場」の構造や動向、他の「市場」との関連などを何かの視点で捉えたいという意図が背後にある。このように「市場」とはすでに抽象化された架空の存在であるが、それぞれの「市場」を考える際に、基準となるいくつかの典型的な「市場」の類型を持っていれば便利である。その代表的な極度に抽象化された「市場」が「完全競争市場」である。「完全競争市場」は、取り引きされる商品が同質であり、売り手と買い手が多数存在し、市場への参入障壁も無いなどの仮定を設けたときに考案された「市場」の型である。売り手の数が少なくなったり、参入障壁があった場合の市場として、「寡占市場」や「独占市場」などの他の類型が生まれてきた。

経済学には「完全競争市場」に対する抜き難い「思い入れ」がある。それは解析学というツールを使って、数学的に精緻に構築されており、この数学ツールが「完全競争市場」の様々な属性の解明に役立てることが可能であったからである。また、この「市場」が導く均衡の需給量と価格体系が、一つの望ましい経済状況を与えるという価値基準（パレート最適）を与えるので、現実の様々な「市場」を考える際にますます「忘れ難い」視点として、「完全競争市場」は今日の経済学的なものの考え方に対して大きな影響力を持っている。

抽象化が進み、理論体系として完成されたということは、反面、現実との対応がつきにくいというマイナス面も生んでいる。「完全競争市場」とは、人間の取引活動に様々な基準を設けて厳

しく限定し、あたかも取引活動が物理的な原子の運動法則に類似するかの如く取り扱うのである。経済学の指向は、例えば「完全競争市場」を出発点にして、当初の様々な厳しい仮定を緩めることによって、各種の「市場」を普遍的に理解しようとするものである。現実を理解するには抽象化という作業は避けられないし、現実の何を問題とするかの「問題意識」が現実の解明を推し進める。さらに、理論化を行う際に重要なのは分析ツールである。「完全競争市場」の理論的解明が進んだのは、解析学ツールが有効に働いたためであるが、他の型の市場を違った観点から分析するには別の分析枠組みや分析ツールが必要となる。不幸にして、「完全競争市場」ほど論理整合的で完成度の高い「市場の理論」は存在しない。

計画経済との対比で、現実の「市場」、概念上の「市場」から観察される重要な点は、価格が需要、供給の情報を提供し、需給を調整してくれるという機能である。人間の情報処理能力には自ずと限界があるので、計画や指令に基づいて現実に存在する多数の商品を管理する事は出来ない。計画経済が崩壊した後に考案しなければならないのは、このような各種の市場を成り立たせることである。そのために移行経済国の政府は、取引を円滑に成り立たせるための関連法制や規制の枠組みを準備しなければならない。

また、「市場」における取引の主体が存在しなければならない。企業、生産者、消費者などの取引主体が存在しなければならないが、取引を成り立たせるためには、各者が取り扱う商品の排他的な処分権限を持っていなければ自由な商取引は成立しない。所有権の問題が出てくる。国有財産の私有化や国有企業の民営化が重要視される一つの理由はここにある。欧米の国民には西欧市民社会が培った市民的独立と私的所有権の明確化が信念として厳然と存在するようだ。また、経済学理論面からは「所有権が確定している限り、それが誰に帰属するかにはかかわりなく経済は効率性を達成しうる」という定理（コースの定理）があり、この定理が成り立つための仮定が学問上は問題にされるが、この定理の存在が経済学者を往々にして必要以上に「所有権」に固執せしめる原因ともなっているかもしれない。

1 - 2 「市場経済」とは何か？

一国の経済は各種の市場が一定の相互依存関係にあって互いに影響しあって成り立っている。しかし、「市場経済」という言葉で一国の経済を論じる際には、背後にある多数の個々の市場と各市場間の連関のしかたを念頭に置いてはいるが、総体としてみた一つの「システム」として捉えている。そこで注目されるのは、個々の商品やその取引主体の個別の行動ではなく、全般的な経済の機能のしかたを市場という取引形態の視点から説明しようとする態度である。これには論者の拠って立つ「市場観」、「人間観」、「世界観」などによって対象とする範囲が異なる。

経済学で主流派と言われる新古典派的な見方は、経済を捉える際に、(1)全ての資源は希少なもので、それらを「効率的に」利用することが重要である、という認識に立って、(2)経済には大勢の消費者と生産者の行動を調整する何らかの方法がなければならない、と考える。そこで考察されるのは一種の機械的な調整メカニズムとしての「競争的な市場」であり、究極の参照枠組みが「完全競争市場」に置かれている。説明に際して、機械的、自動的な調整という道具立てと普遍的な

理論追求という指向から、その分析はどうしても静態的にならざるを得ず、複雑な人間行動の中で、合理的な側面のみを捉えている。この機械的な調整メカニズムに対する、一つの対極が人知が全面的に関与する計画経済ということになる。人間の社会活動のある側面が経済活動であると考えたとき、新古典派的な捉え方は日常考えられる経済活動の範囲をさらに限定し、議論の土俵を明確にした上で、分析の切れ味の鋭さを追求する姿勢と捉えられる。

石川滋氏の枠組みは、新古典派の捉える「市場経済」より範囲が広がり、市場経済を発達のプロセスと捉える。したがって、市場経済の「対概念」として「慣習経済」を置き、慣習経済が市場経済に変貌する過程を明らかにしようとする姿勢である。つまり「特定の小域に居住する家族が集合的福祉増進を目的とし、慣習的ルールを通じて相互に直接的に依存しあっている経済」を慣習経済と定義し、慣習経済がしだいに「その内部におけるすべての経済資源の動員と配分が、市場における競争の結果として成立する交換条件、典型的には価格を主要な統制因子として行われる経済のシステム」である「市場経済」へと発達する要因、諸側面を説明しようとする。市場経済の発達のプロセスを(1)生産の社会的分業、(2)流通インフラおよび(3)市場交換の制度という3つの構成要因で考え、動的なプロセスを描こうとしている（開発経済学の基本問題、p.235～p.237）。新古典派的な見方よりは人間行動や社会活動の側面を考慮しようという姿勢であるが、枠組みを広げたことにより、長期的な時間視野の中で大枠を捉えることを指向している。

新古典派的な視点と石川滋氏の視点を例として挙げたが、これら以外にも「市場経済」としての対象範囲を変えたり、人間行動や社会活動という要素をどこまで取り入れるかによって様々な「市場経済」の捉え方、説明方法が存在しうる。

また、対象範囲や分析ツールを限定した新古典派的な「市場経済」の機能のしかたに議論を限ったとしても、分析者によって「機能」の「中身」（ingredients of a well-functioning market economy）の捉え方は様々で、統一されたものは存在していない（TRANSITION, Volume 6, Number 4, April 1995, World Bank）。

1 - 3 「市場経済化」とは何か？

1994年10月に刊行された欧州復興開発銀行（EBRD）による「Transition Report」では、旧社会主義諸国の市場経済への移行に関連して、移行の概念を開発および安定化と対比させて次のように述べている。

「開発」は、個人の生活水準の主要な側面における上昇である。主要な側面としては、教育、健康、収入や消費といったものがあげられる。個人が生活する環境も生活水準を決定する大きな要因である。

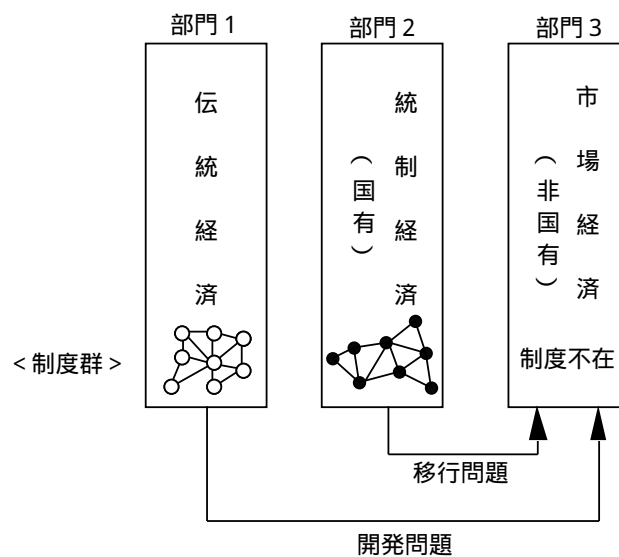
「移行」は、経済開発に貢献するという中間的なゴールであるだけでなく、それ自身が究極的な目的となりうる。市場経済は、個人が生活のために基本的な選択を行う権利を与えるが、それは基本的な自由であり、また、生活水準の基礎的側面である。つまり、移行そのものが終着点でもある。

「安定化」は、マクロ経済指標に関わる概念であり、それらの指標の安定を達成することは移

行を達成するに当たって重要な要素であるが、移行そのものとは大きく異なるものである。

市場経済への「移行」が個人の基本的な選択を行うための基本的な自由を保証するために行われる独自の価値を持つとの主張が、日本の歴史・風土で育った我々の目には少し誇張されていると映る。しかし、議論の範囲を限定し論点を明確にするために、とりあえず「開発」と「移行」を区別して考えると言うのは一つのアプローチの仕方である。また、新古典派的な見方や分析ツールを用いるための自然な区分であるとも言える。では、それぞれ「開発」と「移行」として何を具体的に想定しているかは、新古典派の流儀に従えば、分析対象や説明したい内容によって決まってくる。例えば、中国やヴィエトナムとロシアの移行パフォーマンスの「差」を説明するために考案されたサックスとウーのモデルでは、図1 - 1に示しているように経済を伝統農業部門、国有部門（統制部門）、非国有部門（市場部門）の3部門から成るものとの単純化を行った後、「市場経済化」とは労働力を「部門1」および「部門2」から「部門3」へ移動させることと定義している。そこでは、伝統部門から市場部門への移動は「開発」問題、統制部門から市場部門への移動は「移行」問題として区別しているのである。

図1 - 1：部門間資源移動モデル サックス・ウー・モデルとその拡張性



(出典：大野健一著、「市場移行戦略」P.126)

「開発」と「移行」をどのように単純化して区分するかは、何をどのような目的でもって考察するかに依存することである。欧米文献では「移行」問題を「開発」から切り放して経済学の土俵で論じることが多い。その一つの理由は、経済分析の基盤となっている新古典派的な普遍理論への指向によるものと考えられる。さらに、主要な分析対象として、所得水準が高く、工業化が進んだ中・東欧の主要国に関心が集中したことにも因るだろう。次の文章は、東西比較研究所 (Institute for East West Studies) の中・東欧市場経済化の初期時点のサーベイ^{注1}に現れる文言である。

「移行」と「開発」の意味が異なるように、西側諸国の中欧諸国に対する援助は第三世界に対する援助と多くの点で基本的に異なる。援助の目的と動機が異なるのである。EUは中欧諸国に対し、ヨーロッパ諸国の一員としての連帯感を意思表示するために援助を実施している。EUは、ヨーロッパ全体の将来像を具体化するための試みとして、民主化の達成と市場経済の実現について積極的に取り組んでいる。ヨーロッパ諸国にとって、中欧諸国の社会と経済の安定化の問題から生じる安全保障上の不安は、第三世界の不安よりも関心が高い。（" Moving Beyond Assistance "p.16, Institute for East West Studies）

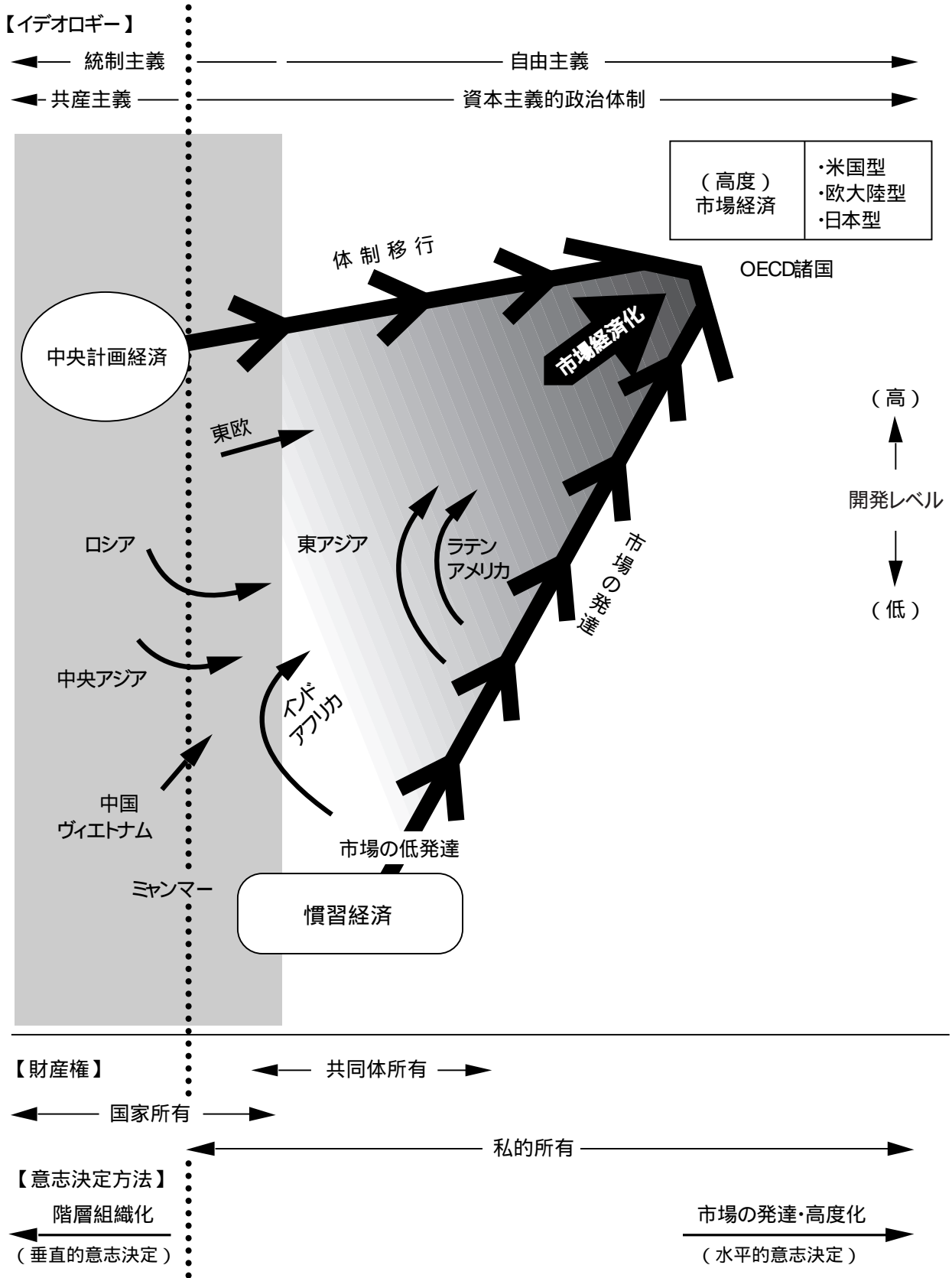
即ち、当初より欧米諸国にとっては市場経済化の主たる対象は、中・東欧主要国の動向であった。

しかし、日本にとっては中・東欧諸国が関心の中心になることはなく、中国、インドシナ諸国を含めた多数の市場経済移行国全般を視野に入れている。そこには、「開発」の課題も重要な関心事となるのである。したがって、「市場経済化」は石川氏のように、社会的分業の展開や市場の発達の変化のプロセスと捉える方が直観的に正しいような印象を受ける。また、大野健一氏は、市場経済移行に伴う体制変革は、経済にとどまらない社会全体の大変革と理解して、歴史的に形成されてきた「基層社会」と外部から導入される「市場経済」との相互作用を、個別社会の文脈で問うというアプローチを提唱している。

市場経済移行国の中には、中国、ヴィエトナム等の所得水準の低い国も多く存在し、市場経済に基礎を置く低所得開発途上国の抱える「開発」問題と、實際上区別できないものも多く存在すると考えられる。市場の発達に伴った経済の自由化という観点に立てば、低発達の市場経済の中で、政府以外には市場の発達を促す主体が見あたらず、経済の計画化や広範な統制化を行ってきた途上国は多い。このような統制主義的な経済から「開発」が進むにしたがって民間部門が育ち、国家による統制から自由化が進められるという見方は受け入れ易いものであろう。したがって、市場経済化のイメージとして、下図のように「体制移行」と「市場の発達」の両軸の中にそれぞれの国の「開発過程」が存在し、高度な市場経済へと向かっていく変化のプロセスとして「市場経済化」を捉えたい。

注1 本サーベイは、同研究所ヨーロッパ研究センター（European Studies Center）において、チェコスロヴァキア、ハンガリー、ポーランドにおける市場経済化支援の共同研究のために学者、有識者により構成されたタスクフォース（メンバー国籍内訳：アメリカ合衆国、英国、フランス、ロシア、ハンガリー、ポーランド）が中心となり、1992年6月に取りまとめたものである。なお、同研究所はロックフェラー財団等の支援を受けて活動しており、本部はニューヨークにある。

図1 - 2:市場経済化のイメージ図



1 - 4 市場経済化を巡る論争とは何か？

- ビッグバン 対 グラデュアリズム

1 - 4 - 1 経済自由化政策におけるシークエンシング

経済学における従来のシークエンシング問題とは、経済自由化にあたり、財市場、国内金融市場、労働市場、貿易取引、外資、為替などの規制緩和をどういう順序で進めて行けば経済自由化政策の効果を高めることができるか、という問題意識の下で検討が行われてきた。ここで前提にされているのは、市場の発達に程度に差はあるものの、基本的に市場経済制度のもとにあって、政府の統制主義的な経済への介入が負の側面が大きいため、いかにして自由化政策を推進するかという問題設定であった。

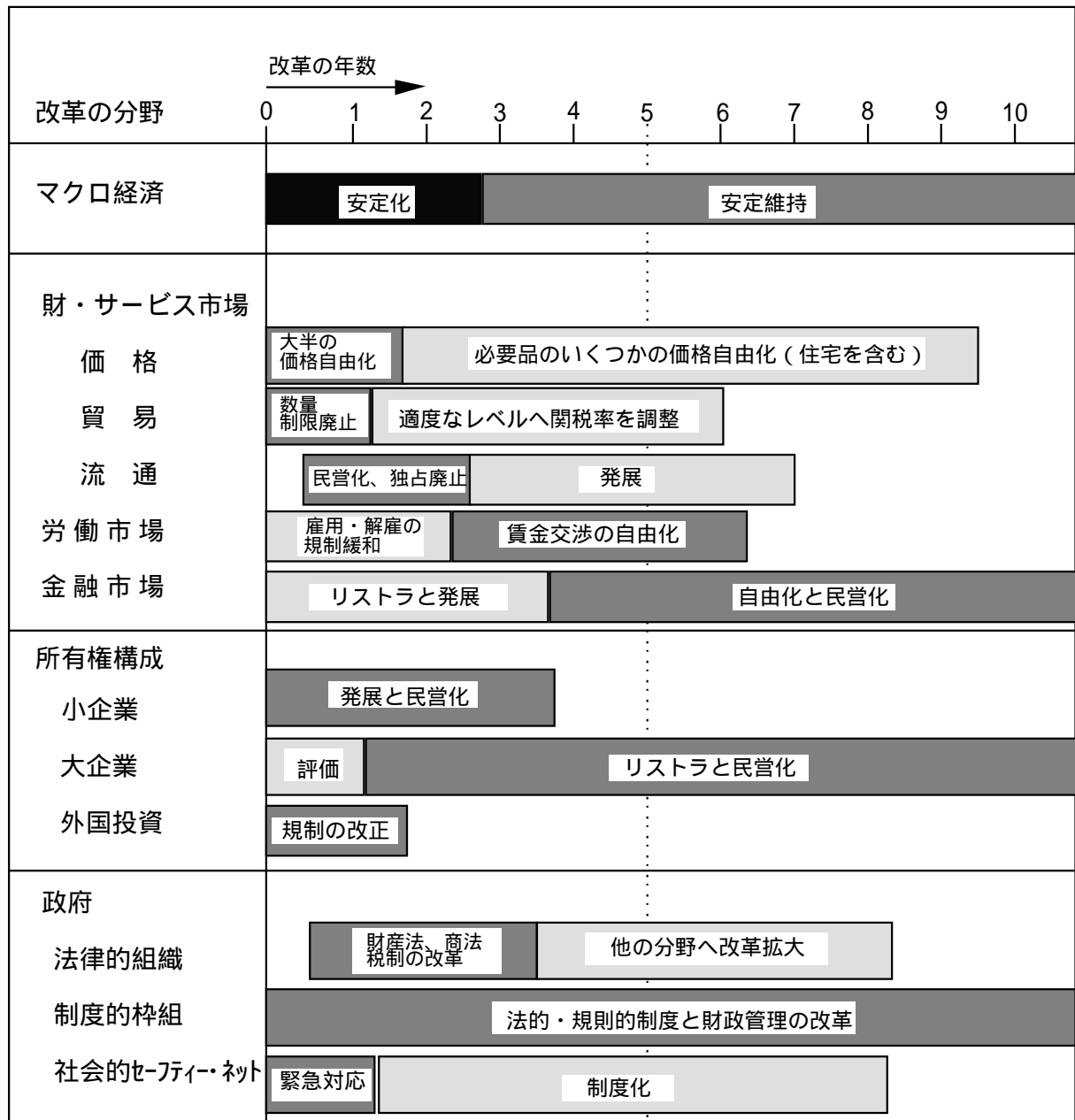
自由化政策実施上の前提とすべき、政治的安定性や政府の行政能力、市場制度の整備状況など初期条件は各国毎に異なるものの、最適なシークエンシングには概ね合意が成立しているものと考えられる。それは、最初に経済自由化の前提条件として財政均衡化（マクロ経済安定化）が行われ、その次に国内財市場の自由化、次いで貿易の自由化と国内金融市場の自由化が続くのが望ましい。対外資本取引の自由化は構造調整の仕上げ段階で行われるべきとされる。（経済自由化政策のシークエンシングに関する調査報告、p.17）実際には、各国の行政遂行能力や民間部門の政策受容力などに応じて、各国毎にいくつかの次善の策が考えられ、適用すべき政策提言に結びつく。

これらの議論は、経済面についての技術的な議論であることに注意が必要である。あくまでも市場経済を前提としているため、このような限定化が可能であると考えべきである。計画経済から市場経済への移行に際しては、上の技術的なシークエンシングの議論の前に、市場経済を律する法整備や経済主体の創生（所有権の移動や確定）が必要となる。

図1 - 3は計画経済国の市場経済化のために行われるべき改革の段階について、世界銀行が提示したもので、改革の標準的な見取り図と考えられる。

図1 - 3 : 改革の段階 (世界銀行が提示した標準的なケース)

改革の段階 (世界銀行が提示した標準的なケース)



注：濃く塗ってあるところは精力的行動を示す。

出典：1991年世界銀行開発報告p.146、ただし若干の修正を施した。

1 - 4 - 2 ビッグバン 対 グラデュアリズム

世界銀行が提示した「改革の段階」(図1-3)は、計画経済から市場経済へ向けての改革について、改革分野の大項目を並べ各項目での目標が列記されている。

ビッグバンとは、改革のための諸政策を一つのパッケージとして一挙に、全速力で行う改革方式であり、グラデュアリズムとはこれら改革に導入の順序をつけ段階的に行っていくものと考えられる。両者間の初期の頃の議論は、マクロ経済の安定化も含めて全ての改革項目を一挙に行うか、段階的に行うかが論じられていたものとの印象を持つ。政策担当者にとっても援助担当者にとっても、未経験の事態について論じるのであるからいささか神学論争めいた色彩を持っていた。市場経済化へ向けての改革が進み、問題点等が明らかになるにしたがって、対象とする改革項目のサブグループについて一挙に行うか、段階的に行うかの議論へ移っていったように思われる。

改革をビッグバンで行うかグラデュアルに行うかについての論争は今なお続いており、一挙に行うか、段階的に行うかという点にのみ関心を寄せていると混乱を生じる。

大野健一氏の整理によると、「ビッグバン」と「グラデュアリズム」の根本的な違いは、改革進行の絶対速度というよりも、「政策パッケージ」を打ち出すときに、構成要素の相乗効果を重視して一挙に実施すべきか、それとも、論理的要請にしたがい一定の差し替え出来ない順序で行うべきかにかかわる、としている。それは改革を「はやく行うか、ゆっくり行うか」といった単純なことではない。さらに、両者の違いは政策担当者の意図にかかわるもので、現実の展開とは切り放して考える。たとえば、1992年にエリツィン政権が開始した改革は意図としては「ビッグバン」であったが、実際には反改革勢力の抵抗にあって、その大部分が実施されなかったり、骨抜きにされてしまった。対象は政策立案方針であり、改革過程の事後的評価ではない、と述べている。^{注2}

過去5年間に行われてきた「ビッグバン」か「グラデュアリズム」かの論争は様々な視点、方法に基づいて行われてきた。代表的な立場は次のようなものである。^{注3}

- (1) 経済科学の理論的基礎から論じるもの。
- (2) 政治経済学と移行過程の政治動態から論じるもの。
- (3) 人間行動の慣性的な側面に注目するもの。
- (4) 制度変化自体は漸進的な性質を持つ点から論じるもの。
- (5) 目指すべき経済システムの整合性と旧体制の慣性力の打破の必要性を論じる立場。
- (6) マクロ経済安定化と人々の持つ「期待」の役割から論ずるもの。
- (7) 過去の社会主義経済における改革経験の失敗から論ずるもの。
- (8) 生産の低下と失業の増大など、移行に伴う経済的、社会的コストを論ずるもの。
- (9) 採用された移行戦略の財政面の効果を論ずるもの。

^{注2} 大野健一『市場移行戦略』有斐閣、1996年p.106～107を参照。

^{注3} The World Bank, "Different Strategies of Transition to a Market Economy" p.16～17を要約したものである。

(10)民間部門成長のための取り巻く環境を論ずるもの。

過去5年間の両者間の論争には次のような問題点が指摘されている。^{注4}

- (1) 両者双方とも、想定した相手側の戦略を移行スピードや政策手段を明確に定義せずに論争を行ってきた。
- (2) ショック療法の「ショック」という語感から受ける嫌悪感が論争の一つの起点となった。
- (3) 特定の国の政府発表の改革戦略の政治的意味を軽視し、目標と実績を混同した。
- (4) 観察対象期間によって評価が変わることを考慮しなかった。例えば、1990年時点でポーランドは急進的、ハンガリーは漸進的とみなされていたが、過去の改革経験の違いから来る1990年時点での改革段階が異なっていたことを見逃した。現在では、両国間の戦略の違いは大きなものではないと認識されている。
- (5) 両者とも、改革政策のより詳細な個別政策の中身に注意を払わなかった。

主としてマクロ経済の安定化を受け持つIMFは、財政金融支援が中心となることもあり、立場としてはビッグバン推進派と考えられる。構造改革と開発プロジェクトを受け持つ世界銀行は、構造調整政策の遅滞を懸念するので基本的にはビッグバンの立場に立っていると考えられる。ただし、IMFと比べるとグラデュアルな改革を一部容認する気配もある。ただし、その場合でも、グラデュアルに進め得る可能性を示し、グラデュアルに行ったときの懸念事項を列挙している（下表参照）。

表1 - 1 : 何を漸進的に進め得るか？

分野	漸進性の可否	漸進的に進めた場合の危険またはマイナス面
マクロ経済安定化	「否」	
国内市場自由化	一般的に「否」 例外的な状況では「可」	価格の歪み、インフレ、投機、財政難、 非独占化や民営化の遅れ
対外自由化	「可」	価格の歪み、競争条件の未整備 リストラへの圧力低下
民営化	「可」	リストラの遅れ、マクロ政策の足を引っ張るレン トシーキングの増大、目に見えない私有化
公的部門のリストラ	「可」	リストラの遅れ、財政危機、その他マクロ政策へ の負の圧力、モニタリングへの政治的・情報面の 壁政府に対する「信認」問題

出典： "Different Strategies of transition to a market economy" Table 4. Policy Research Working Paper 1579

^{注4} The World Bank, " Different Strategies of Transition to a Market Economy " p.16 ~ 17を要約したものである。

留意点

市場経済化を「開発」問題と「移行」問題に大別するなら、これらの論争は全て「移行」に関わる経済的側面での論争である。さらに、議論の枠組みは「新古典派」経済学の流儀に則り、時間概念を捨象し、人間や社会を非個性化して抽象化を行い、普遍的法則を見つけるという態度、指向が基本に置かれている。

BOX : 「新古典派経済学のアプローチ」

経済学は「社会科学の女王」と賞賛されることがある。それは、新古典派経済学に見られるような理論化と分析道具の豊富さに由来している。しかし、抽象化の程度が進み分析の切れ味が鋭いの比例して、対象とする社会経済現象の範囲はせばまり、個々の研究成果は社会の一側面しか描写していない結果となっている。多数の研究成果の蓄積の下に社会経済現象の理解は進むのであるが、現実社会は人間行動の所産であり、時々刻々変化し新しい課題が次々と現れてくる。それに応じて対象分野の重点が移動し新しい研究成果が次々と発表される。市場経済化を巡るおびただしい研究結果がこの一例である。これらの研究成果は必要に応じて積極的に取り入れるべきである。しかし、経済学に多くを期待するのも誤りである。

経済学的思考の特性を知っておくべきである。以下は、理論経済学者が表明する初学者向けの注意事項である。

経済学は、一般的な、物理学でいうような全宇宙に適用されるような一般理論を目指しているのではない。経済学の議論が目標としているのは、現実のスナップショット、現実の一部の側面をきわだった形で取り出し、そこに働いている経済学的な論理を明快な形で説明することなのである。従って、経済学者がある前提からある定理を導いたとしたとき、その定理の現実妥当性は、現実がどの程度その定理の前提条件に合っているかの、各人の判断に依存するのである。この意味で、経済学者の仕事は、経済に存在する一般原理を明らかにすることではない。現実を説明する論理のうち、自分が最も重要と思うものをモデル化して、そのモデルの他のモデルと比べての優越性を説明し、他の人々、他の経済学者を説得することにあるのである。

上の表明は経済学者の研究成果に限らず、国際金融機関の公表する研究成果や報告書についても言える。さらに、書かれた内容の吟味に加えて、何を意図して誰を説得しようとして書かれたものかの詮索も時として重要である。

経済学的研究成果は有用である。しかし、経済学に過大な期待は禁物である。また、数多い成果の評価も難しい。なぜならば、次の言明が経済学の姿を表していると考えられるからである。

経済学は究極的には、誰が用いても同じ結果をもたらす技術 (technology) ではなく、その使い方に様々な名人芸的な要素が必要な芸 (art) であるといえよう。従って、実証経済学の論理を理解すると同時に、教条主義に陥らず、経済学的な直観を磨き、自分なりのモデルの評価基準をもつようになることが重要なのである。

(西村清彦著、「経済学のための最適化理論入門」P.15～P.17)

2 . 市場経済化の現状

2 - 1 概観^{注1}

2 - 1 - 1 社会主義社会の特徴

1917年のロシア革命を発端とするソビエト連邦の成立から、1989年の東欧革命、さらには1991年のソビエト連邦崩壊にいたるまでの74年間、現実に存在してきたソビエト型の社会主義社会の特徴は次の諸点の完成を目指したものと考えられる。

第一に、共産党の一党独裁体制である。共産党はあらゆるものの上に立つ超越的な権力となり、政治を独占した。第二に、共産党の組織規律が、他のすべての組織のモデルとして適用され、中央集権的な組織原則が確立された。これは、個別・部分に対する全体の優位性、個人に対する組織の優位性を意味していた。第三に、すべての経済組織の国有化による国家独占の確立である。中央政府のもとには産業部門別の産業省が創設され、各産業・企業が政府の直接管理下に置かれた。第四に、经济管理において、計画指令を発する国家計画委員会が創設された。これは経済の一元的管理を意味した。第五に、以上の特質を有するシステムの維持にとって異質な思想を排除するために、思想・文化・個人生活への厳しい監視が行われた。そして、第六に、啓蒙的権威の共産党・政府と、それに従う人民という社会的規範が構築された。

こうしたソビエト型社会主義の制度的特徴を、第二次世界大戦後の東欧諸国、そして、アジアの社会主義諸国に移植する事が目指された。とりわけ、米ソの緊張が続いていた1940年代末から1950年代にかけては、制度的締め付けが非常に厳しい時代であった。

1960年代以降は、東欧各国で経済システムの市場的要素の導入についての議論が高まり、ハンガリーでは1968年から経済改革が始められたものの、イデオロギーとしての社会主義は放棄されることはなかった。その後、ヴェトナム戦争における社会主義体制の勝利、さらには西側諸国に深刻な打撃を与えたオイル・ショックをソ連産の安価な原油供給で乗り切った東欧諸国の社会主義経済は世界経済から隔離されたままの状態でも温存された。

2 - 1 - 2 中央計画経済と市場経済

中央計画経済と市場経済の大きな違いは、物品と資源の再分配システムに対する交換システムという対比の中に現れる。

ソビエト型中央計画経済では、中央政府（首都）に各地から優秀な人材、資源等が集められる。各企業を管理する産業省は、毎年企業ごとに生産目標を設定し、それに必要な資金額と原材料を

^{注1} ここでは、以下の文献を参考に取りまとめた。

大野泉「市場導入戦略と移行パフォーマンス-「グラジュアリズム」の再評価-」、開発援助研究、1995 Vol.2 No.1、海外経済協力基金。

黒川雄爾「市場経済移行国への経済協力のあり方」、ユニコ インターナショナル、1995。

盛田常夫「体制転換の経済学」、新世社、1994。

ゴスプラン（国家計画委員会）に提出する。ゴスプランは、共産党の承認を得て、各国営企業ごとの設備資金、運転資金の配分を決定する。こうしたプロセスを経て、ゴスプランで各産業省間の調整が行われ、最終的に国家レベルでの製品・資材の需給関係表（物財バランス）が作成され、それに基づき、最終的な生産指令が出る。そして中央の指令下にある資源は、企業に分配され、割り当てられた枠内で生産活動が行われる仕組みになっている。

市場経済では、資源配分の過程に、各種市場（財・資本・労働市場等）が介在し、生産・販売・価格設定・賃金・投資等は民間部門を中心とする企業家が、競争的環境の下で自主的な決定に基づき実施する。個別の経済主体が自発的に行う交換行為を基本に成り立っている経済である。交換を行う過程では、経済主体は、各々が持つ情報を取捨選択し、取引を行う。取引では貨幣が仲介役となり、市場システムが制度化されていく。

2 - 1 - 3 地域毎の特徴

市場経済化を行っている諸国の間には各国・地域ごとに差違が認められる。

（１）中・東欧諸国

地理的に西欧に近いことから、歴史、文化、宗教など社会基盤を共有する部分が多い。社会主義化される以前に一定水準の工業化が達成されており、所得水準は市場経済移行諸国の中で最も高いグループを構成している。経済体制転換への国民の適応能力は高く、市場経済化への取り組みも、ハンガリーの1968年を初めとして、早くから行われている。

ハードのインフラの更新が急務であるが、西欧資本が多額に投下されており、スピードは速い。当面は、ソフト面のマーケティングと行政の再建が課題である。

（２）中央アジア、コーカサス、モンゴル

旧ソ連邦、コメコンの中では、原料供給国としての役割を果たしてきた。人口が少なく、内陸国が多い。経済活動面でもロシアに対する依存度が高く、ロシアの動向に国の運命が大きく左右されるという性格を持っている。また、モンゴルを別として、多民族により構成されているため経済改革にともなう民族問題の発生に注意が必要と考えられる。

インフラの整備状況やソフトな制度面では中・東欧諸国ほど整備されているとは言えず、改善が必要である。当面は、鉱物をはじめとした天然資源の開発が経済の活性化に寄与すると考えられる。

（３）中国、ヴィエトナム、ミャンマー

中国、ヴィエトナムは社会主義による共産党支配がなお続いており、ミャンマーは軍事政権である。人口は極めて多い一方で、1人当たりGDPは低く、一般の開発途上国に近い。

対外開放政策により、低賃金、市場の拡大を狙う外資の進出が急増し、近年、高度成長を続けている。そこには、市場経済化と開発途上国の問題が並存している。

2 - 1 - 4 市場経済化への特徴的な課題

旧中央計画経済諸国に共通する制度的特徴として、次のものが挙げられる。

- 1) 集権的な資源配分システムの存在
- 2) 独占的国有部門による国家経済活動
- 3) 企業経営における「ソフトな予算制約」

これらの制度的特徴は、特定分野の経済活動だけではなく、国家経済活動全体をカバーするものであり、したがって、市場経済への移行は、各分野の経済活動を支配する種々の制度を包括的に転換して、既存の市場経済諸国が有している制度に近づけ、それによって創造される市場を中心に経済活動を行うための試みであると言える。

(1) 法制度の整備

民主的な国家を育成していくためには、法制度を確立させる必要がある。各国で旧体制のもとで作られた憲法の改正や、それによる議会制度が発足したが、これらはごく初歩的な段階にある。経済面では、銀行法、証券法、民営化法、外資法といった特別法が先行しているが、基本法である民法、商法、訴訟法、土地法、国家行政法、戸籍法等は、既存の外国の法律を暫定的に移入した国もあり、各国毎のそれら法制度の定着状況は異なっている。

法制度の整備は、日本の経験を見ても30年程度はかかる大事業であると言う識者もあり、そのためには、行政官の育成、大学における法学部の創設を初めとし、国民の伝統や慣習と諸外国の法制度との調和を図っていかなければならない。

(2) 税制・企業会計

旧社会主義国には国民が納税の義務を負うという経験がなく、計画指令に基づく補助金によって調整が行われていた。市場経済移行が開始されるとともに、税制の整備が各国で行われたが、生産の大幅な低下は、所得税収入を不安定にし、国営企業からの付加価値税（VAT）に依存する傾向がある。また、外国人や外国企業への法外な課税も見られる。国内経済が今後上向きになっていく中で、安定した財政を確保するためにも、税制のさらなる整備・改善が求められる。

企業会計は、従来殆どの企業が国営であったこともあり、西側の企業会計の原則や概念に馴染みが薄い。具体的には、国営企業は政府が投資したものであるから、償却分は全て政府に返納すべきものとして、企業納付金として徴収し、在庫評価はインフレにかかわらず買入価格に基づくなど、また、利益は配当や従業員の福利厚生に回すということで、企業の内部留保のシステムができていない等の点が指摘されている。さらに、国営企業を民営化するに当たり、資産評価をしているものの、資産リストが不完全で、その評価が難しく、多くの問題点が見られる。国営企業の民営化で外資導入を図る政策を採っている国もあるが、こうした問題点を解決することが前提とされる。

(3) 金融制度

中央計画経済における貨幣は物財配分の評価尺度の役割でしかなかった。市場経済に必要とされる銀行の設立は、全く新しい制度の導入であるが、現実には預金は集まらず、融資した資金は不良債権化し、銀行員のサービスの質も悪い。銀行はインフレ下で為替の切り下げ益を狙った為替取引で収益をあげている面も見られる。高インフレの中で、市民は自国通貨をドルへ交換したり、物品に交換してインフレヘッジとする行動も見られる。このため、銀行部門の成長は遅く、資金の不足が経済活性化の足枷となっている。

(4) 商品市場

中央計画経済の下では、物資の配分は中央政府の指令で決定されていたので、各国営企業が商品の販路の確保や、原材料の入手に当たって営業活動を行うという経験を持たなかった。営業、収益、所有権といったことは、企業にとって全く新しい概念である。

市場経済化の中で企業が最初に直面した問題は、所有権問題ではなく、資金不足による原料入手難と、自社製品が売れずに在庫が増加することで、結局生産を減少させることになった。商品生産は新しい経営者にゆだねられたが、マーケティングのノウハウなど、習得に時間を要する。

(5) 統計と情報

中央計画経済時代の統計は、全国の国営企業、集団農場等からの生産状況の報告によって作られていた。特に、物量ベースで生産が指示されていた中では、価格統計は純物質生産（NMP）を算定するときに必要であるにすぎなかった。特に、市場経済化の動きの中で、以下のような混乱が発生している。

a) 価格データが未整備

小売価格調査が実施されるようになったが、消費財中心であり、前月比上昇率を少人数で調査しているにすぎない。生産者価格もなく、医療や教育などのサービスが評価の対象になっていない。

b) 民間企業が報告しない

市場経済移行後、税制が導入されたこともあり、製造業、サービス部門の民間企業は、相当数が統計局の調査を拒否している。

c) 予算削減による制度改善の行き詰まり

国際機関によるマクロ経済安定化政策の一つが財政赤字の削減である。統計もその一環で削減されており、調査網、集計、統計分析の改善への道は遠い。

以上の他に、従来、行政機関が情報を外部に出さない習慣がある国々では、民主化により報道

機関の数が増加したものの、経済情報へのアクセスが難しくなっている。

(6) 行政機構

市場経済移行に伴い、かつては国内経済の司令塔であった国家計画委員会の役割が縮小し、一方で、大蔵省の重要性が高まってきている。税制の強化や、予算の議会での承認を取るといった役割を行うようになった。また、中央銀行は、金融行政の責任者としての地位を確保し始めている。

省庁の職員のあり方を規定する公務員法が存在しない国が多い。さらに、公務員には内部昇進の制度もなく、インフレにより給与水準も低いので、東欧や中央アジアでは、若い人材は民間に転出してしまう傾向にある。政治的リーダーは各国で出現しているものの、彼らが掲げる政策は多分に流動的で、政策の実施主体であるべき省庁にはその能力が欠けている。

なお、1980年代までの9カ国についての経済制度・政策の流れは表2 - 1に要約されている。

表 2-1 : 社会主義諸国の成立とソ連型経済制度・政策の普及・展開

年	ソ 連	東 ド イ ツ	チェコスロバキア	ポーランド	ハンガリー	ブルガリア	ルーマニア	ユーゴスラビア	中 国
1917	10月革命、ソビエト政権成立								
1921	新経済政策(ネップ)採択								
1922	ソビエト社会主義共和国連邦樹立								
1928	第1次5か年計画開始								
1941	第3次計画			43 ソ連軍ポーランド解放					
1946	第4次計画	45 ソ連旧ドイツ帝国中部の大部分占領土地改革実施	45 ソ連軍プラハ解放産業国有化開始	44 農地改革令発布 45 共産党系統一政府発足 46 産業国有化実施	45 ソ連軍全土を解放 46 共和国へ移行 47 産業国有化開始	44 ソ連軍ブルガリアに侵入 主要産業国有化開始 46 王制廃止、人民共和国宣言	44 ソ連軍ブカレスト入城、クーデターによりソ連寄り政権発足	44 人民解放軍、ソ連軍と共同でベオグラード解放産業国有化開始 45 王制廃止により連邦人民共和制移行計画委員会創設 48 コミンフォルムから除名 49 IMF・世銀加盟 50 社会有・自主管理制度導入 52 企業の自主処分所得制度の導入	45 ソ連軍、対日参戦し中国東北部に進入 47 中国土地法大綱実施
1951	第5次計画	48 ベルリン封鎖 50 計画委員会創設	49 中央計画委員会設立	49 中央計画委員会設立 50 国営企業法制定	49 人民共和国発足計画委員会創設	47 主要産業国有化完了計画委員会創設	47 人民共和国へ移行 48 国家計画委員会発足産業国有化実施	50 国家計画委員会創設	49 人民共和制の人民政府成立 官僚資本の国有化
1956	第6次計画	53 ベルリン大暴動発生	53 ベルリン大暴動発生	56 ポズナニ事件発生 57 計画・制度見直し	56 ハンガリー動乱 57 経済改革委員会設置	56 4月路線採択	56 4月路線採択	58 大躍進政策	
1961	7か年計画	57 地域別経済管理へ移行(65年に廃止)	57 社会主義企業連合(VVB)の創設	58 第1次経済改革実施	60 企業合同創設	58 地域別経済管理へ移行	60 計画制度変更	60 人民公社普及 ソ連、援助中止 61 八字方針実施	
1966	第8次計画	61 「ベルリンの壁」構築 62 7か年計画中止 63 新経済政策採択	62 計画放棄	65 経済改革導入決定	65 「国民経済計画化・管理の新制度」採択 国家経済合同(DSO)創設	65 「国民経済計画化・管理の新制度」採択 国家経済合同(DSO)創設	65 経済改革実施	66 文化大革命開始	
1971	第9次計画	65 工業管理の改善	66 国民経済委員会解体	68 プラハの春事件 69 経済改革解消	70 新経済政策	68 新経済機構実施	67 計画の役割強化決議 69 工業企業連合(ツェントラ)創設	67 外資法導入	69 中ソ国境武力衝突
1976	第10次計画	72 両ドイツ基本条約締結	72 両ドイツ基本条約締結	73 大経済組織(WOG)導入	73 大経済組織(WOG)導入	71 企業連合創設 72 外資法制定	71 貿易・経済協法制定 72 IMF・世銀加盟	71 価格統制強化 72 経済安定計画 73 外国為替市場創設 74 憲法改正による連合労働基礎組織(OOUR)創設	76 天安門事件
1981	第11次計画	73 工業管理の再編成	76 本格的価格改訂実施	76 合併企業法制定	76 新規措置実施 食料品値上げ発表	77 総合的価格改訂	77 新経済政策実施 78 エネルギー分野の開発計画	77 経済安定化政策実施	78 第11期三中全会「対外開放・対内経済活性化」決定 79 八字方針実施 80 IMF・世銀加盟
1986	第12次計画	79 「経済メカニズムの作用強化」採択	79 コンビナートの役割強化 81 「80年代経済戦略の方向」決定	80 国民経済計画管理システムの改善措置	80 連帯運動発生 81 戒厳令発布 「経済改革の方針」決定	78 経済改革再開決定	80 合併事業法制定	81 農業・食品工業発展計画	82 農工生産四倍増構想決定 84 「経済体制の改革に関する中共中央決定」
		82 卸売物価全面改訂 85 「新経営方式の普及と技術進歩促進措置の強化」採択	85 農工政策パッケージ	87 「組織構造の立て直しの調整計画」採択	87 「経済改革の第2段階遂行のための87年計画」採択 IMF・世銀加盟	82 IMF・世銀加盟 84 4月党中央委決定	84 「新経済活動」法令採択	83 「長期経済安定化計画」採択	87 「インフレ抑制および経済安定化のための方策と行動計画」採択
		87 「経済管理の根本的ベレストロイカの基本命題」採択	86 「2,000年を目指した経済戦略」決定	87 「組織構造の立て直しの調整計画」採択	87 「経済改革の第2段階遂行のための87年計画」採択 IMF・世銀加盟	87 「新経済活動」法令採択	87 「新経済活動」法令採択	88 経済用具の改善 89 対外借入禁止法制定	88 「経済環境の整理と経済秩序の整頓等」採択 89 天安門事件

(注) 数次で示されているのは5か年計画。

(出所) 主要参考文献等より作成。

出典：『海外投資研究所報』1989年12月号 p.6~7、日本輸出入銀行

2 - 2 移行経済諸国の経済構造とマクロ経済安定化

表2 - 2は移行経済諸国の1人当たりG N P、部門別の雇用構造とG D P、社会開発指標として乳幼児死亡率と電話普及率を見たものである。

1人当たりG N P水準は、中欧諸国と旧ソ連のコーカサス以西の諸国においては概ね2000ドル以上と試算されており、次いで東欧諸国の1000ドル強、中央アジア諸国の1000ドル弱、アジアの移行国の低所得水準という区分けが可能である。この所得水準の高低は、だいたい各国の工業部門の占める比率の大きさに比例しており、工業化の進んだ国は所得水準も高いことが分かる。ただし、通常の開発途上国と比べると、工業化の進んだ国におけるサービス業比率は非常に小さいものとなっている。また、主要先進国平均の部門別雇用構成とG D P構成の比率は、農業 - 工業 - サービス業間でほぼ比例的な割合となっており、これら3部門間の賃金格差や生産性格差は小さいものと推測できるのに対して、移行経済諸国の3部門間の雇用構成とG D P構成に先進国で見られるような比例的な規則性は見られず、3部門間の「歪」の存在が想像できる。

社会開発の程度は、1人当たりG N Pが同水準の開発途上国と比べた場合、良好な指標となっている。

中・東欧諸国および旧ソ連諸国とアジアの移行経済国との間の大きな違いは、アジア移行諸国が典型的な農業依存型の経済であり、工業化水準が低い点が挙げられる。また、アジア移行諸国の社会開発の指標は、所得が同水準の他の途上国と同程度の水準にあることを示している。

表2 - 3は、移行経済諸国のG D P成長率、消費者物価上昇率、財政支出の対G D P比率といったマクロ経済指標の動向を見たものである。

旧社会主義経済体制の崩壊直後から、中・東欧諸国および旧ソ連諸国全般で激しいG D Pのマイナス成長が観察され、同時に、激しいインフレが生じたことが分かる。これに対して、モンゴル以外のアジア移行諸国ではG D P成長はプラスで推移し、高度成長と呼べるほどの成長を記録している。また、インフレは存在するが、中・東欧諸国や旧ソ連諸国に見られる激しいインフレは生じていない。

G D P成長率と消費者物価上昇率の1991年～1994年の動向は地域によって異なっている。中・東欧諸国では概ね1993年以降、G D P成長率はプラスに転じており、バルト3国も1994年にプラスに転じた。他方、バルト3国以外の旧ソ連諸国ではG D P成長率の回復があるとは言えない状況にある。インフレ率は、G D P成長率がプラスに転じた中・東欧諸国やバルト3国で概ね鎮静化に向かっていると見える。これら以外の旧ソ連諸国では、いくつかの国でインフレ率の低下が観察されるとは言え、依然として激しいインフレが続いている国が多い。

財政収支の赤字幅は、前2指標ほどの地域別の大きな流れは読み取れず、国によってまちまちではあるが、依然として赤字幅の大きいことが指摘できる。

表2 - 2: 移行経済諸国の基礎指標

	1人あたりGNP		部門別雇用構造(%)			部門別GDR(%)			乳児死亡率(千人当たり)	電話普及率(千人当たり)
	US\$ (1994)	PPP (1994)	農業	工業	サービス業	農業	工業	サービス業		
主要先進国平均	25,590	21,018	5	31	64	2	33	65	7	497
<u>中・東欧</u>										
ポーランド	2,470	5,380	27	37	36	6	39	55	15	103
チェッコ	3,210	7,910	11	45	44	6	40	54	9	176
スロヴァキア	2,230	6,660	11	45	44	7	44	49	12	167
ハンガリー	3,840	6,310	15	31	54	6	28	66	15	125
ブルガリア	1,160	(d)4,230	17	38	45	13	38	49	14	275
ルーマニア	1,230	2,920	29	43	28	21	40	40	23	113
アルバニア	360	---	56	19	25	40	13	47	29	13
スロヴェニア	7,140	---	---	---	---	6	36	58	8	247
マケドニア	790	---	---	---	---	---	---	---	26	148
<u>旧ソ連諸国</u>										
ロシア	2,650	5,260	20	46	34	9	51	39	21	154
ウクライナ	1,570	3,330	---	---	---	35	47	18	16	145
ベラルーシ	2,160	5,010	---	---	---	17	54	29	16	169
モルドバ	870	---	21	26	53	35	48	18	25	117
エストニア	2,820	-6.4	9	33	58	8	29	19	16	215
ラトヴィア	2,290	5,170	9	33	58	15	32	53	14	247
リトアニア	1,350	3,240	10	33	57	21	41	38	13	222
カザフスタン	1,110	2,830	20	22	58	29	42	30	29	88
ウズベキスタン	950	2,390	17	20	63	23	36	41	40	67
キルギス	610	1,710	16	24	60	43	35	22	34	75
タジキスタン	350	1,160	14	19	67	33	35	32	47	48
トルクメニスタン	(g)	---	---	---	---	---	---	---	56	65
アルメニア	670	2,170	11	32	57	48	30	22	21	157
アゼルバイジャン	500	1,720	15	21	64	22	52	26	28	89
グルジア	580	1,160	14	30	56	58	22	20	19	105
<u>アジア</u>										
中国	530	2,510	73	14	13	19	48	33	30	10
モンゴル	340	(d)2,020	40	21	39	21	46	33	58	30
ヴェトナム	190	---	67	12	21	29	28	42	41	2
ミャンマー	(c)	---	70	9	21	63	9	28	82	2
ラオス	280	---	76	7	17	51	18	31	95	2
カンボディア	(c)	---	74	7	19	45	20	35	---	---

注 : 主要先進国は、日本、米国、イギリス、フランス、ドイツの5カ国
: (c) : Estimated to be low-income (\$725 or less)
: (d) : Obtained from regression estimates
: (e) : Estimated to be lower middle income (\$726 to \$2,895)

出典: UNDP. "Human Development Report 1994."
World Bank. "World Development Report 1995."
Asian Development Bank. "Asian Development Outlook 1995 and 1996".

表 2 - 3 : 移行経済諸国のマクロ経済安定化の指標

	GDP成長率(%) ⁽¹⁾				消費者物価上昇率(%)				財政収支(対GDP比(%))			
	1991	1992	1993	1994	1991	1992	1993	1994	1991	1992	1993	1994
主要先進国平均	3.9	3	2.4	1.5	4	2.9	2.4	2.1	-1.9	-3.5	-4.4	
中・東欧 ⁽²⁾												
ポーランド	-7.6	2.6	3.8	5	70.3	43	35.3	32.2	-6.5	-6.7	-2.9	-2.5
チェッコ	-14.2	-6.4	-0.9	2.6	56.7	11.1	20.8	10	-2	-3.3	1.4	1
スロヴァキア	-14.5	-7	-4.1	4.8	61.2	10.1	23.1	13.4	-2	-13.1	-6.7	-3.7
ハンガリー	-11.9	-3	-0.9	2	35	23	22.5	18.8	-2.2	-5.6	-6.4	-8.2
ブルガリア	-11.7	-7.3	-2.4	1.4	333.5	82	73	96.3	-14.7	-15	-15.7	-7
ルーマニア	-12.9	-10	1.3	3.4	174.5	210.9	256.1	131	-1.9	-4.4	-1.8	-3.5
アルバニア	-27.7	-9.7	11	7.4	36	226	85	22.6	-44	-22	-16	-14
スロヴェニア	-8.1	-5.4	1.3	5.5	117.7	201.3	32.3	19.8	2.6	0.2	0.5	-1
マケドニア	-12.1	-14	-14.1	-7.2	N.A.	1691	350	122	-3.6	-7.2	-11.1	-2.6
旧ソ連諸国 ⁽²⁾												
ロシア	-13	-19	-12	-15	92.7	1354	896	302	-16	-6.9	-5.7	N.A.
ウクライナ	-12	-17	-17	-23	91	1210	4735	891	-13.6	-29.3	-9.7	-9.1
ベラルーシ	-1.2	-9.6	-11.6	-21.5	84	969	1188	2220	3.6	-1.6	-8.3	-1.5
モルドバ	-11.9	-29	-9	-22	98	1276	789	327	0	-23.4	-8.8	-8
エストニア	-11	-14.2	-6.7	6	210.5	1076	89.8	48	4.6	0.5	-1.4	0.9
ラトヴィア	-8.3	-35	-15	2	124.4	951.2	109.1	35.7	6	0	1	-1.7
リトアニア	-13.1	-37.7	-24.2	1.7	224.7	1021	409.2	72	5	0.5	2.4	-1.5
カザフスタン	-13	-13	-12	-25	90.9	1381	1662	1880	-7.9	-7.3	-1.2	-6.5
ウズベキスタン	-0.5	-11.1	-2.4	-2.6	82.2	645	534	746	-3.6	-12	-20	-2
キルギス	-5	-25	-16	-27	85	855	1209	280	4.6	-17.4	-13.5	-8.4
タジキスタン	-7.1	-28.9	-11.1	-21.4	112	1157	2195	452	-16.4	-29.9	-24.7	-6.4
トルクメニスタン	-4.7	-5.3	-10	-20	103	493	3102	2400	2.5	13.2	-0.5	-1.1
アルメニア	-10.8	-52.4	-14.8	5.4	100	825	3732	5273	-1.9	-37.6	-48.2	-16.1
アゼルバイジャン	-0.7	-22.6	-23.1	-21.9	106	616	1130	1664	-5	2.8	-13	-18
グルジア	-12.4	-20.6	-43.4	-40	131	1463	7492	7000	-3	-28	-34	-9
アジア ⁽³⁾												
中国	8	13.2	13.4	11.8	3	5.3	13	21.7	-2.4	-2.5	-2.1	-2.4
モンゴル	-9.9	-7.6	-1.3	2.1	121.2	202.6	268.4	87.6	-9.7	-12	-14.6	-19.7
ヴェトナム	6	8.6	8.1	8.8	83.1	37.6	8.5	9.9	-2.9	-1.7	-4.8	-4.1
ミャンマー	-0.6	9.3	6	6.4	32.3	21.9	31.8	35	-5.7	-3.9	-3	-3.1
ラオス	4	7	5.9	8	13.4	9.8	6.3	6.7	-11.3	-10.7	-7.8	-7.8
カンボディア	7.6	7	4.3	4.9	87.9	176.7	31	26.1	-3.4	-3.6	-5.7	-6.2

- 注：(1)主要先進国は、日本、米国、イギリス、フランス、ドイツの5カ国。
(2)主要先進国の消費者物価上昇率のうち、ドイツは旧西ドイツの数値。
(3)タジキスタン、グルジアはNMP(Net Material Product)、アジア諸国はGNP。
(4)1994年の数値は、全項目において推定値。
(5)アジア諸国のGNP成長率、物価上昇率は、1980-93年の平均値。

出典：日本銀行国際局「国際比較統計1995」（主要先進国）

EBRD. "Transition Report Update." April 1995.（中・東欧、旧ソ連諸国）

Asian Development Bank. "Asian Development Outlook 1995 and 1996".（アジア諸国）

2 - 3 移行の指標と評価

欧州復興開発銀行（E B R D）は1994年10月に「Transition Report」を発表し、市場経済移行諸国の市場経済化の状況をいくつかの指標で表示している。さらに、1995年4月の同レポート改訂版でこれら指標のアップ・ツー・デートを行っている。

表2 - 4は、E B R Dの移行指標をまとめたものである。第1列目の民間部門比率とは、全生産量に占める民間部門生産の比率がパーセント表示されている。ここには、所有が国であっても運営が民間に任されているもの、および国がマイノリティの株主ではあるが経営に関与していない企業の生産量も含まれる。第2列目以降は、市場経済を構成する主体、制度、金融について、表2 - 4（別添）に見られる各項目の整備基準にしたがって点数で評価したものである。「企業の生成」の各項目は、民営化または私有化、企業リストラによって、市場経済を担う企業の形成度を測ったものである。「市場と貿易」の項目は、価格に対する諸規制、市場に対する自由な参入・退出の制度、貿易に関わる取り決めや制度整備の状況が測定されている。「金融組織」は、モノの流れを円滑に進める上で、また、様々な資金需要に対する期間調整機能、などから市場経済における銀行の役割を重視したものである。これら各項目のスコアは、西側先進諸国ではほとんど「4」がつけられるが、中・東欧諸国では「4」と「3」が混在し、その他移行諸国では低い点数が付けられている。ただし、ここに表されている比率およびスコア点数は、市場経済化の現段階についての全体的な感触を表したものであり、市場経済化の進展スピード等の変化の側面については何も語っていないことに注意すべきである。

表2 - 5は、1989年～1994年までの市場経済化に向けた各国の改革過程を、その深度や定着度を総合的に評価しようとした、世銀エコノミストによる試算である。

国名の右隣のC L I（累積自由化指数）とは、国内市場、対海外市場、民間参入の割合について、1989年以降の各年の改革について「進展無し」を「0」とし、「基本的な進展有り」を「1」として指数化し、加重平均で各年の自由化指数を作成した上で、1989年～1994年の各年の数値を足し上げたものである。上のE B R Dによるスコアと、ここでの国内外の市場自由化度および民間参入の対応付けも行われており、各年の自由化度について、幅広い各分野の専門家の意見も反映されているとしている。こうして算出されたC L Iの点数によって、改革の先行グループから遅滞グループまでランキング付けを行ったものが、表2 - 5である。

こうして得られたC L Iによって、自由化が成長率の回復とインフレ率の低下に貢献したことを実証的に明らかにしようと世銀エコノミストは試みたのであるが、注意すべきは、中・東欧および旧ソ連諸国で見られる自由化と成長率・インフレ率の相関関係がベトナムと中国については当てはまらず、例外扱いされている点である。

表2 - 4 : 中・東欧、旧ソ連諸国の移行指標（各指標の説明は次頁参照）

国名	民間部門の比率 対GNP比・% (EBRDによる推定)	企業の生成			市場と貿易		金融組織
		大規模 民営化	小規模 民営化	企業再編	価格自由 化と競争	貿易・ 為替制度	銀行改革
アルバニア	50	1	3	2	3	4	2
アルメニア	40	1	3	1	3	2	1
アゼルバイジャン	20	1	1	1	3	1	1
ベラルーシ	15	2	2	2	2	1	1
ブルガリア	40	2	2	2	3	4	2
クロアチア	40	3	4	2	3	4	3
チェッコ	65	4	4	3	3	4	3
エストニア	55	3	4	3	3	4	3
マケドニア	35	2	4	2	3	4	2
ゲルジア	20	1	2	1	2	1	1
ハンガリー	55	3	4	3	3	4	3
カザフスタン	20	2	2	1	2	2	1
キルギス	30	3	4	2	3	3	2
ラトヴィア	55	2	3	2	3	4	3
リトアニア	50	3	4	2	3	4	2
モルドバ	20	2	2	2	3	2	2
ポーランド	55	3	4	3	3	4	3
ルーマニア	35	2	3	2	3	4	2
ロシア	50	3	3	2	3	3	2
スロヴァキア	55	3	4	3	3	4	3
スロヴァニア	30	2	4	3	3	4	3
タジキスタン	15	2	2	1	3	1	1
トルクメニスタン	15	1	1	1	2	1	1
ウクライナ	30	1	2	1	2	1	1
ウズベキスタン	20	2	3	1	3	2	1

注： 西欧諸国の多くは、各項目についてほぼ4に該当する

出典： EBRD ."T ransition Report 1994"

表 2 - 4 (別添) : 各移行指標の内容

指標	スコアと内容
大規模民営化	<p>4 : 国有企業資産の50%以上が民営化済み。</p> <p>3 : 大規模国有企業資産の25%以上が民間に移管されているが、運営の主導権に問題が残されている。</p> <p>2 : 包括的な民営化スキームが準備されている。</p> <p>1 : あまり進展していない。</p>
小規模民営化	<p>4 : 包括的、整合的なプログラムが導入された。</p> <p>3 : 包括的なプログラムが導入はされたが、整合性やモニタリングの欠陥があり、未解決の問題が残されている。</p> <p>2 : かなりの部分が私有化された。</p> <p>1 : あまり進展していない。</p>
企業再編	<p>4 : 再編計画は企業運営を大きく改善し、企業レベルで金融規律を有し、企業集団は解体された。</p> <p>3 : 企業組織は(貸出基準や補助金政策、破産措置を含む民営化などを通じて)企業運営を改善した。または、企業集団解体の抜本措置が採られた。</p> <p>2 : やや厳しい貸出基準と補助金政策、破産措置の若干の適用、企業集団解体にあまり進展がみられない。</p> <p>1 : 甘い貸出・補助金政策が企業レベルの金融規律の確立を阻害している。企業運営確立のための措置があまり採られていない。</p>
価格自由化と競争	<p>4 : 包括的な価格自由化と価格競争が進展し、独占禁止法が機能している。</p> <p>3 : 包括的な価格自由化と価格競争が始まっている。</p> <p>2 : いくつかの重要な物資に価格統制が存続している。</p> <p>1 : 多くの価格が政府によって公的に管理されている。</p>
貿易・為替制度	<p>4 : 貿易割当は少なく、担当省庁・旧国営商社による貿易への直接関与も小さい。統一為替レートの下で經常勘定の交換性がほぼ達成されている。</p> <p>3 : 輸入割当は少なく、統一為替レートの下で經常勘定の交換性がほぼ達成されている。</p> <p>2 : 輸入割当は少なく、原則として經常勘定の交換性は達成されたが、為替制度に(多くの場合、複数為替レート制度から生ずる)不透明性がある。</p> <p>1 : 広範な輸入管理が行われ、外貨にアクセスする正規のルートがあまり整備されていない。</p>
銀行改革	<p>4 : 銀行間競争が機能し、prudentialな監督が行われている。</p> <p>3 : 銀行の資産基盤、監査、prudentialな監督制度の確立に進展が見られ、民間銀行が主流となり、金利の自由化を達成し、低金利への優遇アクセスは姿を消しつつある。</p> <p>2 : 金利操作によって信用割当が行われている。</p> <p>1 : 銀行多様化(two-tier system)の実質面に進展が見られない。</p>

出典 : EBRD. "Transition Report 1994."

表2 - 5 : Liberalization, Growth and Inflation, 1989-94

Group	国名	CLI 1994	Av lib 93/94	Av infl 93/94	Av growth 93/94	93/94GDP /89 GDP	Lowest level of GDP/89 GDP
先行	スロヴェニア	4.16	0.82	26	3.00	84	81
改革グループ	ポーランド	4.14	0.84	34	4.20	88	82
	ハンガリー	4.11	0.84	21	0.00	81	80
	チェッコ	3.61	0.90	16	0.80	81	80
	スロヴァキア	3.53	0.86	19	0.40	79	77
	平均	3.91	0.85	23	1.70	83	80
高中位	ブルガリア	2.96	0.68	81	-1.40	73	73
改革グループ	エストニア	2.93	0.85	69	0.90	69	67
	リトアニア	2.62	0.79	231	-7.30	44	44
	ラトヴィア	2.39	0.71	73	-4.40	60	59
	ルーマニア	2.35	0.66	194	2.20	69	67
	アルバニア	2.30	0.70	57	9.50	74	65
	モンゴル	2.27	0.64	164	0.60	84	83
平均	2.55	0.72	124	0.03	68	65	
低中位	ロシア	1.92	0.63	558	-13.50	57	52
改革グループ	キルギス	1.81	0.68	744	-13.20	61	57
	モルドヴァ	1.62	0.53	558	-17.00	53	46
	カザフスタン	1.31	0.37	1,870	-18.50	57	49
	平均	1.67	0.55	933	-15.60	57	51
改革	ウズベクスタン	1.11	0.37	640	-2.50	89	88
遅滞グループ	ベラルーシ	1.07	0.35	1,694	-16.60	73	64
	ウクライナ	0.80	0.20	2,789	-18.60	56	48
	トルクメニスタン	0.63	0.19	2,751	-15.00	69	62
	平均	0.90	0.27	1,968	-13.20	72	66
改革が	クロアチア	4.02	0.83	807	-0.70	69	68
紛争により	マケドニア	3.92	0.78	157	-10.70	57	55
攪乱状態の グループ	アルメニア	1.44	0.42	4,595	-7.40	38	38
	グルジア	1.32	0.35	10,563	-24.60	24	23
	アゼルバイジャン	1.03	0.33	1,167	-17.70	50	44
	タジキスタン	0.95	0.28	1,324	-26.30	35	30
	平均	2.11	0.50	3,102	-14.50	45	34
東アジア	ヴェトナム	3.42	0.78	10	8.50	145	100
グループ	中国	3.08	0.64	13	11.70	157	100
	平均	3.25	0.71	11	10.10	151	100

注 : CLI = cumulative liberalization index.

出典 : "From Plan to Market, Patterns of Transition" Policy, Planning, and Research Working Paper No.1564

3 . 国際機関、主要先進国等援助機関による支援の現状

3 - 1 国際通貨基金 (I M F)

1994年はI M F・世銀を中心とするブレトンウッズ50周年にあたることから、I M F・世銀の役割の見直しについて活発な議論が交わされた。こうしたなか、同年7月には先進国、途上国の有識者が参加する民間の委員会「ブレトンウッズ委員会」により、I M F・世銀の役割、国際通貨制度の見直しをうたった報告書「Bretton Woods : Looking to the Future」が発表された。その中で、I M Fについては、途上国向けの融資をやめ、国際通貨制度とマクロ経済調整の問題に特化することが提言された。これに対しI M Fは、同年9月の世銀・I M F総会に先立ち開催された「ブレトンウッズ50周年記念会議」にて、途上国および体制移行国に対する資金面での一層の支援を効果的に行うことを示した。

これまでのI M Fの役割の変遷については次のように要約できる。

1960年代までのI M Fはその設立目的である国際通貨体制の維持および加盟国の国際収支赤字の短期ファイナンスにより、先進国と途上国をともに対象とする国際金融機関としての役割を果たしてきた。しかし、70年代の固定相場制の崩壊と第一次石油ショック、また、80年代のラテンアメリカを中心とした債務危機は、多くの国で国際収支赤字が短期的な問題ではなく、長期・構造的な問題であることが認識され、低所得国で赤字国である途上国へのより譲許性の強いファイナンスを行うようになった。一方、先進国では金融の自由化に伴い、国際収支のファイナンスをI M Fに頼る必要がなくなった。90年代に入ると、市場経済移行国への融資も始まり、現在のI M Fの主要業務は先進国以外の赤字国政府に対し、改善政策の実行を条件に短期資金を供与し、必要ならば債務救済をアレンジすることにその役割が変化している。(大野健一著、「市場移行戦略」より一部要約。)

中央計画経済体制の崩壊と市場経済への移行は、まずマクロ経済指標の悪化として現れるので、I M Fの当該諸国に対する関与が重要となってくる。表3 - 1は市場経済移行国に対するI M F融資の承諾状況を図表化したものである。移行経済諸国に対して、I M Fはつなぎ融資としてのスタンバイ融資から中期的な調整融資まで、利用可能な融資手段を総動員して移行経済諸国を支援している状況にある。中・東欧諸国に対しては1990年代の初期から支援を行っており、次いで旧ソ連諸国やインドシナ諸国に対する支援を拡大して行った状況が読み取れる。

表3-1: IMF融資承諾状況(1989年度以降)

国名	年号	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	
中・東欧	ポーランド		90.2.5	91.4.18	91.3.4	93.3.8	94.3.7	94.8.5	96.3.4	
	チェコスロヴァキア			91.1.7	92.3.6	92.4.3	93.4.2			
	チェコ					93.3.17	94.3.16	94.7.22	96.3.21	
	スロヴァキア					93.7.27	94.7.22		96.3.21	
	ハンガリー	90.3.14	91.2.20	91.3.13		93.9.15	94.2.19	94.12.14		
	ブルガリア			91.3.15	92.3.14	92.4.17	93.4.17	94.3.14	95.9.13	
	ルーマニア			91.4.11	92.4.10	92.5.29	93.3.28	94.5.11	95.12.10	
	アルバニア				92.8.26	93.7.14	93.8.25		96.7.13	
	ユーゴスラヴィア	90.3.16	91.9.15							
	スロヴェニア									
クロアチア						94.10.14	94.10.14	96.4.13		
マケドニア						94.2.14				
旧ソ連諸国	ロシア				92.8.5	93.1.4	93.6.30	95.4.11	96.4.10	
	ウクライナ						94.10.26	95.4.7	96.4.6	
	ベラルーシ						93.7.28			
	モルドバ					93.12.17	93.9.17	95.3.16	95.3.22	
	エストニア				92.9.16	93.3.29	93.10.27	93.10.27	95.3.26	95.4.11
	ラトビア				92.9.14	93.9.13	93.12.15	93.12.15	95.3.14	95.4.21
	リトアニア				92.10.21	93.9.20	93.10.22	93.10.22	95.3.21	97.10.23
	カザフスタン					93.7.23	94.1.26	95.1.25		
	ウズベキスタン							95.1.25		
	キルギス					93.5.12	93.5.13	94.7.20	94.4.11	97.7.19
	タジキスタン									
	トルクメニスタン									
	アルメニア							94.12.15		
	アゼルバイジャン							95.4.19		
グルジア							94.12.16			
アジア	中国									
	モンゴル			91.10.4	92.10.3	93.6.25	93.6.25		96.6.24	
	ヴェトナム					93.10.6	93.10.6	94.11.11	94.10.5	
	ミャンマー					93.10.6				
	ラオス	89.9.18	92.9.17			93.6.4			96.6.3	
カンボディア					93.10.4	94.5.6		97.5.5		

 SBA: スタンバイ
 EFF: 拡大信用供与措置
 SAF: 構造調整融資
 ESAF: 拡大構造調整融資
 STF: 体制移行融資

出典: 日本輸出入銀行発行、「海外投資研究所報」各号より作成

3 - 2 世界銀行グループ^{注1}

1994年7月の「ブレトンウッズ委員会」の報告の中で、世銀は、民間部門の補完に徹する形で協調融資、保証業務を拡充し、民間資金の流れない最貧国に対して引き続き中長期の融資を行うことが提言されている。これに対し、世銀は自ら今後のあり方を示した報告書「Learning from the Past, Embracing the Future」を発表し、マーケット・フレンドリー・アプローチを重視し、本来業務である融資業務と、途上国支援により培われた助言業務を効果的に組み合わせ、途上国の個別のニーズに効果的に対応すること、他の開発機関との役割分担の明確化と協力の推進に努めることを強調している。

世界銀行グループによる市場経済移行国に対する支援は次のようなものとなっている。^{注2}

世銀（IBRD、IDA）の1991年会計年度は、東欧への融資拡大（IFCによる民営化支援を含む）および旧ソ連（現CIS）への支援準備が重点施策の一つになっており、対東欧支援として、1）国営企業制度改革、2）市場メカニズムの開発、3）社会政策体制の刷新、4）環境問題への取り組み、5）インフラの近代化への取り組みを開始、また、旧ソ連支援としては、1）経済安定化、長期的成長のための政策の実施、2）市場経済政策、民間・金融セクターの支援、企業の民営化・リストラ、3）市場経済への移行過程における弱者の保護、4）農業、エネルギー、住宅、について具体的な取り組みを開始した。

この重点施策を受けて、91年会計年度の東欧地域向け融資承諾額は29.4億ドルに達し、前年度比11億ドル増となった。また、旧ソ連に関する上記の技術支援を行うために、3,000万ドルの信託基金を設立した。

世銀は、翌年の92年会計年度に旧ソ連各共和国の市場経済への移行支援を次の3段階で行った。

第1段階：91年会計年度に設立した信託基金^{注3}に基づく技術支援プログラムの実施。

- (1) 対象国： ロシア、ベラルーシ、キルギスタン、カザフスタン
- (2) 支援内容： 制度面の改革（価格自由化・対外貿易改革、民営化・企業改革、金融部門・法制上の改革）、主要分野の改革（農業、インフラ、エネルギー、住宅）、社会的セーフティネット改善、トレーニング・プログラム、組織改革

^{注1} 「世銀」及び「世銀グループ」についての説明を多少長いですが、次のとおり紹介する。『通常、世銀という場合、国際復興開発銀行（IBRD）と国際開発協会（IDA）の2つの機関を指す。IBRDは、途上国の各種のプロジェクトやプログラムに対し準コマーシャル・ベースで貸付を行う機関であり、1944年に設立された。1993年1月1日現在173か国が加盟している。IDAは特に貧しい途上国に対し条件の緩い融資を行うことを目的として1960年に設立された機関であり、148か国が加盟している。世銀にはこのほかさらに2つの機関がある。1つは国際金融公社（IFC）で、途上国の民間企業を対象として、コマーシャル・ベースで貸付をしたり資本参加を行う機関であり、1956年に設立された。加盟国は1993年1月1日現在150か国に達している。もう1つは、多国間投資保証機関（MIGA）と言われるもので民間外国投資家による途上国向け投資を促進するために、これらの投資家に対し、こうした投資にかかる非商業的リスクに対して保証を行うとともに、途上国に対して民間外国投資を呼び寄せるためにはどうしたらよいかについての助言を与えることを目的としている。MIGAは1988年に設立され、1993年1月1日現在99か国が加盟している。これらの4つの機関を総称して「世銀グループ」と呼んでいる。（白鳥正喜「世界銀行グループ」p.11より抜粋）』

^{注2} ここでは日本輸出入銀行海外投資研究所報から東欧、旧ソ連への支援を中心に取りまとめた。

^{注3} 上記信託基金に基づく協力はロシアの世銀の加盟後の92年6月末をもって打ち切られた。

第2段階：他の11カ国での調査作業の完了、全15カ国の加盟促進

第3段階：世銀の融資が受けられるように経済および部門別作業プログラムの策定およびトレーニングの開始

その後、世銀は93年会計年度には、ロシア民営化プログラム支援にかかる技術援助（92年12月、9,000万ドル）を実施し、95年会計年度には、CTFプログラム^{注4}において、市場経済移行国の需要の拡大に伴い、コンサルタントサービスを拡大した。また、移行支援業務の拡大に伴い、担当職員を増員し、モスクワ、タシケント、キエフ、リガに駐在員事務所を開設し、さらに経済改革プログラムと対外支援必要額等についての検討のために以下の共和国に対する支援グループ（Consultative Group）を組成した。

対象国：ロシア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、グルジア、
カザフスタン、キルギスタン、モルドバ、タジキスタン、ウズベキスタン

世銀グループの移行国への支援としては、このほかに国際金融公社（IFC）が途上国及び体制移行国への直接投資を促進するため、IBRDと共同運営する外国投資助言サービス（FIAS）を通じて投資に関する法制の見直し、外国直接投資を担当する政府機関の再編成・強化などに関する政策アドバイスをを行っている。また、多国間投資保証機関（MIGA）の保証業務は、途上国・体制移行国の民営化・自由化の進展、改革に伴う資金需要の高まり等から堅調に推移している。経済開発研究所（EDI）は市場経済移行国を、行政改革、プロジェクト管理、民営化などの面で政策策定者に協力している。世銀が他の4国際機関（OECD、IMF、EBRD、BIS）と共同で後援している「共同ウィーン研修所（JVI）」は、キエフ、モスクワ、プラハ、タシケントで地域センターを運営し、市場経済に関する研修コースを実施している。

世銀グループの融資状況は表3 - 2のとおりである。

^{注4} CTFプログラム：世銀の業務活動及び技術援助活動を支援するコンサルタントサービスのための資金提供を信託基金から行う。

表3 - 2 : 世銀グループ融資状況

Total ODA/OA Net

単位：百万USドル

	1990			1991			1992			1993			1994		
	IBRD	IDA	IFC	IBRD	IDA	IFC	IBRD	IDA	IFC	IBRD	IDA	IFC	IBRD	IDA	IFC
<中・東欧>															
ポーランド	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
チェコスロヴァキア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
チェッコ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
スロヴァキア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
ハンガリー	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
ブルガリア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
ルーマニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
アルバニア	*	*	*	*	*	*	2.1	*	*	25.8	*	*	35	*	*
ユーゴスラヴィア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	40.1	*	*
スロヴェニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
クロアチア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
マケドニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
<旧ソ連諸国>															
ロシア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
ウクライナ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
ベラルーシ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
モルドバ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
エストニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
ラトビア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
リトアニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
カザフスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
ウズベキスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
キルギス	*	*	*	*	*	*	*	*	*	22.8	*	*	35.7	*	*
タジキスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
トルクメニスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
アルメニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	5.5	*	*
アゼルバイジャン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
グルジア															
<アジア>															
中国	*	505	*	*	610	*	*	789.9	*	*	865.1	*	*	671	*
モンゴル	*	*	*	*	*	*	28	*	*	3.4	*	*	17.4	*	*
ヴェトナム	*	-1	*	*	-1	*	*	*	*	-0.6	*	*	125.2	*	*
ミャンマー	*	54	*	*	38	*	*	9.7	*	0.3	*	*	-1.7	*	*
ラオス	*	33	*	*	15	*	*	37.7	*	37.4	*	*	26.2	*	*
カンボディア															

Total Receipts

単位：百万USドル

	1990			1991			1992			1993			1994		
	IBRD	IDA	IFC	IBRD	IDA	IFC	IBRD	IDA	IFC	IBRD	IDA	IFC	IBRD	IDA	IFC
<中・東欧>															
ポーランド	54	*	1.1	349	*	10.8	342.8	*	22.1	317	*	6.6	672.3	*	54.4
チェコスロヴァキア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
チェッコ	*	*	*	130	*	*	86.8	*	*	92.9	*	32.2	30	*	44
スロヴァキア	*	*	*	70	*	*	44	*	*	39.8	*	*	85.6	*	*
ハンガリー	113	*	17.6	239	*	17.8	192.8	*	22.3	84.6	*	15.3	-28.1	*	-36.7
ブルガリア	*	*	*	5	*	*	92	*	*	2.7	*	*	245.6	*	*
ルーマニア	*	*	*	3	*	*	211.3	*	*	188.6	*	1.7	262.7	*	-1
アルバニア	*	*	*	*	*	*	2.1	*	*	25.8	*	*	35	*	*
ユーゴスラヴィア	-136	*	23.5	-316	*	-45	-102	*	-51.8	74	*	-37.8	-88.2	40.1	*
スロヴェニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
クロアチア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
マケドニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
<旧ソ連諸国>															
ロシア	*	*	*	*	*	*	0.9	*	*	371.3	*	60	282.6	*	2
ウクライナ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.1	*	*	101.6	*	*
ベラルーシ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.1	*	*	100.1	*	*
モルドバ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	28.6	*	*	67.1	*	*
エストニア	*	*	*	*	*	*	1.1	*	*	18.9	*	*	9.7	*	*
ラトビア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	21.3	*	*	22	*	*
リトアニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	42.4	*	*	4.2	*	*
カザフスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	181.8	*	*
ウズベキスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.9	*	*
キルギス	*	*	*	*	*	*	*	*	*	22.8	*	*	35.7	*	*
タジキスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
トルクメニスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
アルメニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.5	*	*	1	5.5	*
アゼルバイジャン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
グルジア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
<アジア>															
中国	375	505	*	538	610	-4	356.7	789.9	-5.2	731.9	865.1	0.4	1066	671	36.9
モンゴル	*	*	*	*	*	*	28	*	*	3.4	*	*	17.4	*	*
ヴェトナム	*	-1	*	*	-1	*	*	*	*	-0.6	*	*	125.2	4.8	*
ミャンマー	*	54	*	*	38	*	*	9.7	*	0.3	*	*	-1.7	*	*
ラオス	*	33	*	*	15	*	*	37.7	*	37.4	*	*	26.2	*	*
カンボディア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*

出典：DAC Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients 1990-1994 より作成

3 - 3 欧州復興開発銀行 (E B R D)

欧州復興開発銀行 (E B R D) は、1991年4月に設立され、加盟国数は1992年11月現在54カ国2国際機関となっており、日本は設立当初から加盟している。

E B R Dの設立目的は、E B R D設立条項第1条に定義されており、その内容は以下のとおりである。(E B R D, "Transition Report 1994" p.3から引用)

「 E B R Dの目的は、経済的進歩と再建に貢献することにより、市場指向経済への移行を助長し、また、中・東欧において複数政党制民主主義、多元主義、及び市場経済を採用する諸国における民間および企業家のイニシアティブを促進することである」

E B R Dの業務は、1994年度年次総会で承認された中期業務優先方針の5項目、(1)民間部門支援、(2)全受益国での業務推進、(3)地方の民間企業(特に中小企業への対象拡大)、(4)受益国の金融機関による金融仲介を活用した出資額の増進、(5)証券投資の活発化、に沿って進められている。

表3 - 3は、E B R Dを含む主要な国際・援助機関による協力供与額を示したものである。

表 3-3 : 主要な国際・援助機関による協力受取額

Total ODA / OA Net						Total Receipts						単位：百万USドル																																	
	1990					1991					1992						1993					1994					合計																		
	IMF	EBRD	AsDB	UNDP	CEC	IMF	EBRD	AsDB	UNDP	CEC	IMF	EBRD	AsDB	UNDP	CEC		IMF	EBRD	AsDB	UNDP	CEC	IMF	EBRD	AsDB	UNDP	CEC	IMF	EBRD	AsDB	UNDP	CEC														
<中・東欧>																																													
ポーランド	*	*	*	1.00	288.60	*	*	*	1.50	83.80	*	20.90	*	0.60	165.10	*	74.70	*	0.50	172.60	*	117.20	*	0.40	309.10	*	212.80	*	4.00	1,019.20	*	74.70	*	0.50	172.60	*	117.20	*	0.40	309.10	*	212.80	*	4.00	1,019.20
(チェコスロヴァキア)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	30.10	*	0.30	44.00	*	61.10	*	0.50	146.70	*	126.60	*	1.20	575.70	*	30.10	*	0.30	44.00	*	61.10	*	0.50	146.70	*	126.60	*	1.20	575.70
チェッコ	*	*	*	0.00	*	*	*	*	0.10	186.40	*	35.40	*	0.30	198.60	*	9.10	*	0.00	28.70	*	90.30	*	0.00	94.10	*	117.10	*	0.20	306.20	*	9.10	*	0.00	28.70	*	90.30	*	0.00	94.10	*	117.10	*	0.20	306.20
スロヴァキア	*	*	*	0.00	*	*	*	*	0.00	93.20	*	17.70	*	0.20	90.20																														
ハンガリー	*	*	*	0.40	481.80	*	*	*	0.10	530.90	*	84.20	*	0.00	126.90																														
ブルガリア	*	*	*	1.00	0.90	*	*	*	0.70	263.10	*	*	*	0.30	73.90																														
ルーマニア	*	*	*	1.60	61.90	*	*	*	0.80	112.10	*	1.00	*	1.30	607.20																														
アルバニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*																														
ユーゴスラヴィア	*	*	*	1.30	150.30	*	*	*	1.10	44.70	*	*	*	0.20	148.10																														
スロヴェニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*																														
クロアチア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*																														
マケドニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*																														
<旧ソ連諸国>																																													
ロシア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	3.70	*	*	225.00																														
ウクライナ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	63.20																														
ベラルーシ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.40	*	*	25.20																														
モルドバ	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	9.10																														
エストニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	1.90	*	*	14.10																														
ラトヴィア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	3.70	22.10																														
リトアニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	20.90																														
カザフスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*																														
ウズベキスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*																														
キルギス	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	0.10	*																														
タジキスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	8.70																														
トルクメニスタン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*																														
アルメニア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	5.10																														
アゼルバイジャン	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	4.50																														
グルジア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*																														
<アジア>																																													
中国	-84.00	*	55.00	48.50	51.50	-42.40	*	181.70	49.90	26.80	*	*	180.80	44.90	31.30																														
モンゴル	*	*	*	4.90	*	*	*	1.10	3.50	*	*	*	22.00	2.20	0.00																														
ヴェトナム	-4.70	*	-0.10	34.10	6.20	-9.60	*	-0.30	34.70	19.10	*	*	19.90	20.80																															
ミャンマー	-2.40	*	5.90	13.30	0.10	-0.30	*	2.10	17.90	2.70	*	*	-0.70	12.60	0.10																														
ラオス	-0.50	*	44.30	12.20	2.20	12.00	*	30.70	9.80	2.40	8.30	*	20.70	8.10	3.10																														
カンボディア	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*																														

出典：DAC Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients 1990-1994 より作成

3 - 4 経済協力開発機構（OECD）

新DACリスト

OECDのDAC（開発援助委員会）では、DAC加盟国のODA実績の統計を作成するため、援助対象国のリストを作成してきた。しかしこのDACリストは、多くのDAC加盟国にとっては統計処理上の基準という意味を超えて、ODAを供与する対象国か否かの判断材料となっていたものである。

冷戦後、地球規模の諸問題が援助対象として取り上げられるなど援助対象分野の拡大と、かつては援助供与国であった旧ソ連諸国などから新たに援助需要が生じるなど援助対象国の拡大という事態にDAC諸国は直面した。また、ドナー諸国の中には戦略援助動機が後退し、各国の財政難もあって援助供与額増が期待できなくなる一方で、経済発展を遂げた国の中には援助余力を持つ国が現れたことから、DAC援助国受け取り国・地域リストの改定が行われた。新DACリストは、1994年1月からDAC被援助国リストを第1部と第2部に分け、第1部は従来のDAC途上国リストとし、それら諸国に対する開発と福祉の向上を主目的とするグラント・エレメント25%以上の資金をODAとしている。第2部には、中・東欧および旧ソ連の13カ国が掲載され、これら諸国に対する開発と福祉の向上を主目的とし、グラント・エレメント25%以上の資金はOA（Official Assistance）と呼んでODAとは区別されることになった。旧ソ連諸国の内、コーカサス3国と中央アジア5カ国は第1部に掲載されている。

新DACリストの第1部、第2部に掲載されている国名は表3 - 4のとおり。

市場経済移行国支援センター（CCET）^{注5}

OECD諸国の諸制度、政策に関する経験・ノウハウを提供し、市場経済に移行するのに必要な諸制度の構築を支援することを目的として、OECDは、市場経済移行国支援センター（CCET：Center for Cooperation with Economies in Transition）を1990年に設立した。

同センターは資金的な協力は行わないが、IMF等の他の国際機関がマクロ財政金融政策及び制度構築について画一的なアドバイスを行う傾向があるのに比べ、より相手国の実情に応じた多様な情報提供を行っている。また、他の国際機関が融資の条件として相手国が勧告に従うことを要求するのと違い、どのモデルに基づいて制度を構築するかは相手国の裁量に任せていることが特徴である。

支援対象国については、社会主義計画経済から市場経済への移行国の支援を原則としている。これまでは、ポーランド、ハンガリー、チェッコ、スロヴァキアの4カ国を市場経済に急速に移行する国として、PIT（Partners in Transition）というグループに位置づけ、マクロ経済、金融、資本市場制度、保険制度、税制、民営化、企業セクター改革、貿易等の多岐にわたる分野について、支援活動が優先的に向けられてきた。最近では、PITに対する協力の必要性が低下し、ルーマニア、ブルガリア、バルト3国に対する協力の必要性が高まっている。

^{注5} 「OECDによる市場経済移行国への支援活動について」『ファイナンス』大蔵省公報、平成7年10月号より要約。

表3-4：新DAC援助受け取り国・地域リスト (1995年5月現在)

第I部 途上国・地域 (ODA対象国)					第II部 移行国・地域
後発開発途上国 (LLDC)	低所得国 一人当たりGNP \$675以下	低中所得国 一人当たりGNP \$676 - 2,695以下	高中所得国 一人当たりGNP \$2695 - 8,355	高所得国 一人当たりGNP \$8,356超	中・東欧、旧ソ連
モザンビーク タンザニア エチオピア シエラ・レオーネ ウガンダ ネパール ブータン ブルンディ チャド マウライ ギニアビサオ バングラデシュ マダガスカル ルワンダ ラオス ザンビア マリ ブルキナファソ ニジェール 赤道ギニア サントメ・プリン シベ トーゴ ガンビア 中央アフリカ ベナン モルディブ ギニア コモロ モーリタニア レソト キリバス ソロモン カーボ・ヴェルデ 西サモア ヴァヌアツ ボツアナ アフガニスタン カンボディア ジブティ ハイティ リベリア ミャンマー ソマリア スーダン トゥヴァル イエメン ザイール	インド ナイジェリア ケニア ガイアナ 中国 パキスタン ニカラグア ガーナ タジキスタン スリ・ランカ ホンジュラス ジンバブエ エジプト インドネシア エリトリア ティモール ヴェトナム	ボリヴィア 象牙海岸 フィリピン セネガル アルメニア キルギス カメルーン グルジア ウズベキスタン アゼルバイジャン パプア・ニューギニア ペルー グアテマラ モロッコ コンゴ ドミニカ共和国 エクアドル スワジランド ヨルダン エル・サルヴァドル トルクメニスタン コロンビア ジャマイカ トンガ パラグアイ ナミビア カザフスタン チュニジア タイ アルジェリア トルコ セントビンセント コスタリカ フィジー イラン ベリーズ グレナダ パナマ ドミニカ チリ 南アの黒人社会 アンギラ アンゴラ アルバニア キューバ イラク 北朝鮮 レバノン マカオ マーシャル モンゴル ミクロネシア ニウエ セントヘレナ シリア トケラウ タークス・カイコス ワリフツスナ諸島 旧ユーゴスラヴィア	モーリシャス ブラジル マレーシア セントルシア ヴェネズエラ ウルグアイ メキシコ スリナム トリニダード・トバゴ ガボン セント・クリストファー ・ネイヴィース クック諸島 マイヨット島 ナウル =====	台湾 サイプラス イスラエル 香港 バミューダ ケイマン諸島 フォークランド諸島 仏領ポリネシア ジブラルタル ニューカレドニア バハマ ブルネイ クウェイト カタール シンガポール アラブ首長国連邦	リトアニア ウクライナ ラトヴィア スロヴァキア ポーランド チェッコ ロシア エストニア ベラルーシ ハンガリー モルドヴァ ルーマニア ブルガリア
			世銀融資卒業基準 (一人当たりGNP \$4,715)を越える国 =====		
			アンティグア ・バーブーダ セイシェル アルゼンティン オマーン バルバドス 韓国 サウディ・アラビア アルバ バハレーン リビア マルタ モントセラト オランダ領アンティル 米領太平洋諸島 英領バージン諸島		

注1：GNP値は1992年の数値

注2：市場経済移行諸国を網掛け表示した。

出典：「我が国の政府開発援助」(ODA白書)1995年上巻p.415(ただし、表中の網掛け表示は追加表示した。)

3 - 5 主要先進国援助機関等

3 - 5 - 1 米国

米国はUSAID（米国国際開発庁）を通じ、旧社会主義国に対する多様な政策支援協力を実施しているが^{注6}、このうち相手国の中枢支援として次のようなプロジェクトを実施している。

（1）モンゴル国 市場経済移行支援

協力期間：1991年～1995年

総経費：4,257千 USドル

協力内容：モンゴルの政策決定者に対し、市場経済移行に必要な政策の立案、施行及び規制の改変に関する技術支援を行うもの。

- イ．経済構造調整に関する政策助言型専門家（1名）の首相府への派遣（東欧での経験者を9カ月間派遣）
- ロ．短期間のアドバイザーの派遣（金融政策、私企業育成等の分野）
- ハ．短期アドバイザーによるセミナー、ワークショップの実施（市場経済、国際貿易、所有権等について）

（2）カンボディア国 重要政策支援

協力期間：1992年～1994年（実施中）

総経費：1千万 USドル

協力内容：カンボディアにおける民主化、及び市場経済移行に必要な重要政策にかかわる支援を、当初カンボディア最高国民評議会に対し、後に選挙により成立した新政府に対して行うもの。本協力においては、開発計画、マクロ経済政策立案、及び計画実施能力支援に焦点を置く。

^{注6} USAIDの政策支援協力例は以下のとおり。

- 東欧地域全般：イ．競争政策、法律整備、規制の改変（1991-96年、東欧諸国への専門家の派遣）
ロ．ヘルスケア財政改革（1992-96年、専門家の派遣）
ハ．政治的民主化（1991-95年、民主的活動への各種支援）
- ポーランド：民主化制度支援（1989年、民主的活動への各種支援）
- ハンガリー：民主化促進（1989年、民主的活動への各種支援）
- カンボディア：民主化促進（1992-94年、NGOを通じたの協力）
重要政策支援（本文紹介）
- モンゴル：経済構造移行支援（本文紹介）

3 - 5 - 2 E U

E Uは、市場経済移行国の支援のために無償資金による技術協力プログラムとして、1989年にP H A R Eプログラム^{注7}、1991年T A C I S (Technical Assistance for ex-CISs) プログラムをそれぞれ設立した。両プログラムには支援対象地域の棲み分けがなされており、前者は中・東欧(バルト3国を含む)、後者はバルト3国を除く旧ソ連諸国及びモンゴルを支援対象地域としている。

主要な支援内容は、両プログラムとも国营企業の民営化と企業育成、行財政改革、環境保護等となっているが、その協力はあくまでも対象国の民主化及び市場経済移行に向けた努力に対する支援であることが強調されている。94年度の援助総額については、P H A R Eプログラムが約9億9千万ECU、T A C I Sプログラムが約4億7千万ECUとなっている。

なお、案件実施主体としては、E Uメンバー国のシンクタンク、コンサルタント等であることが条件とされている。

3 - 5 - 3 英国

1989年よりポーランド、ハンガリー等の旧社会主義国の市場経済化、民主化支援のため、グラントベースの英国ノウハウ基金 (Britain's Know How Fund) を通じ、英国のシンクタンク・コンサルタント等の活用により、銀行制度改革、証券市場の確立等の政策支援援助が実施されている (1993年度援助額 約5,400万ポンド) 。

^{注7} P H A R E (Assistance for Economic Restructuring in Poland and Hungary、ファーレ) は、当初ポーランドとハンガリーの改革を支援する目的で設立されたが、現在ではバルト3国を含む中・東欧まで対象地域が拡大されている(プログラムの名称としてはP H A R E が存続している) 。

4 . 日本の支援の現状

4 - 1 政府の取り組み

冷戦構造の終了後、市場経済システムが普遍的に受け入れられつつある中で、国際社会が旧社会主義国の市場経済化に向けた努力を積極的に支援していくことが求められるようになった。

1989年後半からポーランド、ハンガリーを先駆けとした市場経済化の一連の動きの中で、日本は、西側先進国の一員として、資金協力及び技術協力により積極的に支援していくことを、1990年1月の海部総理の欧州歴訪時やG 2 4（東欧支援国会議）の場において表明している。

平成4年6月30日に閣議決定された、政府開発援助（ODA）大綱では4原則の一つとして、「開発途上国の民主化の促進及び市場指向型経済導入の努力、基本的人権や自由の保障状況に十分注意を払う」としている。

また、日本は（1）ODA大綱の下、民主化、市場経済化に向け努力している国への援助量の増額や、反対にそうした面で後退の傾向にある国に対する援助の見直しなどを行うアプローチ（ODA大綱のポジティブ・リンケージとネガティブ・リンケージ）、（2）当該途上国の経済の発展、安定が中長期的に民主化や市場経済化にとって不可欠な基礎になるとの認識に立ち、当該途上国の経済発展や基礎的ニーズへの協力を行うとのアプローチが日本の重要な施策として位置づけられている。^{注1}

さらに、市場経済化の動きが見られる国に対しては、二国間援助を積極的に供与するのみならず、支援国会合（Consultative Group Meeting）を主催し、これらの国に対する国際社会による支援強化のために努力している。例としては、モンゴルの推進する民主化及び市場経済移行への努力に対する国際的な支援のため、日本政府は平成3年よりモンゴル支援国会合の議長を世銀と共同で務めており、これまでに5回の会合を開催している。

以下では、これらの取り組みにもとづき、日本の有償資金協力、技術協力の現状について具体的にみていくこととする。

注1 外務省経済協力局『我が国の政府開発援助』上巻（ODA白書）1995年、p.65を参照。

4 - 2 有償資金協力

90年代の支援状況については、図4 - 1に示すとおり対象国のほとんどがアジア諸国であり、特に中国が4分の3以上を占めている。

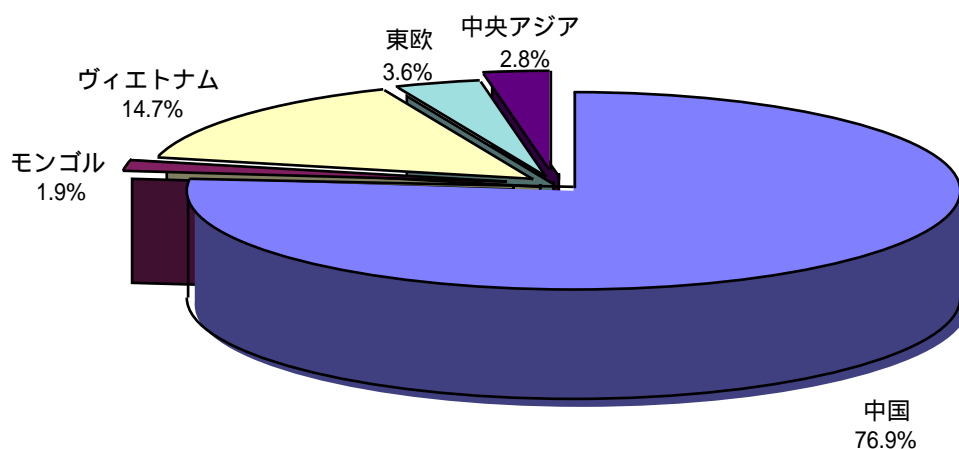
この中でも、最も「移行」の側面が強い東欧、中央アジア諸国については、ポーランドに対する商品借款、アルバニアへの農業セクター調整借款、キルギスタンに対するリハビリテーション借款など国際収支支援型借款、ハンガリー、ブルガリアへの環境改善事業、中央アジア諸国、アルバニアへの鉄道、電力、通信などの経済インフラ整備支援などが行われている。

次に、アジアでコメコン体制下にあった、ヴェトナム、モンゴルについては、まず、国際収支上の困難を解消すべく商品借款供与が行われ、その後経済インフラ整備（特に電力と道路、鉄道などの運輸）が行われている。

中国については、わが国の主要援助供与先の一つでもあり、80年代から活発な借款供与が行われ、その対象セクターは経済インフラ、工業など幅広い。^{注2}

また、経済開発を進めることが市場経済への円滑な体制移行の前提条件であるとする観点から、市場経済移行国へのインフラ整備の支援、また、急激な市場経済化への移行による調整ショックを和らげるための国際収支支援型借款について引き続き実施し、さらに市場経済化をより促進するためにこれまでに開発されたりハビリを目的とした借款、途上国の開発金融機関を活かしたツー・ステップ・ローン、民営化ファンドなどととも、対象国の開発段階に適し、個別の問題に対応可能なより多様化されたメニューの作成が急務である。また、資金供与を補完し、資金の有効・効率的な活用のための知的支援（例えば、組織・制度のあり方に対する政策立案・実施支援など）について、理論面・現実面からの構築が必要であるとしている。

図4 - 1：90年代、有償資金協力（円借款）における移行経済への支援の地域分布
（1990年初より95年末まで、借款契約締結額累計、合計1兆534億円）



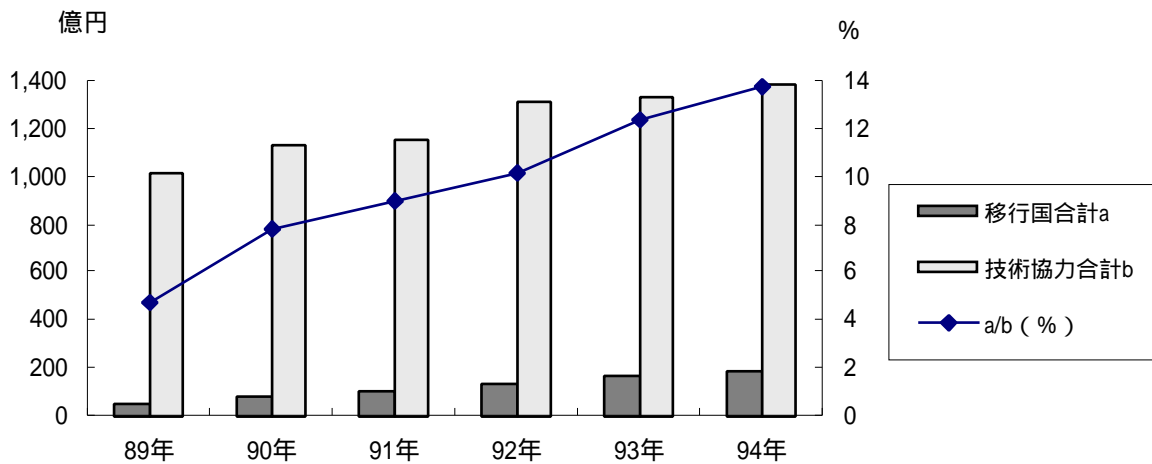
出典：ESP 1996年4月（原稿）号.p.20

注2 ESP 96年4月号「市場経済化への移行」(原稿) P.19 P23より引用。

4 - 3 技術協力

JICAにおける市場経済化支援に関する技術協力実績は、図4-2を見るとわかるように近年着実に増大している。以下に技術協力の事業形態別実施状況を紹介する。^{注3}

図4-2 技術協りに占める市場経済移行国への協力の割合



注：「市場経済移行国」の内訳は、中・東欧、中央アジア（旧ソ連）、モンゴル、インドシナとし、各国に対する技術協力経費を集計した。「区分不能」として分類されていた項目は除外している。

出典：国際協力事業団年報1990～1995年版

4 - 3 - 1 研修員受入事業

中・東欧諸国からの研修員受け入れは、1989年度のポーランド、ハンガリー両国から「経営管理」と「生産管理」の両コースに両国から25名ずつを受け入れたことを皮切りに、1991年度以降、環境対策、農業、経済政策、財政金融等へ拡大する一方で、対象国もチェッコ、スロヴァキア、ルーマニア、ブルガリア、スロヴェニア、アルバニア、マケドニアに拡げられた。^{注4}

中・東欧諸国向けの研修コースは、短期間に一挙に多数のコースを、かつ比較的情報量の少ない中で策定する必要がある等の背景もあり、（財）日本国際協力センター（JICE）との連携のもとに、研修委託先の発掘、講師の選定、あるいは、カリキュラムの開発を行った。また、当該研修コースは中・東欧諸国からの研修員のみを対象とした特設コースであったため事前のオリエンテーションも一般の研修員のものとは明確に区別したプログラムが用意された。

また、国別/地域別特設研修は、当該地域/国の状況を踏まえた課題選択が可能となる反面、中・東欧諸国向けの場合には急激な社会経済状況の変化に即応したカリキュラム作成や研修実施に緊張感が生まれる等の副次的なメリットも見られた。

一方、中央アジア諸国からの研修員受け入れは、1993年度より3年間で総計300人受け入れの外

^{注3} 援助スキーム別、地域別実績については、「別添5. 市場経済移行国へのJICA事業実績の推移（1989～1994）」を参照のこと。

^{注4} 対象国には、チェッコスロヴァキア（93年1月チェッコ共和国とスロヴァキア共和国に分離独立）、及び旧ユーゴスラヴィア（我が国は、92年3月にスロヴェニア及びクロアチアを、93年12月にマケドニアを国家として承認）が含まれる。

交ブレッジを背景に実施された。中央アジア諸国の場合には、東欧以上に現地の状況が不明な中でのコース開発が求められたことに加えて、更に、当該諸国の研修員はそのほとんどが英語を理解しないためロシア語の通訳を介することが不可欠であり、研修委託先の発掘は困難を極めた。その結果、中・東欧特設コースに類似した経営・生産管理分野、経済分野、環境分野、農業分野を中心とした、行政紹介型のコース設定が余儀なくされた。

1994年度からはコーカサス3国が対象国として新たに加えられた。

1994年度の研修員受入実績は、東欧諸国が1,623人、中央アジア諸国が187名、コーカサス3国の合計で13名となっている。

また、インドシナ3国に対する研修は、市場経済化の促進と行財政制度の整備、並びに基礎インフラ、農業生産性向上を重点として、これらに直結する研修を行ってきた。具体的には、より多くの人材育成が急務と考えられる民・商事関連法、マクロ経済政策、農村開発等に関する研修を国別特設や地域別特設コースとして実施し、これらを研修事業の中心に据えることにより当該諸国のニーズにリアルタイムで応えられる研修の実施を図ってきた。また、自然、文化的条件が類似し、技術レベルに格差の少ないアセアンでの第三国研修も効果的である。特にタイにおいては、インドシナ3国のみを対象とした農業分野での第三国研修を実施している。

4 - 3 - 2 専門家派遣事業

市場経済移行国に対する個別専門家派遣数（協力開始から7年度末までの累計）は、表4 - 1に示すとおり中国1,246名、インドシナ諸国260名、中・東欧諸国152名、モンゴル113名および中央アジア諸国8名の計1,779名に達している。

協力開始時期は、中国へ1979年、インドシナ諸国へはラオスへ1978年、中・東欧諸国へはポーランドへ1990年、モンゴルへ1984年、中央アジア諸国へはウズベキスタンへ1993年に各々専門家を初めて派遣している。中国を除き、その派遣実績の絶対数は全体の実績に比べ依然少ない水準（7年度で新規派遣は全体の9%）に留まっているが、冷戦構造の崩壊後、順次対象国を広げ派遣実績数も徐々に増えてきている（図4 - 3参照）。

派遣期間は、累計実績で短期派遣（1年未満）が89%、長期派遣（1年以上）が11%と圧倒的に短期派遣が多い。

指導科目は多岐に渡っており、市場経済化が社会の全面的な変革過程であると考えれば、ほとんどすべての案件が直接的ないしは間接的に市場経済化との関係を有しているといえる。

中・東欧諸国ではポーランドに対する派遣実績が多く、「財政・金融政策」、「行政改革」、「産業政策」の分野の政策助言型専門家を同国の政策官庁（大蔵省、閣僚会議府、商工省）に長期派遣を行っている。「産業政策」に関しては、平成8年4月より研究協力の一形態である重要政策中枢支援協力^{注5}としてさらに積極的な協力を開始した。また、「コンピュータ・プログラミング教育」の長期専門家を2名派遣し情報工科大学の設立・運営に協力を行い、平成8年4月よりプロジェクト方式技術協力案件として一層の協力を開始した。モンゴルに対しては平成7年4月より研究協力「経済改革と開発」（協力期間：3年間、相手側実施機関：国家開発庁）を開始している。

^{注5} 詳細は、4 - 3 - 5（2）を参照のこと。

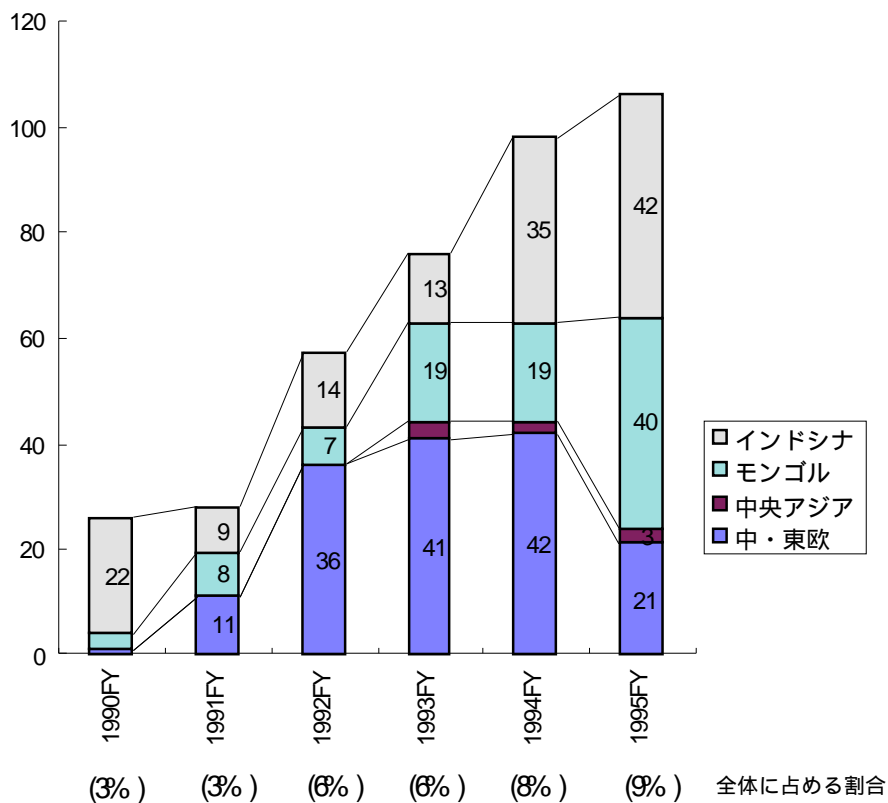
表 4 - 1 : 国別個別専門家派遣実績

(単位:人)

地域・国名	派遣開始年	長期	短期	計
スロヴァキア	1992年	0	9	9
ポーランド	1990年	9	80	89
ハンガリー	1991年	1	8	9
ルーマニア	1992年	1	6	7
ブルガリア	1991年	0	38	38
中・東欧		<11>	<141>	<152>
ウズベキスタン	1993年	0	4	4
キルギス	1993年	1	3	4
中央アジア		<1>	<7>	<8>
モンゴル	1984年	10	103	113
モンゴル		<10>	<103>	<113>
ヴェトナム	1983年	9	37	46
ラオス	1978年	10	64	74
カンボディア	1992年	15	17	32
ミャンマー	1978年	2	106	108
インドシナ		<36>	<224>	<260>
合計		58 (11%)	475 (89%)	533 (100%)

図 4 - 3 : 地域・年度別個別専門家派遣実績

(単位:人)



4 - 3 - 3 開発調査事業

市場経済移行国における開発調査も近年増加傾向にあり、代表的なものとしては、ポーランドに対する「総合交通計画」「ボスナニ市廃棄物処理計画」、ハンガリーへの「地域大気汚染対策計画」ブルガリアへの「鉄鋼産業再構築・近代化」、キルギスへの「銀行決済システム改善」「工業開発マスタープラン」、ヴィエトナムに対する「市場経済化支援開発政策」、「ハノイ地域工業開発マスタープラン」、カンボディアに対する「プノンペン市電気通信網整備」などが挙げられる。また、平成6年度から実施されている「市場経済化支援開発調査」については4 - 3 - 5 (2)において詳細に触れることとする。

4 - 3 - 4 プロジェクト方式技術協力

1994年度からハンガリーに対して「生産性向上」分野で専門家派遣・研修員受入・機材供与を有機的に組み合わせたプロジェクト方式技術協力が始まり、以後、ブルガリアでの「省エネルギー」分野、ルーマニアでの「灌漑システム」分野、ポーランドでの「コンピュータ情報処理」分野に対する同様の協力を実施中である。

4 - 3 - 5 新しい試み

市場経済化に対する技術協力スキームとして、新たに開発調査事業では「市場経済化支援開発調査」、専門家派遣事業では「重要政策中枢支援」が実施されている。

(1) 市場経済化支援開発調査

開発調査事業では、市場経済の導入・定着に向けて努力している旧ソ連邦諸国や東欧諸国等の旧社会主義国、あるいは経済自由化に基づく経済構造調整に取り組んでいる開発途上国を対象に、それらの政策の推進を支援することを目的として、「市場経済化支援開発調査」が平成6年度から実施されている。

この調査は、国営・公営企業体の民営化や金融・財政制度の改革、法制度整備等、新たな経済システムの構築に関し、その実行計画を策定する調査であり、事前調査及び2次にわたる実施調査より構成される。

事前調査は実施調査に先立ち、相手国政府の要請内容や実施体制を確認し、調査の範囲、内容、行程等、実施調査の枠組みを合意(S/W締結)する調査である。第1次実施調査では必要な資料・情報等の収集・分析、実行シナリオの策定とシミュレーション等の調査を行い、包括的な実行計画を策定する。第2次実施調査は、第1次実施調査で策定した包括的な実施計画に基づき、詳細な実施計画を策定すると共にセミナー、ワークショップ等を通じ、ノウハウの移転を行うものである。

わが国では政策、制度等の改革はこれまで行政機関の発意・主導で行われることがほとんどであったため、調査を実施するコンサルタントにはこれらの経験・ノウハウが不足している。そのため、省庁関係者や有識者によって構成される作業監理委員会を設立し、コンサルタントの調査実施を支援している。また、平成8年度には、作業監理委員会の強化のための経費が認められ、

調査の支援体制が一層整備される予定である。

現在実施している市場経済化支援調査は、以下のとおりである。

エジプト国	国鉄経営改善計画
ヴェトナム国	市場経済化支援開発政策計画
ポーランド国	国鉄民営化支援計画
モンゴル国	農牧業協同組合改善計画
ブルガリア国	農業改善計画

(2) 重要政策中枢支援協力

派遣事業部では、インドシナ、中・東欧、中央アジア諸国等の旧社会主義国を対象として旧政治体制からの脱却と市場経済化のための新たな知的支援スキームとして「重要政策中枢支援協力（国造り知的支援）」（英文名称：The Japanese Cooperation to Support the Formulation of the Key Government Policies）が平成7年度より実施されている。

このスキームは、財政政策、金融政策、産業政策、人的資源開発、環境保護、社会保障、国際貿易、農業政策、地域開発等の国の根幹をなす重要な制度の改廃、再構築と各制度・分野における具体的重要政策の確立およびそのための人材育成に資するために、相手国政府の中枢機関に対し直接的な協力を行うものである。

従来より政策助言型専門家の派遣を通じ同様の知的支援を行っているが、本スキームの協力形態の特徴は個別の重要政策分野においてR / D（Record of Discussion）を締結し、以下のような総合的・組織的な協力を行うことにある。

協力期間を3年以内とし、専門家派遣（長期専門家1～2名および短期専門家年間4～5名）にカウンターパート研修員の受入れ（年間3～5名）、機材供与を組み合わせ、さらにその効果的な実施のために国内の大学、民間シンクタンク、調査研究機関、官庁等から構成する国内支援委員会の運営（必要経費は平成8年度に認められる予定）を行う。

また、このスキームは研究協力の一形態として位置づけられており、単に「日本の経験」を技術移転するということではなく、相手国の実情に即した政策立案のために双方が対等の立場で共同研究を行うことを意図している。

具体的案件として、現在、ポーランドに対する産業政策支援（協力期間：3年間、相手先実施機関：商工省）を開始しており、またヴェトナムに対する法整備支援（3年間、司法省）を開始予定である。

5．市場経済化支援と技術協力

市場経済化支援への取り組み方を検討するにあたり、ここでは本報告書のまとめとして、最初にその対象領域及びソフトな支援と知的支援との関わりについて述べ、次に技術協力の実施体制を従来との対比において整理を試みた上で、技術協力の取り組みと留意点を挙げ、最後に今後の検討課題を提示することとする。^{注1}

5 - 1 市場経済化支援の対象領域とソフトな協力・知的支援

5 - 1 - 1 市場経済化支援の対象領域

図5 - 1は、「個人レベル」から様々な集団レベルへと諸個人の活動が有機的に関連を持つ状況を、「国家レベル」へという軸と「社会レベル」へという軸の両軸で描写したものである。

図中右上の「領域」は生産活動に直接関与する様々な要素を表しており、従来からの（技術移転の要素）となっている。「領域」は様々な商品に対する規格や基本的な法律、それらの実施細則など公的に合意されるべき様々な了解事項を示している。^{注2}「領域」は市場を介した財貨・サービスの取引に影響を及ぼす制度やインフラ、外国との貿易の自由化の度合いなどを表している。^{注3}また、「領域」は公式のルール作りと社会的な秩序や慣行などが交差する領域であり、政府による政策が社会ニーズに合わせて考案・実施される領域である。「領域」は財貨・サービスの消費や分配に関わる領域であり、同時に市場によっては十分な供給が期待できない医療・教育などの社会開発に係わる諸活動の領域ともなっている。また、生産活動から派生する環境への影響など、市場取引のルールでは十分に制御できない環境に対する様々な対応なども含まれる。

なお、図5 - 1の4領域は当該国・社会で観察される事象を示しており、4領域の背後にはそれぞれの国において歴史的・文化的に形成されてきた行動様式や諸制度に対する社会的な受容能力など、外部から容易に観察できないが協力内容の具体的な設定や協力成果の発現に大きな影響を及ぼす各国独自の要素が隠されている。

市場経済を基礎とする開発途上国では、これらの4領域の内実と領域間の相互関連が時間を通じて整備されており、一定のバランスが取られていると考えることが可能であった。各国の開発水準の違い、自然条件・資源賦存状況、工業化・都市化の進展度に応じて、これら4領域の中で相対的に整備を急ぐ領域を開発課題として位置づけ重点的な協力が行われてきたと考えられる。その際に、4領域それぞれの変化も漸進的であり、重点協力分野を取り巻く他領域の変化は、協力の前提または与件として取り扱うことが可能であった。

^{注1} 市場経済化に関わる支援は、市場機能の整備・強化（市場における財貨・サービスの取引の拡大、効率化、円滑化、公正性の確保など）を推進することが重要である、という視点からこれまでの協力活動を再構成することを出発点として考えることができる。

^{注2} この領域は、従来の開発途上国では徐々に整備されてきており、これら法律・規則の改編に対する協力は規格や標準化などに対して行われてきたものの、基本的な法律整備に対する協力はほとんど無かったと言える。市場経済の諸制度の整備途上にある旧計画経済諸国では、基本的な法律等の整備に対する国際協力が行われており、日本にとっては新しい協力分野である。

^{注3} 資金協力を中心にしたインフラ整備や技術協力によるマスタープラン作り、個別専門家による助言など、この領域に対する協力は近年増加しつつある。市場経済移行国ではこの（市場経済運営）に関わる組織・制度等の整備に対するニーズは大きい。

市場経済化に対する支援は、市場経済への移行が大規模な体制変化を伴うために、4領域の全てで大きな変化が生じており、協力の前提・与件とすべき法律、制度、政策の変化が急進していること、これら政策・制度変化への直接的な協力も含まれることなどから、従来の開発途上国に対する協力と異なる点が多いと思われる。

5 - 1 - 2 市場経済化支援とソフトな協力・知的支援^{注4}

「ソフト支援型援助」とか「ソフト型協力」などの用語が散見されるようになってきた。^{注5} 技術協力は協力事業に携わる専門家の知識・経験を相手国側の人材に移転し、活用するために行われるので、元来ソフトな性質のものである。しかしながら、技術協力専門家の持つ知識・経験は設備・機械・施設などの活用・応用方法を相手国に移転するのみにとどまらず、組織的・制度的な整備も行って、協力成果の発現の「実」を挙げ、成果の普及を図って協力終了後の持続性を確保することも重視されるようになった。技術協力において「Institution building」に対しても相応の配慮を行うべきというのが、あえて「ソフトな技術協力」という言い方の一つの内容である。また、協力分野のセクターに係わる制度整備や政策形成への支援も技術協力の重要な分野であるという認識が広がりつつある。図5 - 1で「Institution Building」が記載されているのは、設備等の運営組織・体制造りや協力成果の普及体制造りを念頭に置いている。また、「領域」の政策や制度に対する協力もこのようなソフトな協力の対象分野である。

近年、「知的支援」という用語も用いられるようになった。論者によって対象分野や支援内容が微妙に異なるが、概ね「領域」の政策・制度への支援を指し、市場経済移行国に対する支援では基本的な法制度の整備（「領域」）も「知的支援」の対象に含まれている。「知的支援」は「ソフトな協力」の延長線上にあり、主として一国のセクターおよびマクロレベルの政策や制度整備への協力が念頭に置かれていると考えられる。また、「領域」に対する枠組みである政策・制度を形成・改編・修正するという能動的な意図が「知的支援」には含まれる。開発の経路に影響を及ぼす枠組みや政策・制度造りに踏み込む以上、周到な準備と慎重な対応が日本側に要求される。4領域の背後に存在する各国の社会的・文化的諸条件の理解、具体的な提言内容・実施方法について、相手国側との共同作業が不可欠となるのである。したがって、「知的支援」には、準備段階および実施段階での相手国側を巻き込んだ相手国の現状理解と政策・制度の改変方向についての研究的側面に比重が置かれねばならない。また、国によって事情が異なり、他国の事例をそのまま適用する訳にも行かないので試行錯誤による漸進的な協力が要求されよう。しかし、市場経済移行国の改革に対するタイムスパンは短く、体制全般が変化しているので、これらの国に対する「知的支援」には制度・政策の変化のスピードに応じた迅速かつ柔軟な対応も要求されるであろう。

^{注4} 本報告書添付資料別添4を参照のこと。

^{注5} 武部昇、堂本健二著「ソフト支援型援助のあり方について」『国際開発研究』第1巻第2号

5 - 2 市場経済化支援における技術協力の実施体制

二国間の政府ベースの技術協力として、市場経済化の支援に必要とされる協力体制を考えるため、従来の技術協力の実施体制を以下で整理しておく。

ここでは、図5 - 1の4領域の内、主として「領域」に対する技術協力を「技術移転型」の協力と名付けることとする。ただし、これには「領域」に含まれる規格・標準化に対する協力も含めている。また、「技術移転型」に比べれば協力実績は少ないものの、「領域」に対する協力も近年増えつつある。主として「領域」に対する協力を「政策支援型」の協力と名付ける。なお、「政策支援型」の協力には「領域」に含めた社会開発に係わる政策および環境政策に対する協力も含めて考える。また、市場経済移行国に対する政策支援として、「領域」の基本的な法整備支援なども「政策支援型」に含めて考えることとする。

5 - 2 - 1 従来の実施体制

図5 - 2は、これまでの技術協力実施の基本的な姿を単純化して図示したものである。

一国の開発において、広範な層の国民に影響を与える開発政策・計画など「マクロレベル」の技術協力を左側に配置し、個別の技術協力案件を通じて、限られた範囲の技術項目と裨益層に対する個別事業または個々のプロジェクトなど「ミクロレベル」の技術協力を右側に配置した。また、技術協力の相手側機関たる相手国の政府機関のうち、財政・金融・通商政策など、基本的な国家政策の立案・実施を担当する部局を「政策官庁」と総称し、運輸、灌漑、上下水道など主としてインフラ整備を所管する部局を「事業官庁」と総称している。政策官庁、事業官庁のそれぞれには、所管の分野での政策立案を行う「政策部門」または「企画部門」と予算を執行し事業を実施する「実施部門」に分けて考えることにする。従来からの主たる技術協力のC/P（カウンターパート）機関は、それぞれの実施部門の業務を担当する機関か、技術協力受け入れのために設置されたプロジェクトである。

従来からの技術協力の太宗は図5 - 2の「技術移転型」である。これは、開発の個々の要素の底上げのため地道な協力が必要な部分であり、今後も技術協力の主流である。そこでの協力項目は、対応する技術分野における各人材の技能の向上、生産技術・設計技術・設備製造技術などの改善・向上に置かれている。さらに、協力の持続可能性を高めるために、個別事業・プロジェクトの運営組織や普及実施体制という要素にも力点が置かれ、計画作成のための技術能力の向上も念頭に置かれてきた。一方、「政策支援型」の協力は個別専門家派遣を中心に従来から行われており、本邦への研修員受け入れにおいても経済政策、産業政策等について行われてきた。開発調査のマスタープラン調査も各セクターの開発・振興の枠組み造りとして行われている。^{注6}

二国間政府ベースの技術協力を企画・立案する際の従来の日本側の協力実施方法は、相手国側協力対象機関の区分けや機能の評価を、対応する日本側の機関における機能区分を参照して把握し、対応する日本側の公共機関の人材を技術協力専門家として送り出すことが多かった。また、

^{注6} 「参加型開発と良い統治」報告書、現状分析資料、p.98～104を参照。そこでは、政府機関を官房部門と事業部門に分け、それぞれをさらに本省中枢と実施機関に分けて、4分割した上でこれまでの技術協力を概観している。

開発調査を中心とした調査業務は、日本国内のコンサルタントが実施の中心となってきた。^{注7}

5 - 2 - 2 経済自由化の流れの中での変容

1980年代に入って開発途上国では、経済自由化政策が大きな潮流となって政策の変更が行われてきた。これは、行財政改革、国営企業の民営化、市場の規制緩和の推進を中心に据え、政府機関の役割の見直しを伴うものであった。海外との貿易・投資の自由化に伴い、貿易・投資に係わる許認可事項の大幅削減による部局の改廃、生産部門から始まり水道・ガス・電力・通信等の公益事業の民営化や運営の委託、農産品や基礎物資の流通を独占的に管理する公的機関の廃止などが行われてきている。これらの動きは、図5 - 2で想定した相手国側政府機関の所管分野や機能の変更を余儀なくしている。

図5 - 3はこのような状況を示唆したものである。事業官庁の一部の機能や個別事業・プロジェクトで民間に移管したものもあり、民間企業の経営・運営手法が採り入れられるケースが増えつつある。また、官庁の政策部門においても、規制手段を用いて集中的に計画・管理するよりも、権限の縮小・分権化を行い、市場機構の競争機能を活用して効率性を高め、政府機能は限られた範囲での監督権限の充実という方向に向かっている。このような状況を、政府機関内の分裂と官民の境界線上に「実施部門」が現れていることで示した。

このような変化に対応して、技術協力に必要とされる日本側の潜在的な陣容を協力人材の候補として図5 - 3の下半分につけ加えている。従来の「技術移転型」協力においては、日本の官庁技術者とは異なる経験を有するコンサルタントも専門家派遣の候補として登用する必要がある。一方、「政策支援型」の協力においては政策の中核を担う事務系および技術系の行政官・技官の知識が必要とされる分野が増えつつある。また、各国ごとに、政策改革を始めるに際しての政治・経済・社会条件や制度が異なることから、支援対象分野の原理を理解し、日本のみならず他国の事例について幅広い知見を持つ大学研究者の活用も考えねばならない。経済自由化政策は民間活力の開発への導入を推進するものであることを考慮すれば、日本の民間実務家の持つ知識と経験も活用する必要がある。

これらの潜在的な協力人材の活用は一部の案件で開始され、協力分野が徐々に広がりつつある。「技術移転型」協力では市場の動向、流通機構の整備、民間企業振興などを視野に入れ、「政策支援型」協力では民営化対象企業の診断・リストラ、民営化政策の推進方法などへの協力も始まっている。

^{注7} 技術協力案件の形成は、相手国公共機関をいったん日本側の対応する機関に置き換え、かつ、現地事情を勘案して技術移転項目と協力人材配置を考える、というものである。技術協力を取り巻く状況が不変と考えて差し支えないほど状況の変化が少なく、日本での技術能力の向上方式と所要時間を基準として相手側への移転状況を判断できる場合に、このような実施体制は十分に機能し得る。所管分野や機能の差が大きなものについては、協力人材の発掘可能性の観点から実施には至らないのが実状であったと考えられる。

5 - 3 市場経済化支援における技術協力の取り組みと留意点

技術協力の取り組み方も徐々に変化しつつある。経済自由化によって相手国側に大きな政策面や制度面での変化が生み出され、技術協力内容もそれらの変化への適応または変化を先取りした対応が要請されている。技術協力の成果を予め明確に設定することが困難となり、また、実施途中での情勢変化に柔軟に対応することが必要とされる。このような変化の中で、現在の技術協力の実際は、個別のニーズに適合した協力成果を得るため、可能な限り援助スキーム運用の柔軟化・迅速化を図ることにより、図5 - 3に示された案件形成・実施上の課題に取り組んでいる状況にあると言えよう。

5 - 3 - 1 市場経済化支援における技術協力の取り組み

市場経済移行国に対する支援は、図5 - 3で示された経済自由化政策を大規模に推進している国に対する協力の延長線上で捉えることができる。ここでは市場経済化支援における技術協力の取り組みを「技術移転型」と「政策支援型」について見てみることにする。

(1) 「技術移転型」協力への取り組み

工業化の進んだ移行国にあっては、(1)当該分野の技能水準は高いかもしれない。しかし、それらに付帯すべき(2)技術者や運営責任者に要求される能力は従来と異なるであろう。また、インフラや機械・設備等の多くは老朽化・陳腐化していると予想され、これらの維持・保全の仕方に経営効率を加味した変更が必要となろう。さらに、当該協力分野に関連する「領域」と「領域」の諸要素は変更途上または未整備の状態にあるから、政策や制度の整備進展度やそれらの変更が技術移転分野に大きな影響を及ぼすことが考えられる。また、技術移転とは例示する側の努力と、例示から積極的に学びとろうとする受け手側の能動的努力が肝要である。能動的努力を引き出すには、当該組織の中での動機付けや誘因の仕組みが整っている必要がある。狭く技術協力分野に限ったとしても、このような組織内の技術向上に対する報酬体系としての査定方式や昇進の制度の整備が必要となろう。これらは、通常の出上国よりはるかに整備が遅れているし、他の制度との整合性がとれていないであろう。以上の点に留意した取り組みが求められている。

(2) 「政策支援型」協力への取り組み

「領域」に対する協力を実施する際に、基本的な法律制度がどの程度整備されているか(「領域」)に留意すべきであり、政策効果として社会開発分野や環境に対する影響など「領域IV」で何が生じるか不確定な点があろう。対象とすべき範囲が広いし、不確定要素が多々ある。相手国から求められる政策目標は示されても、もう一段下位の政策目的と実施手段が明示されない場合が多いと想像される。事前に協力の対象範囲を絞り込む根拠や情報が少ないのである。範囲の絞り込みは日本側にかなりの程度任せられることもあろう。これは、知的支援の宿命であるかもしれない。なぜなら、問題点や課題を明確に論理的に提示することが知的支援にまず求められる点であると考えられるからである。逆に、与件とすべき制約がある程度明確になっているならば、

協力要請段階で協力範囲の特定化が行え、下位の技術協力分野が明確になり、そもそも政策の枠組みに係わるような政策支援の要請は出ないであろう。

協力の課題設定が相手側から出ない場合は、協力の要請意図に注目すべきである。協力を通じて政治的に何を日本に求めているか、協力の成果をどのように活用しようとしているか、である。この点は個別専門家による協力の場合は、専門家個人の提言は個人的な意見として取り上げられるものの、開発調査などある程度の規模で大きな協力形態の場合は、実施機関としての提言、または、広く日本政府としての見解として受け取られる可能性が大きい。したがって、事前の協力範囲の設定、協力成果の取り扱いにつき十分な相手国側との共通理解が重要である。

5 - 3 - 2 市場経済化支援における技術協力の留意点

(1) 案件の発掘・形成上の留意点

市場経済移行国では、潜在的な協力課題は山積し、それに比べて協力受け入れ体制は極度に貧弱という状況にある。これらの状況を把握するための事前情報の蓄積も極めて少ない。その一方で、各国や国際機関の協力は多方面で始まっており、マクロ財政・金融政策や制度的枠組みはIMF・世界銀行等の調整融資によって縛られている。対象国に対して、日本の途上国へのこれまでの協力実績などを鑑みて、どの分野からどの程度の協力を時間の推移にしたがって進めて行くかの、大きな見取り図が必要である。また、これは、すでに協力を実施している他国・他機関との連携と棲み分けが必要でもあり、事前の情報収集と方針の決定が重要であろう。個別派遣専門家の成果や研修事業の実績に基づいて、ある特定分野を「核」として関連分野に協力を広げていくのか、ある国で進めて成果の得られた協力分野や方式を市場経済化の状況の近い他国に広げていくのか、どの時点で包括的な見直しを行うのか、についての指針が必要となる。

(2) 案件の実施上の留意点

事前の情報が不十分であり、関連する政策や制度が流動的な中で協力を進めていく際には、事前に想定できなかった多くの制約条件や協力上不可欠の要件などが実施段階になって明らかになることが多いであろう。当初計画の見直しが適切に行われる必要があり、案件を取りまく状況が流動的なので、迅速に弾力的に対応する必要がある。これには、現地での協力内容をOJTとOff-JTの割合の見直し、日本での研修の充実、情報が不十分な関連分野についての調査の充実など、現行の協力形態の見直しや拡充などの対応が必要となる場合もある。

(3) 協力成果の評価における留意点

協力案件を取り巻く状況が流動的であるので、例えば、事前に協力範囲の絞り込めた「技術移転型」案件の場合であっても、数年後には政策・制度の改変があって当初想定したような結果に至らない場合も予想できる。当面は、試行錯誤の過程が常態と思わざるを得ないのかもしれない、協力の成果の評価は短時間の内にも大きく変化する可能性がある。このような特徴を持つ協力に対する事後的な評価はこれまでの評価基準と異なるものとなる。

「政策支援型」案件にあっては、成果の活用方法が相手国の政治過程というフィルターを通

ることによって、一部実現されたと推定できる場合はまだ良い方で、多くの場合はどこにどのように活用されたか特定する事が難しいのが現実であろう。また、制度として残るのではなくアイデアとして残り、別の領域、政策で実現されることも考えられる。知的支援の中身は協力を通じた知的生産物であり、報告書や提言書といった文書やデータ集、手続きを記したプログラムなどの形で残され、物理的な成果といった目に見える形で成果が現れない。基礎的情報の提供や分析結果の提示を通じた協力プロセスの中に相手側に対するインパクトが存在する場合も多い。これらの協力に対する評価が容易でないことに留意する必要がある。

5 - 4 市場経済化支援に関わる J I C A の課題

市場経済化支援における技術協力は、市場経済を構成する主体、主体の持つべき知識、主体間の関係の構築、市場経済を作動させるメカニズム、主体の諸活動を律する仕組みなどを参照しながら、開発目的に合う技術協力を進めていくことを意味する。つまり、「市場」を常に参照の中心に据えて、開発の中間目標としての市場経済化の諸要素を協力項目の中で強調しながら、技術協力活動を企画・立案し、実施していくものである。

市場経済化には「体制移行」と「市場の発達」の諸要素が複雑に絡み合っている。「体制移行」は様々な法律、規則、規格の整備やそれを支える組織・制度の設計図を予め描いて、その設計図と現実の進展状況を比べて設計図の修正や現実への働きかけを考えるという視点からの接近方法とも考えられる。「市場の発達」は、現実に存在する制度や組織、インフラ、生産単位などが相互に作用し合って変化していくプロセスを重視する接近方法とも言える。技術協力を通じて移転される知識や技術は現実に対してインパクトを与えるものであるから、個々の協力事業の実施前、実施中、実施後のそれぞれの段階で協力事業を取り巻く環境や制約条件、当該事業の位置づけを確認する必要がある。

J I C A の協力事業に即して、今後の課題を再確認すれば次のような項目が挙げられよう。

(1) 国別・地域別アプローチの強化

産業分類や技術分野の分類に加えて、国毎・地域毎の状況や特性を加味してニーズに合致した効率的・効果的な協力体制を確立していこう、というのが国別・地域別アプローチの目標である。市場経済移行国における技術協力は、当該国・地域の政治・経済・社会の政策・制度、人々の行動様式についての事前の知識が必要とされる。しかし、協力対象国・地域における J I C A の協力経験は浅く、これら知識の蓄積は限られている。協力ニーズが多様であり緊急性も高いことから、国別・地域別の基礎的情報・関連情報の収集を急がねばならず、それらの整備に対する特別の戦略を持つ必要がある。何が J I C A にとって必要な情報かという点に配慮しつつ、国内の諸機関、コンサルタント、民間企業が個別に保有する情報、二国間・多国間援助機関の保有する情報および他国の協力からの教訓などを効率的に収集・整理・分析する方策を立て、実行せねばならない。同時に、J I C A による協力経験も各事業部では蓄積されつつあり、今後の協役に活かすフィードバック方法を確立する必要がある。

また、新しい協力分野、広い範囲にわたる協力内容であったり、従来では協力の前提とみなされた組織・制度が未整備であったり変更の頻度が高かったりという状況の下で、試行錯誤的な要素をどのように技術協力過程の中に組み込むか、期間と規模の見直しや段階的な協力展開など、協力実施の指針を確立し、適宜調整する仕組みを形成する必要がある。

(2) 形態別協力の連携強化

現行の技術協力形態の区分は、事業規模・協力期間・協力人材の役割分担などに一定の枠を設け、管理を行うことを目的とした区分となっている。これによって、増大する援助ニーズを限られた人員体制の下で対応することが可能となっている。

市場経済移行国に対する支援においては、ソフトな技術協力項目の重視、日本の過去の開発経験やこれまでの途上国協力の経験からは対処法が見いだせない協力課題の存在、体制移行に伴う協力ニーズの緊急性と取り巻く環境の流動性の併存、今後の開発に影響を及ぼす各種政策に対する知的支援など、相互に関連し複雑な協力課題に取り組みなければならない。したがって、技術協力形態間の連携を重視し、各形態の持つ特色を生かして、機動的で総合的な協力実施体制を築く必要がある。日本側における援助の供給面の事情を考慮して、形態間の垣根を低くする必要のある協力、運用によって弾力的に対処できる協力分野から形態間の連携を一層推し進める必要がある。この基盤となるのは各事業部課の間の情報の交換と共有であり、協力実施過程の統合化である。

(3) 協力人材の発掘と活用の推進

技術協力は「人」を介した知識と経験のやりとりを主要な要素としている。市場経済移行国は、JICAにとって新しい協力項目、幅広い知識と理論性の求められる分野への技術協力を求めている。新たな協力課題には新たな人材の積極的な登用が必要であり、これまで開発途上国での技術協力経験の豊富な人材に対しても新たな総合性・調整能力が求められている。大学研究者、行政実務経験者、民間コンサルタント、民間企業実務者、第3国の専門家など広範な人材の登用が求められている。

市場経済移行国の求める知識と経験に対して適切な人材を発掘するため、リソース・パーソンと潜在的な技術協力専門家に関する情報基盤を整える必要がある。また、国内での支援も含めて、適宜・適切にこれら人材を技術協力活動の中で活用するための、制度的枠組みを整備する必要がある。

(4) 知的な支援に向けての今後の課題

リーディング・ドナーとなった日本の政府間ベースの技術協力の中核機関としてのJICAの今後の課題は何であろうか？

経済面における国際間の結びつきの急進展は、資金・商品・情報・人の移動を加速しつつある。グローバル・イシューへの積極的な取り組み、社会開発分野に対する対応などが大いに期待され、新しい分野や一国の開発政策に直接関わる協力が求められている。他の先進国、国際機関との連携、途上国政府とのパートナーシップの醸成など、日本独自の積極的な協力に期待が集まっている。

る。これは、技術協力を通じた開発への貢献に対してもフロントランナーとなったことを意味している。フロントランナーにとって見習うべき他の先例は少ないと言えるかもしれない。これまでの技術協力の様々な経験と教訓の上に立って、相手国のニーズに合致した効果的・効率的な協力体制の構築のための課題は多く、JICA内部の組織の整備、人材の育成、国内外の諸機関とのネットワークの構築、協力案件の形成・実施に係わる途上国政府機関・関係組織との効果的な対話などに関して、組織的で創造的な取り組みが求められていると言えよう。市場経済化に対する支援は、相手国の抱える広範な様々な問題を新たに認識させ、それらに対する総合的な対応が求められている。

図 5 - 1 市場経済化支援の対象領域

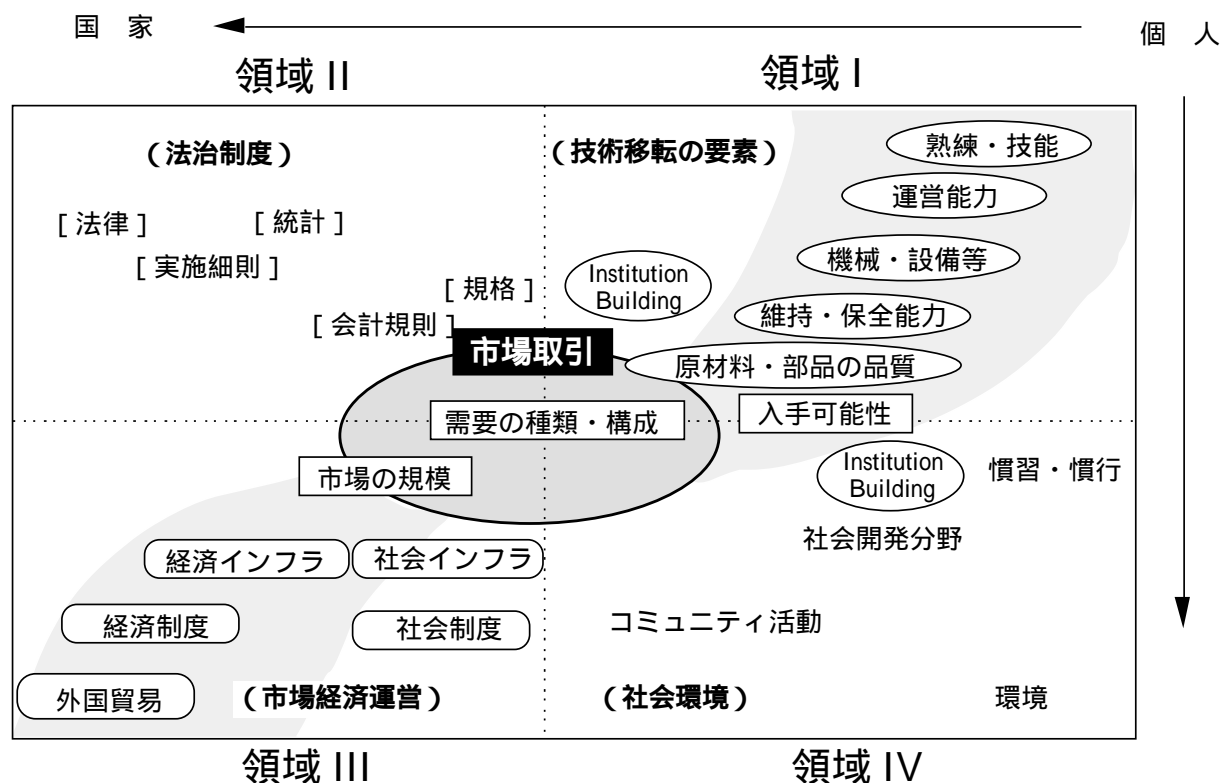


図 5 - 1 についての注釈：

財貨・サービスの「生産」には、（１）それに携わる人の熟練・技能の水準、（２）複数の人を組織化するための運営能力、（３）熟練・技能を補完し活用する機械・設備等が関わってくる。また、生産活動を継続するためには、（４）機械・設備等の維持・保全能力が一定水準に達している必要があり、（５）生産への中間の投入物としての原材料や様々な部品の品質が生産物の良否を左右し、（６）それら中間投入物の入手可能性の広狭が生産性にも影響を及ぼすだろう。これらの入手は市場を経由する 경우가多く、生産物の取引の前提となるのは、（７）生産物に対する需要の種類や構成であり、当該生産物に対する（８）市場の規模である。一方、生産活動を取り巻く道路・港湾・鉄道などの（９）経済インフラの整備状況や原材料市場・生産プロセス・消費市場等を有機的に結びつける（１０）経済制度の有り様、（１１）競合する外国製品の入手可能性などが直接・間接に生産量と品質に影響を及ぼす。また、生産に欠かせない人的資源の質に関して、教育・医療などの社会インフラの量と質、それら制度の整備状況が中・長期的な影響を与える。

市場は、財貨・サービスという生産活動の成果品が取引される「場」が市場であり、図では「市場取引」が中心に置かれているが、その背後では上記（１）～（５）という生産活動段階の各要素が絡み合い、（９）～（１１）という物的インフラや各種制度が間接的に関与している。生産活動の拡大と多様化、質の向上は分業体制がバランスよく進展するにつれて達成されるが、それは生産活動の基本要素である個人の持つ技能が様々な段階で他の個人の集合体の活動と有機的に組み合わせられて成し遂げられる。（本記述は、中岡哲郎編『技術形成の国際比較 工業化の社会的能力』p.335～340を参考にした。）

図 5 - 2 従来の技術協力実施体制

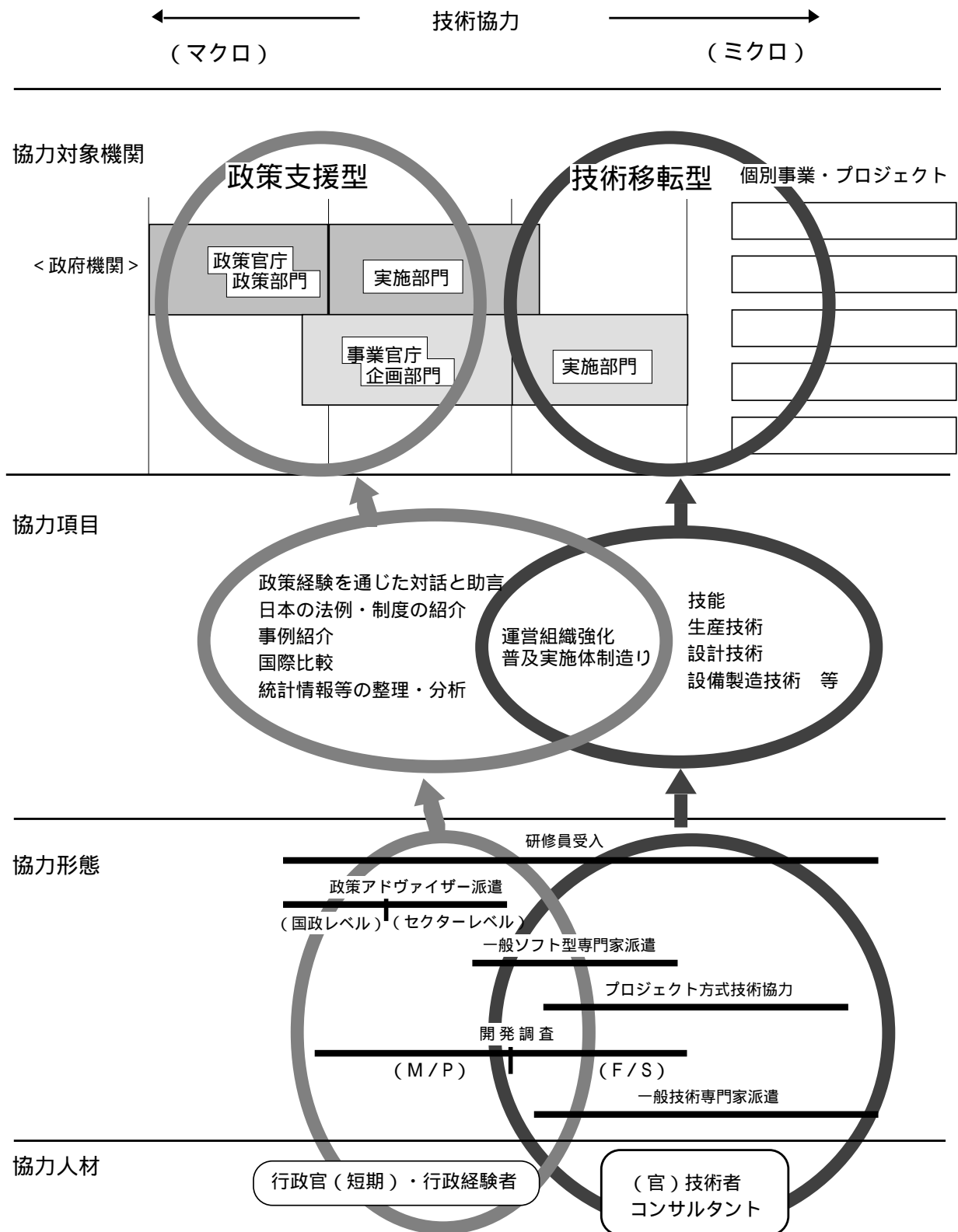
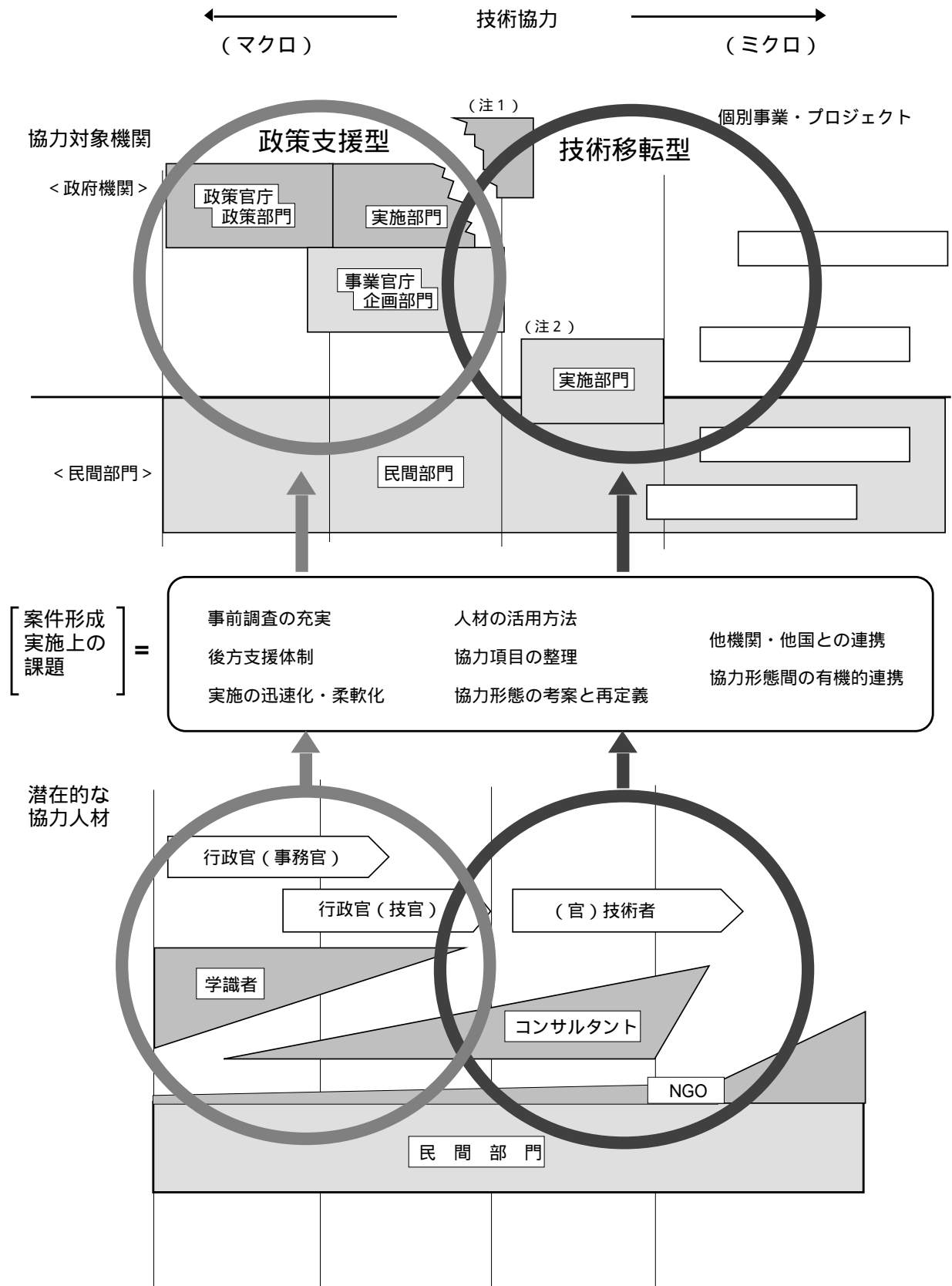


図 5 - 3 経済自由化による変容



(注1) 政府により、通関業務・貿易統計の集計等を民間に委託するケース、

(注2) 公益事業の民間委託、インフラ事業の民活化等

添付資料

別添 1 . 途上国の社会経済体制と市場経済

別添 2 . 構造調整への世銀のアプローチ

別添 3 . J I C A の技術協力におけるソフト化の重視

別添 4 . 市場経済移行国への J I C A 事業実績の推移

別添 5 . 参考文献

別添 1 . 途上国の社会経済体制と市場経済

出所：「構造調整」石川滋、アジア経済1994年11月号、p.19～p.23

本節では、前節の結論、とくにその第1項「総合的評価のアプローチ」の結論を受けて、何故SAL, SAPが安定と成長、政策制度の市場経済志向の改革という目的に照らして、一般的有効性をもちえないか、また何故上位中所得国での成績はよいが、低所得国での成績が悪いかにつき途上国の社会経済体制の側面から考察する。ただし実のところ、この考察のエッセンスは筆者の既往の諸研究の結果によっておおむね与えられており、それを再整理して記述することで足りる。

1 . 統制主義の体制

そのほとんどが第2次世界大戦後に植民地からの政治的独立により発足した今日の開発途上国は、国によって変異はあるが、ほぼ共通して、「統制主義」(dirigisme)として括ることのできる経済体制(economic regime)を採用してきた。統制主義の体制とは、未成熟の市場経済を土台とし、その中で開発のために重要な役割を演ずると期待される局面にたいし国家介入が行なわれる一種の「混合経済」である。その中核にあるのは、(イ)公企業によって経済の中核的部門を直接的に経営する、(ロ)民間セクターに委ねられた部門で重要な部分は、許認可制その他の規制手段により間接的にコントロールする、および(ハ)福祉国家の理想の下に国民の就業と所得を保障しようとする国家介入の仕組みである。これに加えて、(ニ)国民経済開発計画の立案、実施による国民資源の効率的な配分の企てをあげることもできる。統制主義体制には、さらにそれを産み出した「初期条件」があって、その中には、(ホ)総じて低開発の経済水準と生産諸要素の低雇用で特徴づけられる生産諸力の状態や、(ヘ)低発達の市場経済、それと重なる慣習経済、慣習政治の支配、(ト)植民地主義により被害をうけた歴史的経験、(チ)それが生みだした統制主義のイデオロギーなどがあり、それらが統制主義を支えていることがあげられる。要約すれば、統制主義の体制は、強弱の違いはあれ、一般に、

- (1) 国家の経済への介入
- (2) 低発達の市場経済の枠組(および低発達の生産力の構造)
- (3) 慣習経済および慣習政治の仕組み
- (4) 植民地の経験とそれに由来するイデオロギー

という諸要因が重層的かつ有機的に組みあわされてできあがったものである。したがって国家の経済(市場)への介入は、世銀・IMFのSAPが仮定するように、もともと存在し、十分に形成された市場経済の上に人為的におしつけられ、その運行を阻害し、その結果資源の能率的配分を歪め、成長を妨げることになった、という外生的出来事ではない。また同じ仮定にあるように、この国家介入が停止されれば、元来の市場経済が復活し資源配分の歪みがなくなるというような保証はない。国家の介入は(2)および(3)を所与として、開発を祈念する政府がそれを補強し、改善す

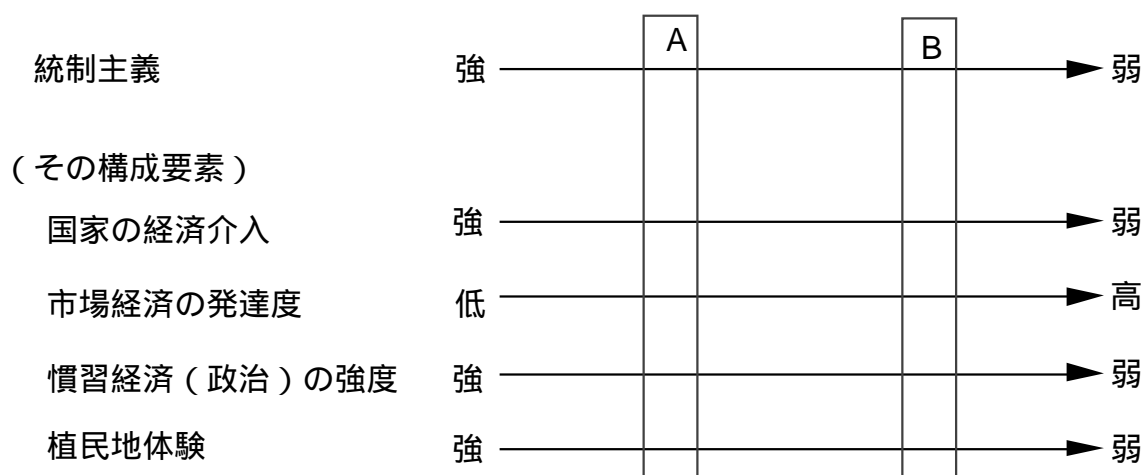
ることを求めて行なった行動であり、(2)(3)さらにはそれを思想的に支えた(4)と不可分のものである。

2 . 統制主義の強弱と市場経済の発達度

低開発諸国の間には、体制としての統制主義に強弱の差がある。それを決定する主要な要因は、統制主義の上記4層にわたる構成要素の強弱だと考えられる。各層の構成要素の強弱の間には、大体において図3にみられるような対応関係があると思われるが、それは必ずしもストレートではない。また個別構成要素についての介入度、発達度などは多くの場合、統計的に計測される連続的關係ではない。しかしここでは各構成要素の進化さえも連続的であることを仮定して描かれている。

次にイデオロギーを除く各構成要素の特性とその強弱について記す。

図3 統制主義の重層的構成要素とその対応



*出所：筆者作成

*注：A、Bは統制主義の体制の仮定的なケースを例示している。
例えばAは中国・ヴェトナム、BはASEAN諸国。

(1) 市場経済

システムとしての市場経済は、(イ)生産・流通の社会的分業、(ロ)流通インフラおよび生産物・生産要素の市場、および(ハ)契約や財産所有確などのルール、という3種類の要因の状態によって総合的に記述される。その発達度は、1人当り国民所得の大小で代表される経済開発の水準と密接な関係がある。所得水準がきわめて低く生存維持にやっとであるところでは、経済は多数の孤立的自給社会により構成されている。所得水準の上昇とともに、生産物の市販余剰および所得の中からの貯蓄余剰が生まれ、分業と交換、したがって生産物ひいては各種生産要素市場が生まれ成長する。さらに取引ルールが必要となり生成、発展する。取引コスト節約のための第3次産業

(企業・銀行・政府)の発展も所得水準の関数である(そのために、われわれは前節の低所得国・中所得国の別を市場経済の発達度のちがいに相関させて考える)。

(2) 慣習経済

システムとしての原型は低所得水準の孤立的自給社会(むら)にみられる。そこでは成員一人一人にとって生存維持に必要な量の仕事と収入を獲得できる保障をえるための工夫が、成員間での仕事と収入のわかちあい(work sharing and income sharing)の慣習的制度をつくりだしている。また同じ慣習が生産の秩序を維持し、家計と社会の安定をもたらす。所得水準の上昇とともに、仕事と収入の保障を得るための地理的社会的範囲が変化し、その保障手段が間接的となる。工場・企業・機関においてむら単位ができ、成員は相互間の福祉向上のために助け合う。異なった地域・単位・個人間でむらの連繫が行なわれる。しかし所得水準が向上したこの段階では仕事と収入の保障を求める必要はそれに依りて小さく、またその必要が慣習経済の仕組みによって充足される可能性も小さくなる。

所得水準がさらに上昇し、市場経済がさらに発達すれば、かつてむらの成員が必要とした仕事と収入の保障機能は、大部分市場や政府が提供するようになり(保険会社、社会保障など)慣習経済はその役割を終えようとする。

(3) 慣習政治

現代の途上国で重要な慣習政治の出来事は、専制国家や家産制国家の行動様式が、議会主義の外被の下でしばしば重要な役割を演じていることだろう。家産制国家というのはウェーバーの概念における支配と服従の関係のいくつかのタイプの中のひとつであり、首長から委嘱された行政幹部の公的権限が私権化し、その管理下に置かれた公的財産が私産化する傾向をもっている国家をいう。指導者や指導的官僚の頭の中で公私の境が明らかでなく、大衆もそこから生ずる出来事の非正当性について疑いをさし挟まない。その管理責任の下におかれた国营企業が実際にはその一族や家の子郎党に職と収入を与える手段と化しているというしばしば見聞される事例は、今日なお残存している家産制政治体制のひとつのあらわれである。慣習経済の市場経済への移行とのアナロジーでいえば、慣習政治は所得水準の上昇、市場の発達とともに漸次市民社会の公共選択による決定を基礎とする政治に移行していくといえよう。慣習政治の強弱はその移行の度合によって測られる。

(4) 国家介入

国家の経済への介入は、策1項でみた(イ)公企業による経済の中核部分の直接経営、(ロ)民間セクターにたいする許認可制度、その他の規制、および(ハ)社会保障政策、を内窓とする。(ニ)国民経済計画は介入のための設計図を与える。介入の強弱は各項の実施の範囲、強度によりきまる。それはいずれにせよ新古典学派のいう「市場の失敗」の範囲を超えている。

(5) 統制主義体制の強弱

それは直接には国家介入の強弱によって決まり、間接的には市場経済、慣習経済および慣習政治の強弱に、より強い影響を受けている。統制主義体制の強い国、弱い国について例示すると、そのもっとも強い国としては一見すると旧計画経済国のロシアや東欧諸国があげられそうであるが、これらの国々はわれわれが本論文で問題にしている開発途上国ではない。そこでは国家介入はきわめて強く、国営企業が経済のほぼ全域を支配している。民間セクターなるものは残されていない。農業部門もわずかであり、ソ連でも産出ウエイトで10%をはるかに割っている。したがってわれわれがとりあげた国家介入と市場経済、慣習経済、慣習政治との関係の議論も、そこにはあてはまらないかもしれない。

これらを除くと統制主義の最も強い国は中国、ヴィエトナムなどの旧計画経済国である。しかしそこでは公共セクターおよびその中の国営企業の比重はきわめて小さく（雇用規模でいって中国では1992年18%および13%、ヴィエトナムでは91年10%および6%）、逆に非国営企業セクターなかんずく農業の比重が圧倒的に大きい（中国59%、ヴィエトナム73%）。市場経済の遅れ、慣習経済の作動の問題は、公共セクターや国営企業にもあるが、主としては残余セクターの問題である。

統制主義体制の強弱で中間的な位置にある国として、インド、エジプトやサブサハラ多くの国のように、戦後旧ソ連の強い影響の下に計画経済的な開発政策を進めた国があげられよう。これらの国はその後ソ連との関係を断ち、市場経済向けに政策制度の転換を図ったといわれるが、なお計画経済体制の名残をとどめている（それらの国の多くが1980年代以後SAPの適用対象となっている）。

統制主義のもっとも弱い国としてASEAN諸国があげられるが、そこでも1950年代から70年代にかけて、経済開発が次の各項にわたる政府の介入の下に進められていたことが明らかである。すなわち(イ)輸入代替工業化、(ロ)それを推進する産業政策の実施機関としての投資局（Board of Investment）、それによる産業の優先順位決定、優先産業、輸出奨励、法人税減免など、(ハ)政府系開発金融機関の設置と低利の長期貸付、(ニ)公共投資計画を中心とした国民経済計画の立案、(ホ)公営企業の創立による重要産業の育成、などである。

3. 国家介入の長所は使い尽くされたか

第2次大戦後の多数の途上国において、開発目的のための国家の経済介入は、以上の理由により、とくに開発の初期段階において、資源配分と蓄積および生産性向上のために積極的役割を果たしたとみられる（イデオロギーのみのための国家介入は別として、もし開発目的のための国家介入がなかったら、あるいはそれらの国がはじめからレッセフェールで進んでいたら、それらの国の開発はどうなっていたらだろうか）、しかし他面において、それらの途上国の中で、国家介入がその長所を發揮し尽くして、開発の制限要因となりつつある国があることを認めなければならない。

すなわち国家介入による工業化の増高するコストが国家財政にたいして支出能力を超えた負担

を課し、あるいは活力を失った国営独占企業体が市場経済的要素の自発的かつ高速度の成長の阻害要因となるなどの事態である。しかしこれらについては、国家介入の個別ケースに即した慎重な利害の判断が必要であり、市場化のイデオロギーによる超越的判定を慎むべきだろう。また利害判断の結果ネットベネフィットが負値をもって、国家介入の排除は間接的影響を考慮にいれて慎重に進めるべきであろう。

4 . 市場経済化の長期目的と短・中期目的

途上国の公共セクターの現状にもとづいて考察すると、SAPが求める市場経済化の方向は、長期的には有効かつ望ましい方向だと考えられる（もっとも、特定の途上国の慣習的・伝統的諸要因が市場経済化がかなり進んだ将来においてどのように生き残り、かつどのような役割を演ずるかについてはただちに結論を求める必要はない。たとえば日本の雇用形態といった特色をもつ市場経済の成熟パターンもある）。しかし短期あるいは中期の構造調整目標としてみると、市場経済化の是非は一義的に評価し難い。少なくとも市場経済化は漸進主義（gradualist）的に企てるべきだといえるだろう。その理由のひとつとして、市場経済の制度が未整備の局面においては、その制度が整備されてはじめて有効なSAP処方箋を、急進的に実施したさいには明らかに失敗する可能性が、アプリアリに、また実証例として示される。いまひとつの理由はこうである。SAPの処方箋を有効ならしめるためには、したがって、その前提として、市場経済の諸制度を育成、強化しなければならないが、それは慣習経済によって保護されていた経済主体間の関係を改革し、慣習経済がなくてもやっていけるような代替的な制度を創出することによってはじめて可能である。このような慣習経済の改革には時間が必要である。しかしこの時間がかかる間に、慣習経済は少なくとも社会の安定性を保障する効果をもっている。それが漸進主義の存在理由のひとつとなる。

別添 2 . 構造調整への世銀のアプローチ

出所：「東アジアの構造調整」小浜裕久・柳原透編著、1994年 p2~ p6より

世銀は、1980年に、発展途上国の国際収支状況の悪化に対処すべく、資金供与の新たな形態である「構造調整貸付（Structural Adjustment Lending: SAL）」を開始した。世銀の固有名詞としての「構造調整」は、SALが支援する発展途上国の構造調整計画の背景にある考え方として理解することができる。世銀の考え方は時を経て変わってきているが、基本においては、当初のアプローチが継承されている。

SALが最初に打ち出された80年の時点では、エネルギーの実質価格（世界全体の一般物価水準に比べての相対価格）は80年代をとおして上昇しつづけるとの予想がなされ、したがって国際収支困難への対応の必要も、石油輸入発展途上諸国に焦点を当てて考えられていた。また、当初は、構造調整により国際収支危機を未然に防ぐことが構想されていた。しかし、実際には、その後の事態の展開は予想を上回って急速かつ深刻なものとなり、石油輸出国を含む多くの発展途上国が債務危機に直面し、構造調整の必要は一段と強まる一方で、その実施はきわめて困難な経済状況のもとで試みられることとなった。現在の国際収支危機のもとで、構造調整の実施は短期の経済安定化と組み合わせられることが不可避となり、また、債務問題への対応の一環として位置づけられることとなった。しかし、このような状況の変化にもかかわらず、構造調整アプローチとSALのプログラムの策定には、特段の変更は必要とされなかった。世銀の固有名詞としての「構造調整」なる用語での「調整」とは、なによりも「国際収支調整」を意味している。しかし、それは、国際収支調整

すなわち経済収支赤字幅の削減のアプローチとして、国際通貨基金（IMF）がかねてより関与していた短期マクロ経済安定化とは明確に異なるものであった（表1）。

表1 国際収支調整への2つのアプローチ：マクロ経済安定化と構造調整

	期間	焦点	政策措置	目標
マクロ経済安定化	短期（～3年）	需要面	財政・金融引締	輸入削減
構造調整	中期（3～10年）	供給面	政策・制度改革	輸出拡大

構造調整が必要となった背景として国際経済環境の変化が重視されたのは確かであるが、変化は非可逆・恒久的のものとなされ、そのような変化に対処するために供給面での構造転換により外貨稼得・節約を進めるべきことが強調された。また、国際収支困難の原因のすべてが国際経済環境の変化によるとされたのではなく、それ以前からの経済運営の不適切さにも大きな注意が払われ、構造調整のカギである政策・制度改革の焦点とされた。世銀の見解では、不適切な経済運営が国際収支の悪化をもたらす国内要因を生じさせていたところに、国際経済環境の激変という

外からのショックが加わったため、多くの発展途上諸国では国際収支状況が急速に悪化した、とみなす。そして、そのような状況のもとでは、それまでの経済運営をつづけることは不可能であり、経済全体にわたっての政策・制度改革による構造調整が必要となった、とする。換言すれば、政策・制度改革の余地と効果が大きいと考えられるがゆえに、SALが重要な役割を果たすと期待されたのである。

国際収支ポジションの改善が実現されるのに要する時間は、構造調整のほうが旧来のマクロ経済安定化と比べてより長くかかると考えられた。それは、政策制度改革に対し供給サイドでの反応がおり、資源配分の変更が実現されて輸出の拡大をもたらすには、より多くの時間がかかる、と想定されるからである。また、経済の諸部門にまたがる問題の理解や、政策・制度改革の詳細なプログラムの策定自体が、多くの時間を要することも認識されていた。構造調整とは、長期にわたり経済成長を持続しうよう国際収支面の条件を整えるための努力、との位置づけは当初から明確であり、スローガンとして「成長志向の調整 (growth-oriented adjustment)」が唱えられるようになった85年以前にも、構造調整と成長との関係は十分に考慮されていた。この点でも、往々にしてストップ・アンド・ゴーの繰り返しになりがちなマクロ経済安定化と対照をなしている。少し違った観点から見直すと、世銀の「構造調整」は、長期に持続可能な成長の条件を築くための中期の政策・制度改革プログラムというように、より広い形で政策目標を提示し、そのための条件の1つとして国際収支ポジションの改善を位置づけることもできる。実際、時を経るにつれ、そのような形での頭の整理がなされることが多くなってきた。

世銀の「構造調整」の中心目標は、持続成長の条件を築くよう、資源配分の効率を高め、また国内資源動員を強めることである。世銀の見方では、多くの発展途上諸国の経済に共通に見出される「歪み (distortion)」があり、したがって多くの国で構造調整計画は共通の課題をもつこととなる。構造調整を要する経済の「歪み」は、つぎの2つに大別される。その第1は、民間部門に対し公共部門の規模が過大であり、またその関与する領域が多すぎることである。第2は、経済運営の原則にかかわり、行政介入による統制が市場メカニズムの働きを阻害し、資源動員・配分のうえでの非効率を生んでいることである。

このような基本認識を踏まえ、構造調整計画は、以下の4つの政策分野に重点をおいている。

(1)貿易・為替レート政策

- ・輸出生産者への「自由貿易環境」の提供
- ・為替レート割高の是正
- ・輸入障壁全般の削減

(2)国内規制の緩和

- ・価格統制、補助金、許認可行政の見直し

(3)公共支出・投資計画の合理化

- ・優先順位の確立、計画策定・実施体制の強化

(4)国内資源の動員

- ・税収増大
- ・公共価格・料金の引上げ
- ・金融機構の整備
- ・実質金利水準の引上げ

「枠組」思考と「中身」思考

構造調整の考え方として、世界銀行あるいはそのよって立つ英米流経済学は、経済体制や経済運営の「枠組 (framework)」に注目する。ここで「枠組」とは、経済主体が意思決定を下し行動をとる環境を規定するルールのこと、実体というよりむしろ共通了解といった性格をもつ。

上述のように、世界銀行の構造調整へのアプローチの中心は、政策環境（「枠組」）の歪みを正し、経済全体としての効率を高めるための政策・制度改革に置かれている。ただし、英米流経済学の「枠組」思考は、単一原理の画一適用といった趣きがあり、経済発展段階あるいは類型の違いといったことにはあまり注意を払わないきらいがある。

日本人の大多数は、ミクロ経済学の勉強はそれなりにしたとしても、このような「枠組」思考にはかなりの違和感をもっている。その理由は、1つには、日本では経済を発展段階に応じてみることが常識として広くまた堅固に抱かれており、同一の「枠組」原理が普遍適用可能であるといった単細胞の発想には、少なからぬ拒否反応がある。さらに、より根本の発想の違いとして、日本では、経済発展そして構造調整を考えると、「枠組」ではなく「中身 (ingredients)」を強調する。ここで、「中身」とは、プロジェクト、企業、産業といった経済の構造要素であり、観察の対象となる実体のことである。

「中身」思考は次のような種々の側面をもつ。

第1にそれは「見えざる手」といったつかみどころのない機能の働きとしてではなく、実体のある (tangible) モノの集合として経済を見る。したがって経済発展とは、モノをふやしていくこととして構想され、個別プロジェクトの総和として理解されることになる。

第2に、上の含意として、経済発展とはできあがりイメージが見えるものとして捉えられる。したがって経済発展政策は、将来ビジョンを実現するための政策措置として理解される。「中身」思考の一面としての、決められた目標を目指してだましまし進んでいくという結果志向のアプローチは、「枠組」思考の「環境よければ結果よし」と信ずる原理志向のアプローチとは正反対ともいえる対照をなす。

さらに、やや特殊な点になるが、「中身」思考の第3の特徴として、「カネに色はつけられる」との考えがあるように見受けられる。「枠組」思考の発想では、問題であるのは経済全体としての資金配分機構の働きであり、「金に色はつけられない (money is fungible)」ので、特定の資金の流れを追いかけるのは意味がない、とされる。これに対し、「中身」思考では、特定の原資から投入されたある額の資金が1つの実体 (モノ) としてどこに流れ、どのような形で中身の拡充をもたらしたか、ということが追求される。

以上を、構造調整についての考え方として要約して対比すると、以下ようになる。「枠組」思考では、政策環境の「枠組の歪み」を除き、民間部門が市場の適正なインセンティブに自由に反応するようにすることで経済の効率は高まる、と考えるのに対し、「中身」思考では、状況に応じて適切な将来ビジョンを立て、企業や産業レベルでの「中身の拡充」を図ることが、経済力強化そして成長率向上のためのカギとされる。

別添3 . J I C A の技術協力におけるソフト化の重視

国際協力専門員 山下雅弘

J I C A の国際協力総合研修所では平成5～6年度にかけて、1980年代に行われた専門家派遣事業の内、ソフト型技術移転に係わる約300事例の専門家総合報告書を分析することによって政策アドバイザーの定義・類型化を行い、技術協力上の障害の種類、解決策の提言を行っている。(個別派遣専門家活動事例研究 - アドバイザー型専門家の事例 -、平成6年3月、J I C A 国際協力総合研修所)

従来、ハードな技術移転協力が中心となってきた理由は、ハード面のインフラに係わる設計・施行技術の移転が、効果の実現までの時間が短く、その示威効果が大きいことにあった。

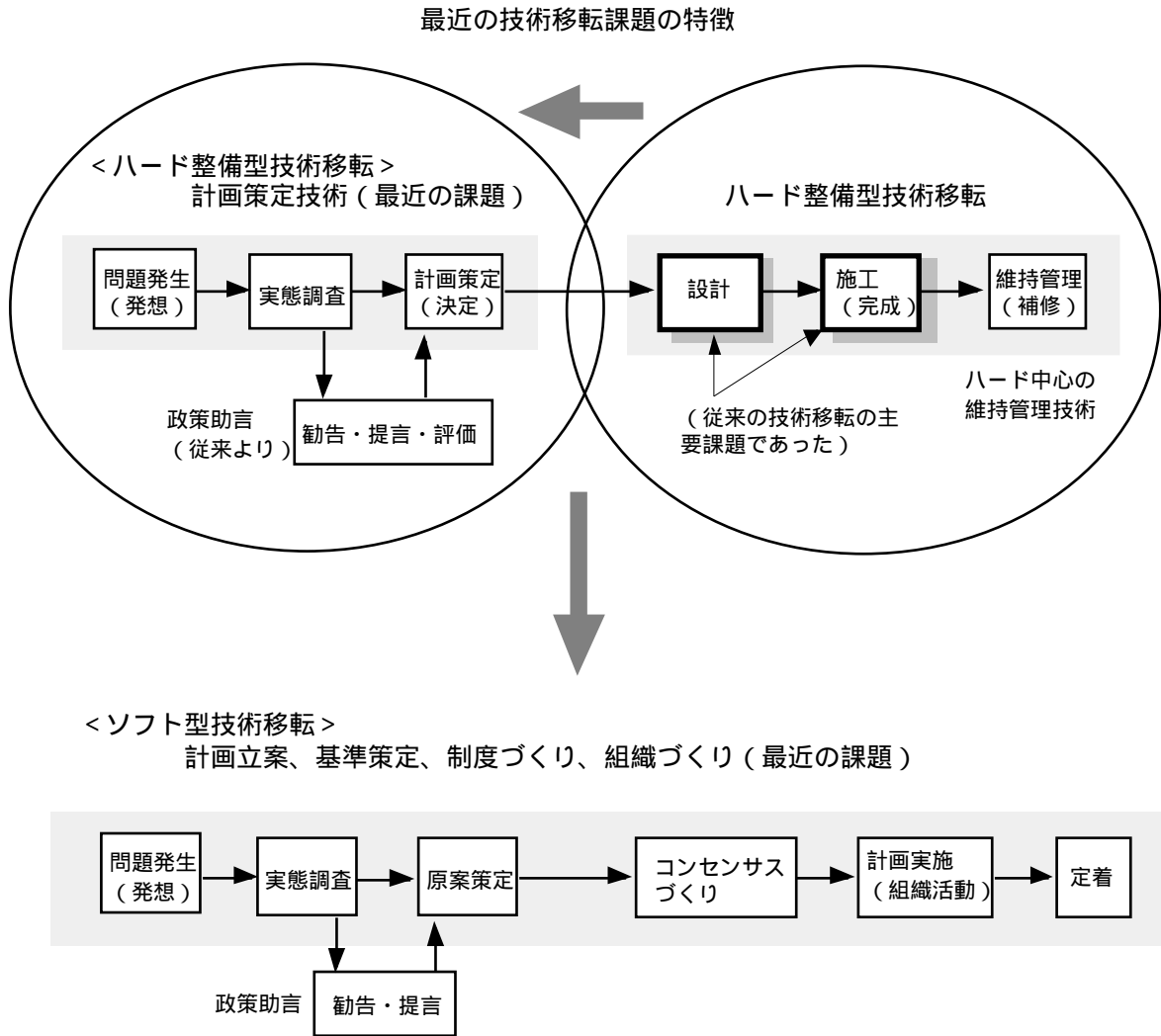
しかし、次のような背景からソフトな技術協力に対するニーズが高まってきた。

- (1) これまでのハード面に重点をおいた先進各国からの技術協力の結果、基礎的な施設の整備が進み、基礎的技術が定着してきた。
- (2) しかし、各種の施設が整備されたものの、運営管理や保守の面で現地の対応が十分でないことがクローズアップされてきた。
- (3) 途上国によっては財政事情が悪化する中で各種の施設整備を効率的に行うため、「計画策定技術」に対するニーズが高まってきた。
- (4) さらに、途上国によっては世界経済の変化や自然災害などの影響により、国家経済全体の新たな方向づけが必要なケースも出始めてきた。
- (5) 一方、途上国によっては基礎的施設の整備が進み社会経済が発展し始めたのに伴い、次の段階へ向かうための計画づくりや新たな課題(都市問題、公害問題など)に対する行政ニーズが発生してきた。
- (6) 一般に途上国においては、個人レベルでは能力があるとしても、組織全体として総合的に問題を把握し具体的な解決策を立案・検討・実行して行く能力が未だ不十分であり、上記のような状況に対応しきれない。
- (7) 世界経済における日本の地位の向上に伴い、日本を見習おうとする機運が途上国間に高まるとともに、日本の技術協力専門家の実績が高く評価されてきた。

* P.9～10

このような背景の下で、ハード整備に係わる全プロセスの内、「設計・施工」に直接関わる技術協力から、計画策定手法の移転や維持管理・運営体制づくりの指導に重点が置かれるようになった。また、「空港料金制度の策定」や「廃棄物処理計画の策定」など「ソフトな技術協力」ニーズが登場し、これはプロセス全体の指導が技術協力の課題になってくる。*p.20

図：



知的支援とソフト型技術移転

1980年代の301の総合報告書から抽出されたソフト型技術移転にまつわる「言葉」の定義を次のように定めている。

知的支援活動とは「知」の移転活動を行うことを指すが、その内容は、

- (1)問題点を発見・確認する手法
- (2)問題解決策の発想・計画策定手法(意志決定手法)
- (3)データ・情報の活用技術
- (4)組織・体制づくりの手法

であり、これらの移転による専門家の活動を「知的支援活動」と呼んでいる。

報告書は、(1)~(4)の「知」を移転することを「ソフト型技術移転」と定義し、具体的には次のように述べられている。

「ソフト型技術移転」とは、任国における各種の開発課題を明確化するとともにそれらを解決するために最適な計画の立案・選択、実施体制・管理運営等の手法に関するノウハウを移転・定着させることを目的とした知的支援活動を指す。

さらに、こうした「ソフト型技術移転」に関わる301事例の内、82事例を「政策アドバイザー」として、次のように定義している。

政策アドバイザーとは、ソフト型専門家のうち、特に国家政策および国家的規模の各種計画の立案・選択・実施に関して指導・助言する専門家を指す。

82の政策アドバイザーは次の4つに類型化されている。

表： 政策アドバイザーの類型（特徴）

アドバイザー 類型	特徴	最近10年間の 派遣数
A：国家経済政策	国家全体の経済政策や開発計画に関する業務を主に行う専門家	8
B：セクター基本政策	各省庁における基本政策や計画に関する業務を主に行う専門家	38
C：セクター実務水準向上	各省庁の実務レベルの計画・実行に関する業務を主に行う専門家	26
D：マルチセクター型 D1：中小企業育成 D2：投資誘致	複数のセクターに関する業務を主に行う専門家	10

これら政策アドバイザーの直面する大きな問題は、(1)相手国側の資料整備の遅れ、(2)文化・社会構造の違いから発生する異文化面の問題、(3)便宜供与面の不備、などが挙げられている。また、知的支援活動はC/Pとの信頼関係の確立が基本にあり、情報収集・相手国理解、コンセンサス構築などのため広い人間関係作りが重要との指摘が専門家から行われている。政策アドバイザーにとって、円滑な業務実施のための下記のノウハウの内、特にこれらの活動基盤づくりが重要視されるのである。

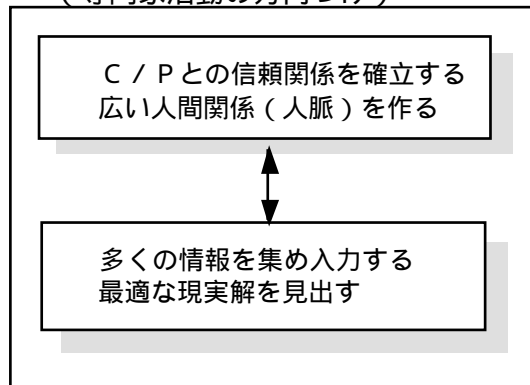
図：

円滑な業務実施のコツ（共通要素）

(1) <活動基盤づくり>

（コミュニケーションルートの確保）

（専門家活動の方向づけ）



(2) < 専門家に必要な対応策・姿勢 >

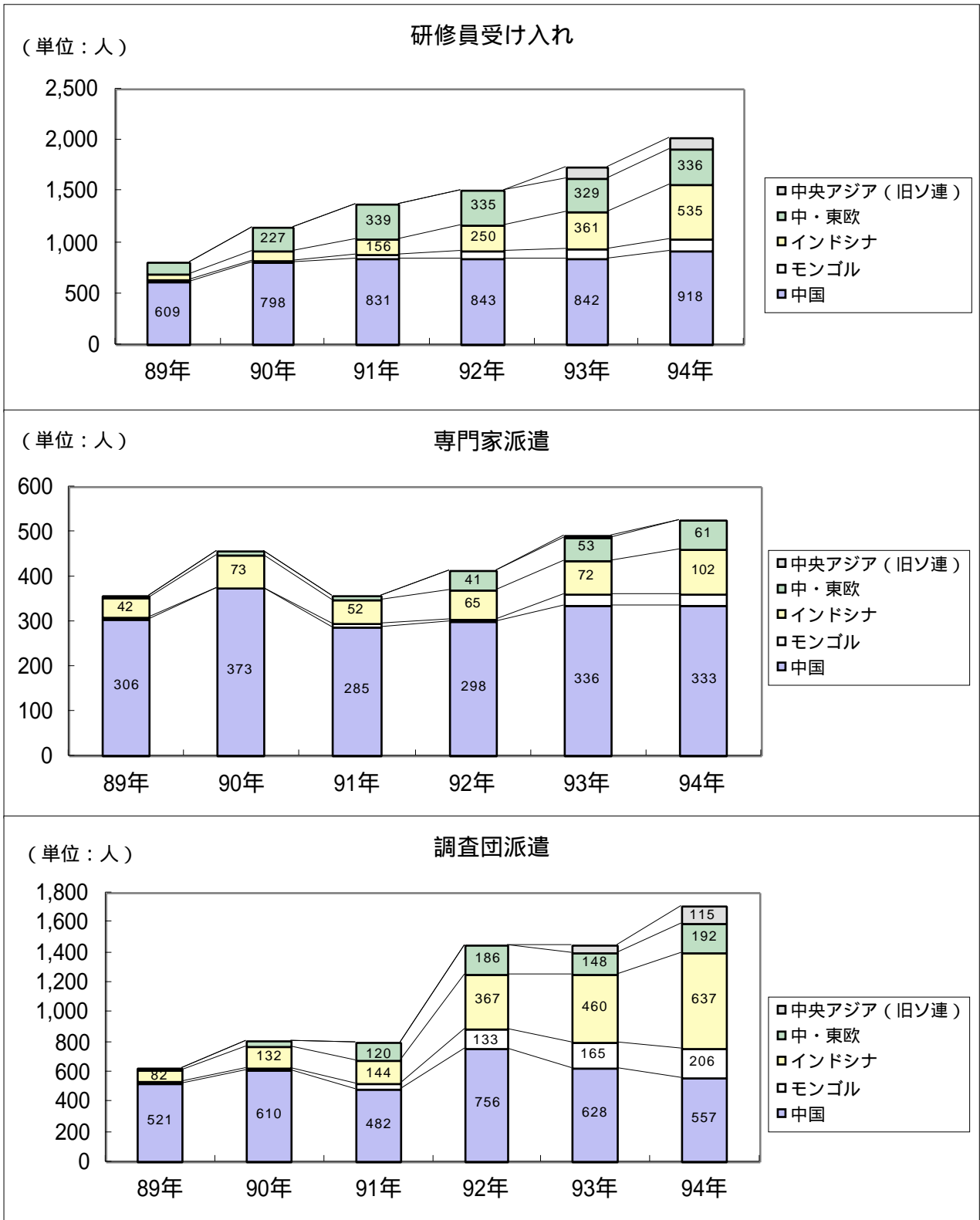
- ・常に誠意を持って対応する（相手側をばかにしない、約束を守る）
- ・現地語に熟達する（英語だけでは不十分）
- ・各種の式典・会議・パーティ等に参加する（職場以外の場で付き合いも必要）
- ・常に自己研鑽に努め、「自律」を保持する
- ・早い段階で専門家の力量を提示する
- ・自分なりの目標・哲学・理論を持つ
- ・積極的に意思疎通を図る
- ・国際マナー・現地の習慣を守る

(3) < 具体的な移転活動上のコツ >

- ・業務の目的と進め方を明示する
- ・C / Pとの共同作業を重視する（専門家の空回りを避ける）
- ・ケーススタディを取り入れる
- ・レポートは簡潔明瞭に書く（4～5ページのメモも効果的）
- ・トップとのコミュニケーションルートを確保する（定期的なレポートを提出するなど）
- ・既存資源を効果的に活用する
- ・現地人の立場で発想し仕事をする（日本の方式を押しつけない）
- ・必要事項は繰り返し説明・指導する
- ・日本の協力制度を熟知する
- ・C / Pにすべてを相談する（C / Pの立場を尊重する）

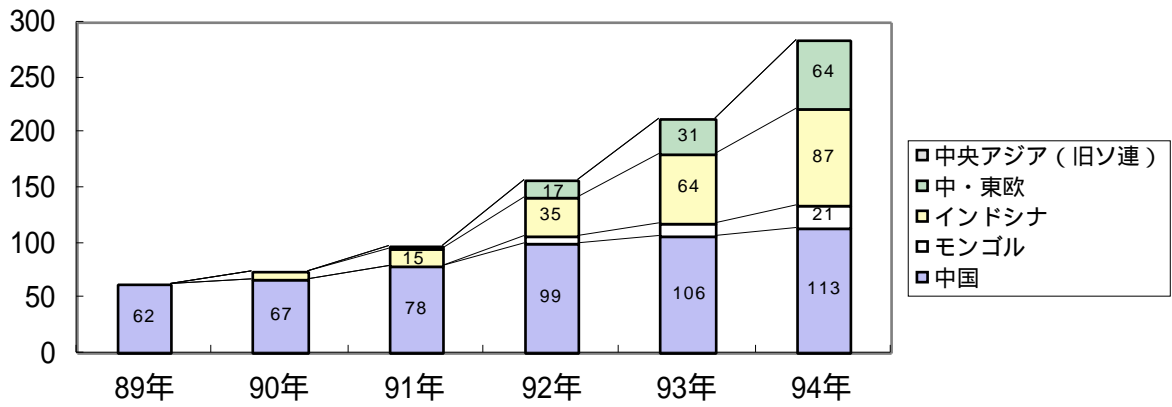
同じく平成6年度には、技術協力プロジェクトの(1)効率を高め、(2)成果を公正に配分し、(3)参加の程度を高め、(4)援助終了後の持続的・自律的発展能力育成のために「組織・制度づくり」についての事例研究が行われている（プロジェクトマネジメントにおける「組織・制度づくり」への配慮）。この研究は実施主体としてのJICAから見た暫定的提言をいくつか挙げているが、当該社会に適したプロジェクトのルールづくりが重要視されるべきで、そのための既存組織・関連組織の実施能力、社会構造等の調査研究の重要性が協調されている。

別添４．市場経済化移行国へのＪＩＣＡ事業実績の推移



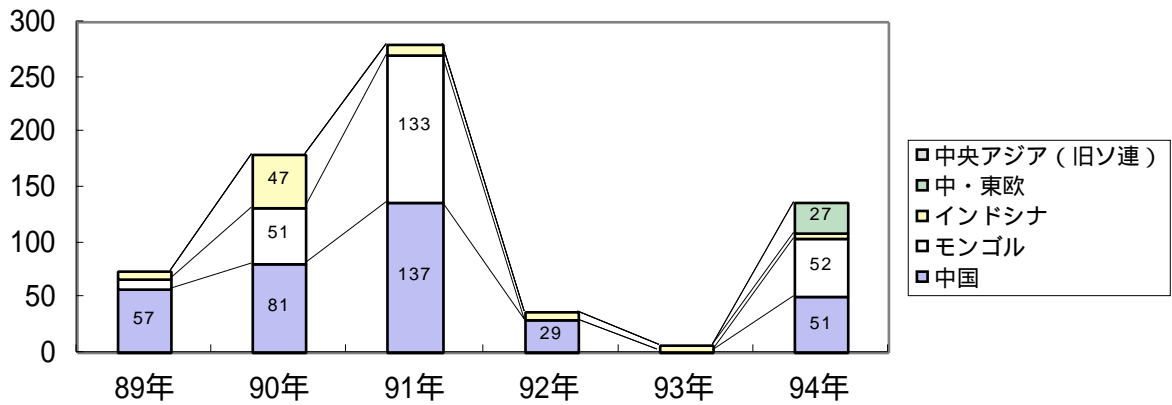
青年海外協力隊派遣

(単位：人)



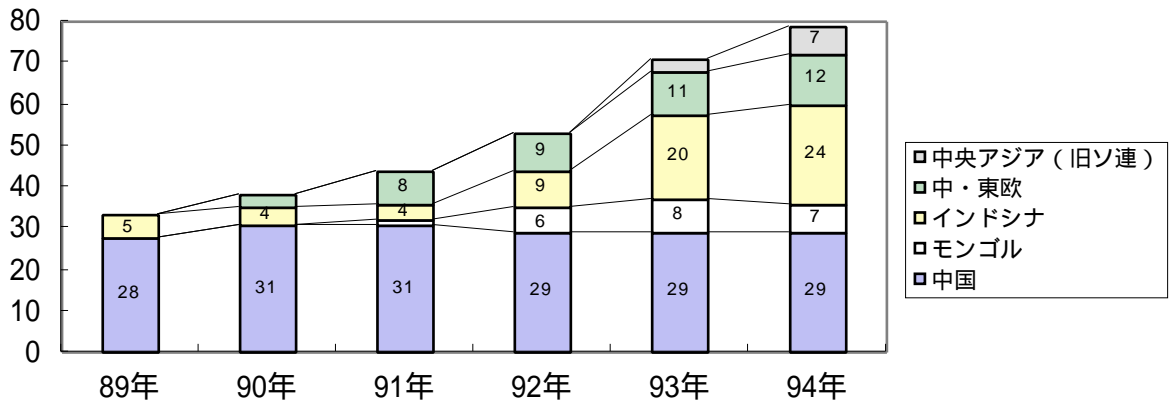
単独機材供与

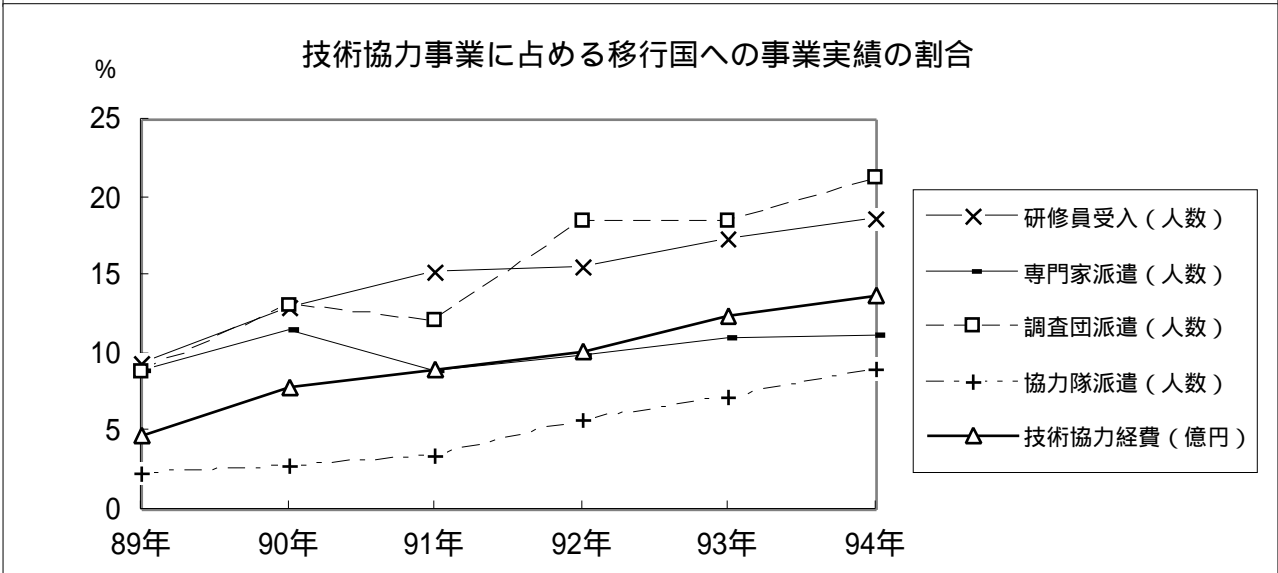
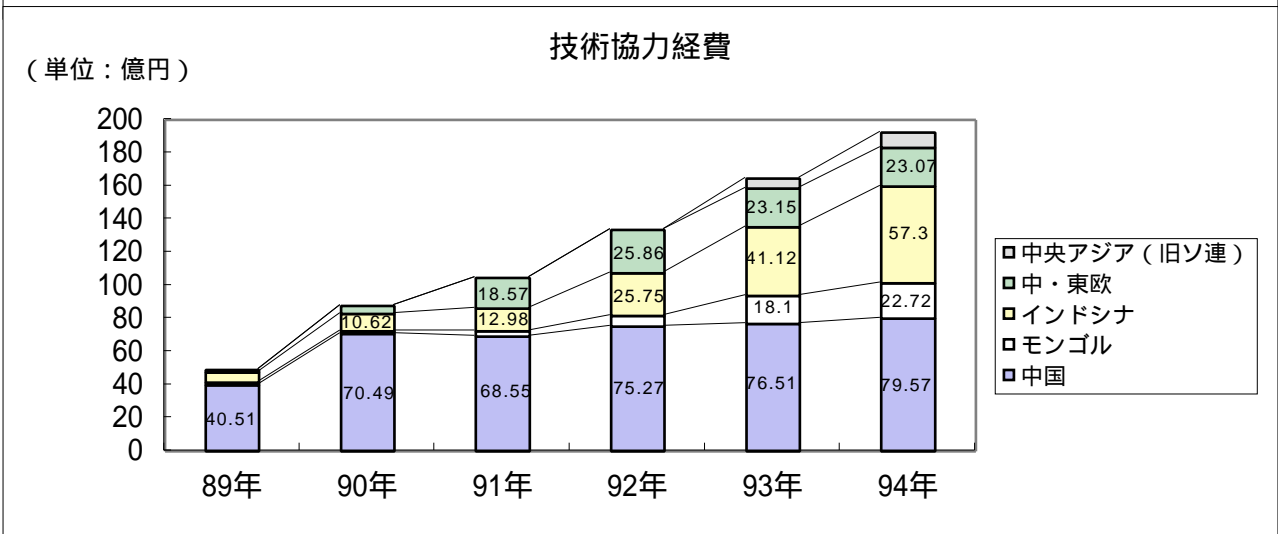
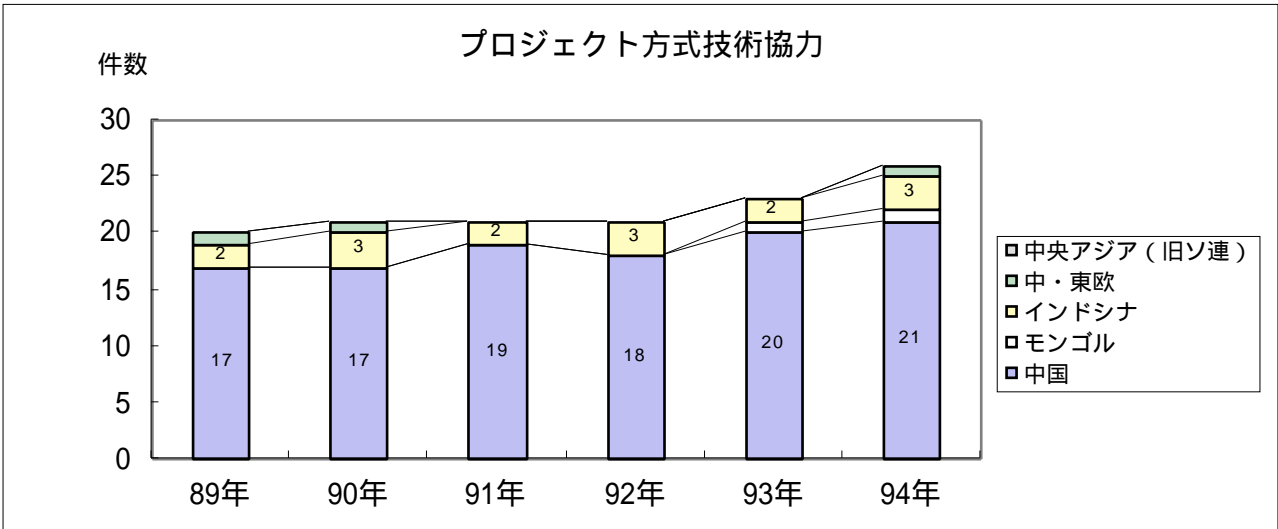
(単位：百万円)



開発調査

件数





市場経済化移行国への J I C A 事業実績の推移表 (1989-1994)

		研修員受入 (人数)	専門家派遣 (人数)	調査団派遣 (人数)	協力隊派遣 (人数)	単独機材 供与 (百万円)	開発調査 (件数)	プロ技協 (件数)	技術協力 経費 (億円)
中・東欧	89年	114	5	9	0	0	0	1	1.59
	90年	227	6	48	0	0	3	1	5.68
	91年	339	11	120	2	0	8	0	18.57
	92年	335	41	186	17	0	9	0	25.86
	93年	329	53	148	31	0	11	0	23.15
	94年	336	61	192	64	27	12	1	23.07
中央アジア	89年	0	0	0	0	0	0	0	0
	90年	0	0	0	0	0	0	0	0
	91年	0	0	0	0	0	0	0	0
	92年	0	0	0	0	0	0	0	0
	93年	106	3	44	0	0	3	0	6.27
	94年	112	2	115	0	0	7	0	10.09
中国	89年	609	306	521	62	57	28	17	40.51
	90年	798	373	610	67	81	31	17	70.49
	91年	831	285	482	78	137	31	19	68.55
	92年	843	298	756	99	29	29	18	75.27
	93年	842	336	628	106	0	29	20	76.51
	94年	918	333	557	113	51	29	21	79.57
モンゴル	89年	20	3	12	0	9	0	0	0.86
	90年	18	3	22	0	51	0	0	1.51
	91年	47	9	46	1	133	1	0	4.02
	92年	72	8	133	7	0	6	0	6.81
	93年	98	27	165	11	0	8	1	18.10
	94年	118	28	206	21	52	7	1	22.72
インドシナ	89年	58	42	82	1	9	5	2	5.65
	90年	93	73	132	6	47	4	3	10.62
	91年	156	52	144	15	10	4	2	12.98
	92年	250	65	367	35	7	9	3	25.75
	93年	361	72	460	64	6	20	2	41.12
	94年	535	102	637	87	6	24	3	57.30
移行国合計	89年	801	356	624	63	75	33	20	48.61
	90年	1,136	455	812	73	179	38	21	88.30
	91年	1,373	357	792	96	280	44	21	104.12
	92年	1,500	412	1,442	158	36	53	21	133.69
	93年	1,736	491	1,445	212	6	71	23	165.15
	94年	2,019	526	1,707	285	136	79	26	192.75
技協合計	89年	8,613	4,005	6,978	2,691				1016.63
	90年	8,825	3,970	6,261	2,681				1130.91
	91年	9,036	4,023	6,530	2,769				1154.84
	92年	9,604	4,186	7,775	2,773				1314.13
	93年	10,058	4,518	7,856	2,956				1334.25
	94年	10,788	4,728	8,007	3,161				1394.01
移行国比率	89年	9.3 %	8.9 %	8.9 %	2.3 %				4.8 %
	90年	12.9 %	11.5 %	13.0 %	2.7 %				7.8 %
	91年	15.2 %	8.9 %	12.1 %	3.5 %				9.0 %
	92年	15.6 %	9.8 %	18.5 %	5.7 %				10.2 %
	93年	17.3 %	10.9 %	18.4 %	7.2 %				12.4 %
	94年	18.7 %	11.1 %	21.3 %	9.0 %				13.8 %

注：(1)インドシナは、ヴェトナム、ミャンマー、ラオス、カンボディアが含まれる。

(2)「区分不能」として分類されていた項目は除外している。

(3)研修員受入、専門家派遣、調査団派遣、協力隊派遣は、新規派遣と前年度からの継続との合計。

出所：国際協力事業団年報1990～1995年版

別添5 . 参考文献リスト

「市場経済化」を考える上で参考となる主要文献

- ・ 盛田常夫 『体制転換の経済学』 新世社、1994年
- ・ 「日本における発展途上国研究 1986～1994・テーマ編」、『アジア経済』1995年8月号、アジア経済研究所
(通巻400号記念特集として、開発経済学の分野に市場経済化関連書籍のリストがある。)
- ・ 「市場経済への移行」『ESP』1996年4月号
- ・ 大野健一 『市場移行戦略』 有斐閣、1996年
- ・ 石川滋編 『開発協力政策の理論的研究』 アジア経済研究所、1996年4月(出版予定)
- ・ EBRD, " Transition report 1994 "
- ・ EBRD, " Transition report update April 1995 "
- ・ EBRD, " Transition report 1995 "
- ・ The World Bank, " Transition - The Newsletter About Reforming Economies "
(月刊、英語、世銀東京事務所情報公開センターにて入手可、無料)
- ・ The World Bank, " From Plan to Market ", The World Development Report 1996 (出版予定)

本報告書作成のために活用した参考文献

1 . 市場経済化に対する経済学からの捉え方

- ・ 石川滋 『開発経済学の基本問題』 有斐閣、1990年
- ・ 大野健一 『市場移行戦略』 有斐閣、1996年
- ・ The World Bank, " Transition ", Volume 6, Number 4, April 1995
- ・ Institute for East West Studies (東西比較研究所), " Moving Beyond Assistance "
- ・ 経済企画庁委託調査 『経済自由化政策のシークエンシングに関する調査報告』 三井情報開発株式会社総合研究所、1994年3月
- ・ The World Bank, " Different Strategies of Transition to a Market Economy ", Policy, Planning, and Research Working Paper 1579
- ・ The World Bank, " The Challenge of Development ", The World Development Report 1991
- ・ 西村清彦 『経済学のための最適化理論入門』

2 . 市場経済化の現状

- ・ 大野泉 「市場導入戦略と移行パフォーマンス-「グラジュアリズム」の再評価-」、『開発援助研究』1995 Vol.2 No.1、海外経済協力基金
- ・ 黒川雄爾 『市場経済移行国への経済協力のあり方』、ユニコ インターナショナル、1995年
- ・ 盛田常夫 『体制転換の経済学』 新世社、1994年

- ・ 『日本輸出入銀行海外投資研究所報』 1989年12月
- ・ UNDP, " Human Development Report 1994 "
- ・ World Bank, " World Development Report 1995 "
- ・ Asian Development Bank, " Asian Development Outlook 1995 and 1996 "
- ・ 日本銀行国際局 『国際比較統計1995』
- ・ EBRD, " Transition Report Update " April 1995.
- ・ Asian Development Bank, " Asian Development Outlook 1995 and 1996 " .
- ・ EBRD, "Transition report 1994 "
- ・ World Bank, " From Plan to Market, Patterns of Transition " Policy, Planning, and Research Working Paper No.1564

3 . 国際機関、主要先進国等援助機関による支援の現状

- ・ 大野健一 『市場移行戦略』 有斐閣、1996年
- ・ 白鳥正喜 『世界銀行グループ』 国際開発ジャーナル、1993年
- ・ DAC, " Geographical Distribution of Financial Flows to Aid Recipients 1990-1994 "
- ・ 「OECDによる市場経済移行国への支援活動について」、 『ファイナンス』 大蔵省公報、平成7年10月号
- ・ 外務省経済協力局 『我が国の政府開発援助』（ODA白書）1995年
- ・ the European Commission , "What is PHARE?" Jan. 1994.
- ・ the European Commission, "Tacis Annual Report 1994"

4 . 日本の支援の現状

- ・ 「市場経済への移行」 『ESP』 1996年4月号
- ・ 国際協力事業団 『国際協力事業団年報』 1990～1995年版

5 . 市場経済化支援と技術協力

- ・ 林 武 『技術と社会 日本の経験』 東京大学出版会、1986年
- ・ 小池和男 / 猪木武徳編 『人材形成の国際比較 東南アジアと日本』 東洋経済新報社、1987年
- ・ 中岡哲郎編 『技術形成の国際比較 工業化の社会的能力』 筑摩書房、1990年
- ・ 村上泰亮、西山賢一、田中辰雄 『マニフェスト新しい経済学』 中央公論社、1993年
- ・ 足立芳寛編著 『開発技術学』 オーム社、1996年
- ・ 武部昇、堂本健二著 「「ソフト」支援型援助のあり方について」 『国際開発研究』 第1巻第2号、国際開発学会、1992年6月
- ・ 国際協力事業団 『参加型開発と良い統治 分野別援助研究会報告書』、1995年3月
- ・ 国際協力事業団 『プロジェクト外マネージメントにおける組織・制度づくりへの配慮 調査研究報告書』、1994年3月
- ・ 国際協力事業団 『開発プロジェクトにおける社会的能力の活用に向けた基礎研究』、1996年3月